

る。假に、被告人等の主張するが如く、妊娠の事實が周知の事實であつたとすれば、被告人等は子供が死産したときは直に其の旨を公表すべく、而して、被告人等が何事をも隠匿しなかつたならば、被告人等に對する此の不利なる嫌疑は生じなかつた筈である」と云つて居る。然し、余の知る限りに於ては、陪審が此の種の證據を以て殺人の證明ありとした事件は未だ曾つて存在しない。醜聞の擴大を回避する爲に被告人が被害者の死體を祕密裡に處分したとしても、被告人の其の行爲は必ずしも被告人が無實なること、矛盾するものではない。産婆の招聘された事實——而して、此の産婆が信用の置けない人物であることは證明されて居ない——は其の招聘當時には殺人の目的のなかつたことを證明するに役立つものである」と判示した。

(四) 出産には兎角事故が随伴し勝のものであつて、相當の好條件を有する婦女が出産する場合に於ても、婚姻外の祕密の關係に依り妊娠し、第三者の助産を得ずして出産するときは、妊婦の恥辱感、恐怖感、出産を隠蔽せんとする欲求、周囲の者の無情或は時には妊婦に出生する子供の生命を保護するに必要な注意を爲す能力の欠缺することに基因して事故随伴の危険は著く増大すべきである。それかあらぬか、妊婦が恐怖に驅られて分娩を促進せんとしてやつたことが圖らずも子供を死亡せしめる結果と爲つた事例が尠くない。夫故に、子供の死體に傷害其他暴行の痕跡があつても、其の之が他の情況事實に依り生きて生れた子供に故意に加へられたことが明瞭でない限り、之を以て必然的に故意の傷害に基くものと認め殺人罪の認定を爲し得るものではない。斯かる行爲解釋の原則は我が法制に特有のものではなく、此の原則は、假令世界的のものではなくとも、此の種の事件に刑法を適用するに當り、廣く一般に行はれて居るものと察せられる (1 Alison's Principles of the Criminal Law of

Scotland, p. 159)。

以上の考察よりすれば、子供の死を以て故意の暴行に基くものと爲すべき極めて濃厚なる嫌疑を生ぜしめる事實の存する場合に於ても、其の事實が他の假定に立ち之を辯解する余地のないものでない限り、行爲者に對しては殺人罪を歸することなく、出産隠蔽の罪を歸するに止めるのが正義に合する健全なる證據法の原則であり、又、斯の如く往々にして難解なる事件に於て生ずることのある誤判を回避する所以である。然しながら、此の種の事件に幾多の經驗を有する者は、此の種の多數の事件に最も濃厚なる殺人の嫌疑の存することを疑ふことは出来ない。従つて、出産の隠蔽を罰することを要する主要なる理由は、極めて屢々——此の種の大多數の事件に於て此の表現は過言ではない——母の行爲が出産に當り違法なりしや否やを確定することを不能ならしめて居ると云ふ點に存するのである。

此の種の事件に於ては、從來、裁判上の眞實發見が人道感情に依り枉げられる虞があつて、其の弊害を防止する爲には推定規定を設ける必要があると考へられ、或る情況事實に決定的推定力を生ぜしめる理由を説示する爲に、不可解なる牽強附會の假定が設けられて居た。而して、斯かる推定裁判が時々行はれたことは否定し得ないところであり、法律が此の問題に付て社會感情と一致して居なかつたことを證明して居るのである。犯罪實行當時、其の精神状態が、苦い立場に置かれて、興奮して居る若い婦女に對し、凡ゆる嚴酷と恐怖とを伴ふ死刑の判決を下すことは無益の殺生をするに過ぎな

5。千九百二十二年の嬰兒殺法 (Infanticide Act of 1922) は斯かる愚を止め、故意の作爲又は不作爲に因り、婦女が其の分娩に係る嬰兒を死に致したる場合に於て、其の當時、其の婦女が分娩に基く苦痛 (the effect of giving birth to such child) より完全に回復せず且其の爲に精神の平衡を失ひ居たるときは、通常の場合に於ては殺人罪を以て論ずべき情況に在りしときと雖も、其の婦女の罪は單に之を嬰兒殺 (the felony of infanticide) を以て論じ、致死罪 (manslaughter) の例に依りて處斷すと規定して居る。

殺人罪の罪體の證明と云ふ見地より、證據の法則及原理に關して以上に論述引證せることは、更に之を他の犯罪に推及、發展せしめ得るが、其の問題は、本書の目的に添ふ限りは、既に詳論せるところであり、從つて、茲に斯かる發展的研究をするのは蛇足であらう。著名なる事例として既に引用せる事件は裁判の實際と啓蒙された理性の要請とが嚴に一致して居ることを示して居る。

第八章 情況證據の效果結語

第一節 情況證據の效力の一般的根據

情況證據の效果を考察するに當つては、事實の信用性とは別個に、證言の信用性と云ふことが問題となる。蓋し、そは獨り情況證據のみならず總ての證據に價值を生ぜしめる必須の要件だからである。

吾々が證據を信ずるのは、既に論述した如く、吾々が自然の秩序の恒久不變性と吾々と外界の世界及他人とを連結する感覺に依つて得た印象の實體と眞實性を信ずると同時に、人類に付ては之が精神的的存在としての法則があつて、精神的特徴は不變であり、良心の作用がある爲である (本書上巻一〇頁乃至二〇頁參照) 夫故に、若し吾々が、吾々を眞理及眞實の道より外れた邪道に陥らしめる虞のある諸種の原因を正しく評價し、之を排除することを得るならば、吾々の推理及結論は完全なる證明力を有するであらう。

人の感情作用は人の本性中の何れかと云へば神祕的なもの、謎を解く曙光を與へるものであり、爆發せる感情は勿論無言の感情さへも、冷靜な觀察者に採つては、其の眞の原因を探究する手引を與へ

るものであるが、法學者に探つては、人の本性及特に動機と行爲との間、異常なる欲求若くは有害なる志向と犯罪自體との間の牽連關係に影響を有する無限の差異のある人の性格を研究することが絶體必須の困難な問題である。凡そ諸種の研究部門に於て、人の本性及性格の研究程不斷の警戒と絶えざる忍耐強い注意と反省とを要する部門はない。

本書に於てこれ迄に隨時論述した情況證據の一種特別の證明力は、情況證據が其の證明の目的となる要證事實を眞實としなければ合理的に説明され得ないと云ふ場合に初めて生ずるのである（本書上卷四二頁、尙、本書七〇頁法則四參照）。夫故に、情況證據に依つて罪を斷ずるに當つては、吾々は、凡ゆる方面より情況證據を検討し、被告人を有罪としなければ其の説明の出来ない場合には有罪とすべく、之に反し、被告人を有罪としなくとも説明し得る場合には無罪と結論すべきである（Mittermair, *Traité de la Preuve*, ch. 59）。

斯様にして形成せられた結論は、健全且圓熟せる人類の經驗が眞實に到達する最良の方法なることを神に誓つて認められた證據の法則及推理作用の應用に依り支援され、誤謬を正された悟性の純粹なる推論であり、人が重大なる關心事に際して、安心して其の行動を起す動因と爲る精神的確實性、従つて亦、刑事司法の領域に屬する事象に付て云へば、或る裁判を以て眞實且正當なりとして完全に之に信賴し得る精神的確實性を構成するのである。

羅馬法の諸原則を繼受せる多くの大陸の法典は、強行規定を以て法律上の證明を爲すに必要な證

據の種類及量を一定して居る。之等の諸原則中事實の證明には二人以上の證人の證言を要すと云ふ原則は、我が英國に於ても古くは宗教裁判所及海事裁判所（ヘンリー八世二十八年法律第十五號前文參照）に於て行はれて居たが、此の證據法は夙に廢止となつて居る。無限の差異のある人の動機と行爲の組合を明確に認定すること若くは數學的正確さを以て總ての人の精神に對し一定不變の力を持つて作用する證據の標準を定めることは、人は十人十色で、各異なる精神を有するが故に、事實上不可能である。斯かる勝手な法則は無害、蛇足たるよりも、寧ろ往々にして、眞實の發見を妨害するものである。換言すれば、斯かる法則は判事の良心に對する桎梏として作用し、時には判事をして其の心證に反する裁判を爲すの已むなきに至らしめるものであり、無實の人を保護するには必要なく、只有罪者を無罪たらしめる効果を有するに過ぎないのである（Mittermair, *Traité de la Preuve*, ch. 8 と本書上卷三六頁乃至三九頁とを對照）我が或る宗教裁判所の博識の判事は宗教裁判所に於て行はれて居た——然し、現在行はれては居ない——古代の法則に付て、姦通の事實を確定するには一人の證人では足りない」と説明して後「余は異議なく此の法則に服する、否、之に服することは余の義務である。然し正直に云へば、余の之に服するのは強制に依るものと云はざるを得ない。余は此の法則に羈束せられ、此の法則が宗教裁判所の法則として存續する限り、即ち、姦通行爲の證明に殺人罪の認定に要する以上の證據を要する限り、此の法則に服するのが余の義務であらう」と云つて居る [Par D

Lushington, in *Taylor v. Taylor*, (1848) 6 *Eccl. & Mar. Cases* at p. 563]。

英吉利法が一定量の證據を要求して居る事件の種類は極めて稀であり、彼の大逆罪の裁判に於て二人以上の證人を必要とし、(千六百九十五年の大逆罪法第二條)偽證事件に於て二人以上の證人あるか又は重要な點に於て獨立の證據に依り裏付せられた一名の證人の證言あるを要する(千九百十一年の偽證法第十三條)こと、爲つて居るのが其の例外であり、斯かる證據法上の制限のあるのは、大逆罪に付て云へば、政治犯人として起訴せられた者が政黨の鬭争の犠牲と爲ることを防止せんとする政策に胚胎するものであり、偽證罪に付て云へば、一名の證人が宣誓して偽證の事實を證言するも、其のことは當然には被告人が故意に虚偽の證言をしたことを立證するに充分ならずと考へられ且此の古き法則が法律 (Act of Parliament) に依り變更されずに居るからである。

千八百九十八年の刑事證據法以來、被告人が其の利益の爲に證據を提出する場合には總て之と同様の推理法が適用されるが、それは虚偽の證據の提出される特別の危険の存する事件、特に婦人、子供に對する暴行罪及之に類する犯罪に依り起訴された事件に於て特別の效力を有する。婦女の貞操が酷く重んぜられ、社會上極めて重要な意味を有する結果は、往々にして、之が婦女をして虚偽の告訴若くは誇大な告訴を爲し、婦女でなければ到底考へ付かないやうな虚偽の證據を巨細に捏造し、之に依り其の告訴を維持し以て自らの非行を隱蔽せんとする強い誘惑と爲るものである。此の種の最も重大なる告訴に付て常に必ず裏付證據を要すと爲すべき學問上の根據のないことは事實であるが、斯かる告訴事件に於ては、陪審が告訴人たる婦女又は子供の裏付なき陳述に基き被告人を有罪とするに先立

ち、判事が陪審に對し最慎の注意を用ふべきことを警告せねばならない場合が頻々と起つて居る。尙裏付證據の存在を要件とする例外としては、私生子の父を定める訴訟(千八百四十五年の私生子法第六條及千八百七十二年の私生子法改正法第四條)、千八百八十五年の刑法改正法の或る規定に基く婚姻契約違反訴訟(千八百六十九年の證據法改正法第二條)及未成年の證人の非宣誓證言事件(千九百三十三年の幼少年法第三十八條)に於けるが如き民事關係のものがある。幼少年者の告訴に係る事件に於ては、更に、幼少年者は若年且無知の爲に其の告訴の重要性を全然理解し得ざると共に多くは道德觀念すらも有しないと云ふ困難な事情が伴ひ、幼少年者の陳述に對しては、依つて以て或る程度迄大人の虚言や誇張を發見し得る虚言、誇張の發見法を適用し若くは幼少年者の言の何處迄が事實で、何處迄が親や友人等から吹込まれたものかを見分けることが屢々不可能である(註)。

註 印度の法制——千八百五十五年法律第二號の行はれて居た當時の印度の法律 (Emp. v. Lalehand, 5 W. R. 23; Emp. v. Rose, 6 M. H. C. R. 342 參照)は現在よりもつと英吉利の現行法と類似してゐた。然るに、印度證據法が制定せられてからは「如何なる事件に於ても事實立證の爲に要する證人の員數は之を特定せず」(千八百七十二年法律第一號第三百三十四條)とされた爲、只一名の證人の證言でも信用し得る限り要證事實の充分なる證明となり [Kulam Mundal v. Bhowani Prasad, 22 W. R. 32; Raja Prasanno v. Romence Dossee, 10 W. R. 236; Ueerappa v. Emp., 51 Mad. 956; Kalka Singh v. Jagwant Singh, (1926) Oudh. 69; 89 I. C. 711; Bahadur v. Emp., 29 Cr. L. J. 999; 112 I. C. 215] 裏付證據の存在する(註)を要しなく (Emp. v. Ghulet, 7 All. 44 (50); Arnold v. Arnold, 38 Cal. 907; Smith v. Ma Pwa Shin, 11 Bar. L. T. 197; 49 I. C. 305 參照)。一定の事件に於て裏付證據の存することを要件とする英吉利法の法則は單なる訴訟技術上の法則ではなく、實體的正義に基礎を置く法則である。而して、印度の證據法は裏付證據に付ては規定して居ない、けれども、印度法の特別の規定

の適用のない場合には、衡平と正義に基礎を置いて居る法則は印度の刑事司法に於ても安全なる指導標として之を利用し得る
 245 G. [Emp. v. Bai Gangadhar Tiak, 28 Bom. 479 (偽證)]; 尚、Hari Krishna v. Emp., 49 Cal. 784; Pendurti v. Pendurti, 45 Mad. 982 F. B. (離婚); Surendra v. Bani Dasi, 47 Cal. 1043 (遺言) 参照。

此の法則の類推に依り、共犯者の証言に付ては裏付證據の存することを要する。法律上は裏付證據の存しない共犯者の証言も形式的證據力を有すること、爲つて居るが、判例に依り、判事は陪審に對し、共犯者の証言に依り有罪決定を爲すことの危険なることを警告することを要すると共に、場合に依つては、其の自由裁量を以て、斯かる有罪決定を爲さざるやうに勸告し得るが、其の場合には、若し陪審に於て共犯者の証言を信するならば、其の証言に依り有罪決定を爲すのは違法ではないと云ふことを指摘すべきであるとして居り、判事が斯かる警告を與へなかつた場合には有罪決定は刑事控訴裁判所に於て取消されるであらう [Rex v. Wynnan (1918) 13 Cr. App. Rep. 163]。

裏付證據は被告人と犯罪とを結付ける性質を有するもの、換言すれば、犯罪が實行され且之が被告人に依り實行せられたことを證明する證據を其の重要な點に於て裏付する性質を有するものたることを要する。裏付證據は被告人が犯罪を犯したことを直接に證明する直接證據たるを要せず、情況證據でも、之が被告人と犯罪とを結付けるものならば、充分である [Rex v. Baskerville (1916) 2 K.B. 658] (註)。

註 印度の法制——印度證據法の下に在つては「共犯者は互に他の被告人に對する事件に於て證人たることを得。有罪決定は之が共犯者の裏付なき証言に基き爲されたる一事に依りては違法たることなし」(千八百七十二法律第一號第三百三十三條)。

然し、裁判所は、共犯者の証言は重要な點に於て裏付されなければ、措信するに足らざるものと推定し得る(同法第百十四條の解説(b)) 印度の證據法も、此の規定がある爲に、實際上は英吉利の證據法と同一に歸着し、今日では、實際に於て行はれて居るが如く、裏付證據を要するものが實質上法たるの效力を有して居る [Emp. v. Maiku Lal, 20 All. 133; Emp. v. Kehrie, 29 All. 434; Emp. v. Magan Lal, 14 Bom. 115; Emp. v. Chagan Dayaram, 14 Bom. 331; Emp. v. Gharya, 19 Bom. 728; Emp. v. Gangra, 23 Bom. 316; Emp. v. Salikhan, 43 Bom. 739; Banu v. Emp., 33 Cal. 135; Emp. v. Noni Gopal, 38 Cal. 559; Emp. v. Latit Mohan, 38 Cal. 559; Emp. v. Raman, 21 Mad. 83; Ramswami v. Emp., 27 Mad. 271; Muthukumaraswami v. Emp., 35 Mad. 397; Har Prasad v. Emp., 36 I. C. 133; Emp. v. Jawari, 70 P. L. R. 1918; 44 I. C. 179; Feroz v. Emp., 45 I.C.843; Rusna Teji v. Emp., 54 I. C. 881; Govinda v. Emp., 69 I. C. 257; In re Ramswami, 11 L. W. 8; 54 I. C. 479; Sardare v. Emp., 63 I. C. 612; Emp. v. Dewan Kahar, (1923) Pat. 13; 72 I. C. 961; Feroz Khan v. Emp., (1925) Lah. 268; 86 I. C. 401; Dhannu v. Emp., (1921) Pat. 406; Emp. v. Kuberappa, 15 Bom. L. R. 288; 19 I. C. 321; Hari Ram v. Emp., 15 Lah. 673; Mahadev Prasad v. Emp., 9 duck. 355; Kanshi Ram v. Emp., 15 Lah. 491; Krishna Biawas v. Emp., 62 Cal. 819; Emp. v. Papa Kamalkhan, 59 Bom. 486; Bachcha Babu v. Emp., (1935) All. 162; 155 I. C. 369; Baboo Singh v. Emp., (1936) Oudh. 156; 159 I. C. 875; Kartar Singh v. Emp., (1936) Lah. 400; Nasir v. Emp., 55 All. 91; Raghunath Pande, (1933) Pat. 96; 142 I. C. 809.]

被告人が、通常、其の起訴に係る犯罪を犯す誘因と爲るが如き環境に在つたこと——被告人が之等の誘因に敗けて起訴に係る犯罪を犯したと認むべき事情——被告人が犯罪の實行に必要な手段と機會を有して居たこと——犯罪發生直後被告人が犯罪の果實を占有し又は犯罪に原因する不當なる利得を占め居ることが證明せられた場合——被告人と罪體とが決定的、機械的情況事實、例へば犯罪現場又は其の附近に被告人の足跡があるか若くは被告人の衣服其の他の所有物があると云ふが如き事實に依り結付けられる場合——被告人の行動、身體若くは衣服に外觀上正當に嫌疑を懸け得る節があつ

て、無實とすれば被告人は之を辯解し得るものと合理的に推定されるに拘らず被告人に於て之を辯解することを得ず若くは辯解を試みない場合——被告人に不利益の推定を生ずるが如き情事事實の存する場合に於て、犯罪發生直後辯解を促されたるに拘らず、被告人が犯罪發生當時に於ける其の滞在地を證明し得ない場合——被告人が、虚偽又は信じ難き辯解に依り或は司直の追跡を免れ又は妨害することに依り、自己に不利益なる情事事實の効果を回避せんとした場合——反對の推定を生ぜしめる事實の存しない場合に、被告人の無實の假定と外觀上矛盾する以上の如き有力なる事實が全部一時に俱發するか又は其の中の數箇の事實が俱發したときは、それは合理的且自然的に唯一の結論——被告人の有罪なることの精神的確實性——を生ずる。而して、此の精神的確實性は、假令被告人が犯罪を實行して居るのを目撃せる場合に生ずる心證とは同視し得ずとするも、尠くとも、當該事案及人事百般に於ける大多數の事象に付て性質上許される最強の心證と同視し得べきものである。斯の如き場合に於ては、吾々は「誤謬原因と爲る可能性のある細々した情事事實を顧ることなく、事實の一般的、大局的觀察に依り」(Per Pollock, L. C. B., in Reg. v. Manning and Wife, 本書七九頁及八三頁參照) 精神が自然にそれに導かれる結論を無條件に採用し、之に對する刑事法の規定の適用は當然のこと、考へて何等違法ではない。被告人に不利益なる以上の如き情事事實の集積せる場合に於ける之が證明力の強大なることを例證せる適例は本書上卷二六六頁乃至二六七頁に採録せる *Rex v. Cleaver* 事件 ([1909] 150 C. C. C. Sess. Pap. 794) であつて、此の事件に於ける事實の或るものは之を各別に觀

察すれば其の證明充分なりとは云ひ難いものであつた。

近代の法典中には尙往時の偏見を其の儘に遺存し、一面に於て情況證據に依る證明を認めながら、他面に於て之に對し其の論理的、當然の結果を歸屬せしめることを拒否せるものがあるが、これ程奇怪にして不正なことはあり得ない。例へば、千八百三年の奧太利の刑法(第四百三十條本文)は殺人罪に付「情事事實に依り有罪の認定を爲す場合には情事事實が如何に有力なりとも」死刑の宣告を爲すことを禁じ、被告人に對しては二十年迄の有期懲役を宣告し得るに止まるものとして居る。而して、刑の最長期に關する制限は種々に異なつては居るが、之と同様の辯護し難い裁判法は多數の他の諸國に於ても行はれて居るが(本書上卷三九頁、Mittermaier, *Traité de la Preuve*, c. 61 參照)。之に對して、佛蘭西のパンピニアン派が「*Ut veritas, ita probatio, scindi non potest: quae non est plena veritas est plena falsitas, non semi-veritas; sic quae non est plena probatio, plane nulla probatio est.*」[Cujas, *Cod. t. de Leg.*, cited by Gabriel (*Traité des Preuves* ed. 1824), p. 67, as “*ful maj. tome V, op. post.*, p. 1448.,” The phrase “*French Papinian?*” is that used by Gabriel. The full reference is “*Cujacius, Tomus nonus, vel quintus, operum postumorum. Liber ix. Codicis, Titulus VIII Ad Legem Juliam Majestatis,*” at p. 1395]

第二節 個々の事件に於て情況證據の效力を増大せしむる要因

以上は一般に情況證據の效力を形成する要因に付て論述したのであるが、此の外に尙個々の事件に於て情況證據の效力を増大せしめ、吾々の確信の強度と安全性とを著しく増強する附隨的要因がある。次に之に付て詳述しやう。

(一) 之等の附隨的要因中の最も重要なものは同一の結論を指示する別個獨立の多數の情況事實——特に其の事實が無連絡の證人の證言に係る場合——の俱發より生ずるものである。各個獨立に同一の結論に嚴格に關係を有する有力なる情況事實の數が多くなれば、之に正比例して其の事實の全體の力は強大と爲り又其の事實に依り證明せられる事實に關する精神的確實性に對する吾々の確信は堅固と爲るものであつて、其の關係は恰も共通の焦點に注ぐ光線が多くなれば、之に正比例して光度が強くなるのと同様である。或る學者 (Bishop Hampden) は「個々の類似點が多ければ多い程、事實のより精密なる歸納より生ずる一般的類似性の勢力は、個々の點の單なる類似と云ふことの爲のみではなく、個々の點を一體系中の相關部分たる他の個々の點と統一的に觀察して、其の個々の點の有する添加的勢力の爲に強くなる」と強調して居る。結合證據の綜合效果及其の證據の構成分子たる單一證據の效果は何れも之を數字的に測定することは許されないが、獨立の情況事實及證人の數が増加すれば、其の證據力は之に従つて強大となり、而も其の強度は等差級數的と云はんよりも寧ろ等比級數的に上昇する。一團の情況證據の效果は往々鎖のそれに例へられることがあるが、此の比喩は不正確である。蓋し、鎖に在つては其の最弱の箇所が同時に最強の箇所だからである。一團の證據は寧ろ多數

の絲を撚つて出來て居る網に例へるのが適當である。網は之を構成する各個の絲がそれ自體としては堪へ得ない重量に堪へる力を持つものである (Reid's Essays on the Intellectual Powers, Essay vii, c. iii) 之等の言説は「人爲的の胡魔化を發く手段を想像以上に増加し、熱狂せる黨人がそれに依つて自己の胡魔化を曝露するが如き明瞭且積極的な罪の表示物に依つては、眞の符合の存する場合に顯れるが如き暗示と示唆に依つてのみ告訴人の目的に役立つ」(Sir James Mackintosh) 些細な多數の事實が明にせられて居る場合に特に適切に當嵌まる。

獨立の情況事實の俱發に依り證據力の増大する關係は、同一の事實に關して數名の獨立の證人の證言が符合する場合に其の證據が増大する關係と類似して居る。然し、證人が互に依存關係に在る場合、従つて、第二の證人の證言は第一の證人の證言の眞實なることを前提とし、更に、第三の證人の證言は第二の證人の證言の眞實なることを前提とすると云ふが如き場合には、證人や事實の數が増加すればする程其の證據力は減少するのである [2 Kirwan's Logic, c. vii, s. 15; Hartley's Obs. on Man, 4th ed. (1801), c. iii, s. 2, prop. lxxxvii]。

或る博識の學者は此の問題を一見極端と思はれる例を擧げて説明して居るが、從來は往々にして、其の説明が事件に大影響を及ぼして居た「サラ・マリア・コーネル殺の罪に依り起訴せられ、千八百三十三年五月ロード・アイランド州最高裁判所 (ボストン) に於て上告審の裁判のあつたエフレ・ン・アヴェリー事件参照」右學者は「假に、甲が強盜に遭ひ、一ペニー青銅貨一枚、六片青銅貨二

杖、一志銀貨三枚、二志六片銀貨四枚、五銀志貨五枚、半磅金貨六枚及一磅金貨七枚入の財布を強奪せられる一方、他方に於て、其の強盜事件の發生した縁日若くは市場で逮捕せられた被告人が甲の強奪せられた通りの種類、數量の貨幣——此の貨幣が甲の強奪せられた貨幣其の物と云ふことは不明——のみを所持し、其の外には一文の貨幣をも所持して居なかつたとすれば、斯くの如く甲盜難の貨幣と被告人所持の貨幣の種類、數量の一致すると云ふ情況事實は極めて特異的事實であり、その問題の兩貨幣が同一貨幣なることの高度の蓋然性を生ぜしめるものではあるが、被告人に不利なる情況事實が如上の貨幣所持の事實のみに止まるならば、前記蓋然性は尙非決定的の性質を有する蓋然性である」と云つて居る [Starkie's Law of Evidence (ed. 1853), p. 854, note]。此の見解は其の著書の價値を一般に認められて居るスターキー氏の見解であるが、斯の如き場合に被告人が有罪となるのは當然で、其の裁判が誤判だつたときには被告人には氣の毒と云ふの外はない。只單に貨幣の枚數と金高とが一致するのみで其の他に被告人を犯人と認むべき情況事實の絶対に存在しない場合には、判事は事件を中止するのを其の責務と考へるかも知れないが、事件が一旦陪審に附されたときは陪審に於て被告人は犯人なりや否やの實體上の審理を爲し得るは當然であらう。推測の終る點と證明の始まる點との間に截然たる一線を劃することは不可能であると云ふことは眞實であり——此のことは總ての推理に付て眞實である——多くの事件では斯かる線を何處に引いても其處を推測と證明の分岐點と爲し得るものである。幸に、スターキー氏の想定するが如き事案は發生しないであらう。スター

キー氏は「有りの儘の個々の事實は何等の附隨的證據を伴はないならば、原理的には非決定的のものであるが、例へば、逃走、金錢の隠匿、金錢所持に關する虚偽、捏造の陳述と云ふが如き歸罪的性格を有する情況事實と結合するときは、陪審に對し、有罪の認定を爲す強力且意味深長なる證據を提供するであらう」と附言して居る。之と同様の理に依り、前記設例の場合に於て、盜難貨幣が容易に得難い貨幣若くは外國貨幣なりしとすれば、盜難貨幣と被告人所持の貨幣を同一貨幣なりとする推論を否認することは困難であらう。

(二) 獨立の證人又は情況事實は其の數に正比例して相互の一致聯合が困難と爲り、主張事實が眞實でないならば之と矛盾する證人又は情況事實の顯れる機會と便宜を提供するものである。従つて、斯かる證人又は情況事實は、之等の證人又は情況事實の俱發より生ずる蓋然性の直接の効果の外に尙以上の如き觀點より、其の數が多ければ多い程、吾々の判斷の確實性を増大するものである。著作者が僅少の矛盾、撞著をも悉く排除せんとして、其の全技術と注意力を絶えず集中して構想する小説に於てさへも矛盾なき統一を維持することは決して容易な業ではない。増して況や、多數人の聯合に依り維持するの外なき捏造事件に一貫性と秩序を保たしめることはそれ以上の難事に相違ない。蓋し、多數人の聯合に在つては、些細な情況事實若くは附隨事實に關する之等の者の證言に於ける僅の食違でも、之が捏造の事實を曝露する可能性があるからである。然しながら、有罪の認定を爲す場合には多少其の趣を異にし、事件の主要なる特徴事實が有罪なることを充分に證明して居ないに拘らず、極め

て些細な情況事實を有罪の認定の基礎とするのは安全ではなす (Per Rolfe, B., in Reg. v. Rush, Norfolk Spring Assizes, 1849)。が然し、證人等の陳述が實在の事實に根據を置いて居る場合には、之等の事實の詮議が嚴格なればなる程、主要事實に附隨する比較的些細な事實に於ける瑣末、間接、不意の暗合事實が展開する爲に、其の一般的結果は満足なものと爲るであらう。故ウイルス判事(Mr. Justice Wills)はこのことの眞實なることを例證する著名な事件に出會つたのであつた。同判事は千八百八十九年にタウントン巡回裁判に於てレイランドと稱する青年を殺人罪に依り裁判することゝ爲つたが、彼は其の事件の多數の證言を慎重に研究し且犯罪の發生場所及證人の證言に顯れた各所を檢證の結果、彼の從來の調査のみでは被告人の有罪無罪を決することは不可能であり、之を決するには尙調査未了の多數の些細な附隨事實を慎重に研究することを要すとの結論に到達し、被告人が無實ならば其の研究に依り顯れる新事實は被告人に有利なるべく、之に反し、被告人が有罪ならば新事實は被告人に不利なるべきであると考へ、更に附隨事實を細密に研究することゝした。而して、彼が其の後の研究に依り調べ出した新事實は悉く被告人に不利なものであり、被告人は有罪と確定し、死刑を執行されたが、被告人は死刑執行に先立ち其の罪を自白したことであつた(尙本書上卷二七五頁及二七六頁參照)ヘーリー博士は「一致の非作爲性(一致する情況事實の生ずる場所に對する一致の潜在性、精密性、傾度、相應性及依つて以て其の一致が跡付けられる間接の關係より推測される非作爲性)は一致が豫謀又は詐欺的畫策に依り生じたるものに非ざることを證明するものである。それはさて置き、

之等の作爲原因なく且偶然の一致として説明するには餘りに多數の且餘りにびつたり一致する點の存する場合には、夫等の一致は必ずや其の根底に眞實を有するに相違なし」と云つて居るが、洵に巧妙な表現である [Paley's Evid., P. ii, c. viii; 又 Whaley's Rhet., P. i, c. ii, s. 4; 1 Greenleaf's Law of Evidence, 15th ed. (1892), P. i, ch. 3, ss. 13 and 13 a 又參照]。ヘーリー博士は更に「情況事實が多數の場合には如何に注意するも過誤、矛盾、撞著の曝露することを防止し得るものではなす」と云つて居るが、此の言も亦正當である [Horse Paulinae, c. 1; 2 Paley's Works (ed. of 1830), p. 239]。司法裁判所に於て、豫め協議された筋書通のことを證言する爲に出頭せる證人等が常に詳細な事實を訊問されることを好まず且其の證言の虚偽なることを曝露するが如き虞のある訊問に出會ふと直に之に答辯せず、其の前に必ず他の證人と検討、協議する時間の餘裕を得んとして種々の奸策、遁辭を弄するのは蓋し斯かる事情が伏在するからである。

然しながら、事實問題を抽象的に證人又は附隨事實の數に依り決定することが危険極まることは裁判史上に幾多の實例の存するところであり、又、一聯の情況事實を捏造し、之に依り最も巧妙に事實を伴り驚くべき虚偽の起訴の行はれか例も決して少くはない。

(三) 以上の考察よりして、各證人の證言は互に一致調和するを要することゝ爲る。人間界の出來事は總て必然的に統一的一體を構成することを要し、現實の事象が相互に矛盾、撞著すると云ふことはあり得ない。一定の時刻に於ける一定の人の所在に關して、或る證人は其の者を倫敦で見たと證言

し、他の證人はヨークで見たと證言するとすれば、此の兩證言は絶対に兩立し得ないものであり、何れかの證言は故意又は過失に因る虚偽の證言たらざるを得ない。證人等の證言に食違のある場合には常に注意を喚起し、證人等の能力、立場、性格、特に何等かの精神的感動又は缺陷より生ずる混亂の可能性に關し慎重なる考慮を拂ふべきである。ポロック男爵 (Lord Chief Baron Pollock) は「吾々は目で見たと思つて居ることに付てさへも往々錯誤を犯して居るが、耳で聞いたと思つて居ることが錯誤に過ぎないことはそれどころの比ではない」と云つて居る [In Reg. v. Manning and Wife (1849), 30 (C. C. Staz. Pap. 654)]。歴史家クラレンドン卿 (Lord Clarendon) は倫敦の大火騒に當つては市民の恐怖は大したもので、其の爲に、反對の方角から佛蘭西人が攻めて來ると云ふ噂が傳はると、全市民は大混亂に陥り、我勝に逃げて行つたと云ふ話を傳へ [Life and Continuation, vol. iii, p. 91 (Oxford ed., 1827)]。更に、此の大火に關する他の奇談を擧げて居るが、其の奇談は本論に採つて極めて教訓的のものであるが、故に次にそれを掲げる。倫敦の大火に際して、或る相當の地位にある市民の告發に依りポルトガル大使の召使が市民に捕へられ、引張り廻はされ、酷く暴行、凌辱された事件があつた。告發者の言に依れば、彼は右の召使がポケットから焼夷彈を取出し、之を一軒の家に投込み、それが立所に火を發したのを目撃したものであり、何時でも宣誓して其の旨を證言するであらうと云ふことであつた。一方、右の召使は英語を知らず、其の爲に通譯に依り告發の趣旨を知らされて大いに驚いたが、ポケットから取出した物は何か及家に投込んだ物は何かとの質問が發せられる

と、之に對し、自分は手をポケットに入れた覺はない、然し、街を歩いて居る際地上にパンの斷片が落ちて居るのを見付けたので之を拾上げ、故國の習慣に従ひ、最寄の家の出張棚に載せたことは判然り覺えて居ると答辯した。ところで、此の習慣と云ふのは、或る博學の著作家の言に依れば (Woodson's Lect. on the Laws of England, vol. iii, p. 299)、極めて根強いものであり、従つて、ポルトガルの國王でも、右の召使のやうな立場に置かれた場合には、國民經濟に對する慎重なる考慮に基き右召使と同様な行動を採られたであらうと云ふことであり、問題の家を探して見ると果せる哉パンの斷片が、召使の答辯の如く、ドアの直ぐ内側の棚の上に置いてあるのが發見された。實は、焼けた家は此のパンの斷片のあつた家から二軒先の家で、召使を告發した人は全然感違をして居たのであつたが、クラレンドン卿は之に付て「斯かる感違は皆が恐怖状態に在る場合には極めて自然なものである」と云つて居る [Life and Continuation, vol. iii, p. 87 (Oxford ed., 1827)]。

同一の行爲又は出來事に關する數名の者の報告中に、重要ならざる情況事實に關する食違があつても、其の他の部分が實質上符合する場合には、斯かる食違を以て必然的に詐欺又は虚偽の存することを示すものと思ふべきではない。眞の強い心證は、之が信すべき證據に基く場合には、證據中に兩立し得ない食違があつても、それが重要ならざる食違に過ぎないときは、決して判斷の動搖を許さない點に其の特徴があるのである。各人の天賦の能力が先天的に著しく異なると共に正確なる觀察、忠實なる記憶、精密なる表現に關する後天的能力及知的、精神的教養の重要な影響力も亦人に依つて著

しく異なることを正しく考慮すれば、一の主要なる出来事の總ての附隨事實に關する多數の證人の證言が完全に一致することの殆んどないのは敢て驚くべきではない。エーレンボロー卿 (Lord Ellenborough) は證言が總ての重要な情況事實に付て一般的に符合する場合には各證言間に些細な食違のあることは却つて其の證言の眞實なることを裏書するものであり、斯かる些細な食違は證言に虚飾や捏造のないことを示すと共に些細な食違は其の食違が證人等の相謀つて考案したものでないことを物語るものである。蓋し、證言が相通じて捏造せられたものならば、通謀者は最重要の事實は勿論最小の事實に付ても打合をして置いて互に符合する證言をするに相違ないからである [Rex v. Lord Cookrane and others, 1814, Shortland Report by Gurney, p. 456. 本書上卷一五三頁參照。エーレンボロー卿の此の言説中の最後の二、三行に付ては疑問がある。捏造された話に付ては些細な點に付ての打合が出来て居ないことが屢々ある。告發されると必ず不在の抗辯を主張することが例と爲つて居た時代に於ては、他の證人の證言を聞いて居ない證人に對する反對訊問が極めて屢々抗辯の虚偽なることを發く因となつたが、そは證人等の間に些細な點に付ての打合が出来て居ない爲であつた] と云ひ、ペーリーは「余は或る話の眞實なることを、其の話と共に話された些細な附隨事實に食違があると云ふ理由に依り、否認すること程左様に輕卒若くは非哲學的の判斷法はないと思ふ。人の證言は通常は些細な點に付ては食違があつても、重要な點に於ては眞實を傳へて居るものであり、司法裁判所の日々の經驗がそれを教へて居る。一事項に關する報告が數人の證人より報告せられる場合に、其の各報

告間に形式的不一致又は實質的不一致の存しないと云ふことは稀である。而して、其の報告に依り不利益を受ける者は報告を入念に研究して斯かる不一致を發くのであるが、そは判事に對しては大體殆んど何等の感銘をも興へない。否、各報告が些細の點迄一致すると却つて共謀及詐欺の嫌疑を生ぜしめる誘因と爲るのである」と云つて居る (Paley's Ev., part iii, c. i.)。

歴史上の出来事の些細なる附隨事實に關する史家の論述の齟齬して居る例は枚舉に遑がない。クラレンドン卿はアーシヤイル侯爵は絞首の裁判を言渡され、其の裁判は即日執行されたとして居る [Clarendon's Life and Continuation (Oxford ed., 1827), 266. 又 Paley's Ev., part iii, c. i. 之を對照] が、殆んど同時代の人で權威ある歴史家のバーネット、ウッドロー、エチヤードは侯爵は絞首の裁判を言渡されたが、實際は斬首され又裁判は土曜日に言渡され、次の月曜日に執行されたものであるとして居る。チャールス二世のウォーセスター敗亡後の足取に付ては説が岐れ、ブライトヘルムストーンより乗船したと云ふ説とニュー・シヨアームより乗船したと云ふ説が對立して居る [6 Clarendon's Hist. of Reb. (ed. 1826), p. 541; 7 Lingard's Hist. of Eng. (ed. 1829), c. i. 75, p. 98]。クラレンドンはチャールス二世が王政復古を宣言したのは「大時化の」八月二十五日の午後六時頃であつたとして居るが、他の同時代の歴史家中には其の日を八月二十二日とする者と二十四日とする者がある [3 Clarendon's Hist. of Reb., p. 190; Rushworth's Collection, part iii, vol. i, p. 783 (4th volume); 1 Ludlow's Memoirs (ed. 1894), p. 35]。議會派の指導者ビムは、一派の歴史家の説に依れば、千六百四

十三年五月に死亡したと爲つて居る〔Whitelock's Memorials, 69; 4 Clarendon's Hist. of Reb. pp. 436, 440; 7 Hume's Hist. Eng. (ed. 1834), p. 99; 1 Godwin's Hist. of the Commonwealth, p. 16 and footnote〕が、他派の歴史家の説に依れば、ピム死亡の年は千六百四十四年と爲つて居る。もつと近代に例を採れば、或る有名なる傳記作家は千七百四十五年の革命後三人の貴族がタワー・ヒルで死刑を執行されたとして居るが、死刑を執行された貴族が二人であつて、他の一人のニッ・デール卿が死刑執行期日の前夜其の妻の献身的努力に依り脱獄して死刑を免れたことは隠れもない事實であり(1 Cox's Mem. of Walpole, p. 73)、更に又同時代及初期の史家がニッ・デール卿を救出した婦人を其の母として居たことも有名なことである。然し、斯かる些細な事實に關する不一致は、之が偏見又は何等かの皮肉の動機より出たものでない限り、之等の事實と關聯する主たる事實の眞實性に付て重大なる疑惑を生ぜしめることは斷じてなし〔4 Clarendon's Hist. of Reb., ed. 1826, p. 436〕に於ける歴史上の不眞實の著名なる實例を参照。クラレンドンはピムは明に神か「神の復讐の象徴」であるとの觀念を人に起させんが爲に降された忌まはしい病氣即ち蝨生病(Morbus pediculosis)で死亡したとして居る(7 Hume's Hist. Eng., ed. 1843, p. 99)、が然し、ピムの死體は數日間公衆の面前に曝されて後漸く埋葬せられたのであり、之が彼の前記の如き誹謗の言の謂なきことを證明するものであることをクラレンドンは熟知して居たに相違なし〔1 Ludlow's Memoirs, ed. 1894, p. 66〕。

單なる遺脱が必ずしも其の他の點に於て反證なき又は疑なき證言の眞實性を疑ふべき理由と考へら

れないのは猶ほ更のことである。元來、吾々は或る特定の事實のみを強く印象し又は之に注意する場合には、其の事實に對する隨件事實を看過し又は眼前の事實に對する注意を妨害せられるものであり、従つて、證人が或る事實を遺脱しても、そは此の人間性を援用して説明し得るのである。「一般原則としては、積極的證據は消極的證據に勝る。目撃したと稱する事實に付て證言する者は眞實を證言するか、捏造事實を證言するか、全くの錯覺事實を證言するか何れかであるが、消極的證據に付ては事情は之と異なり、證人の遺脱せる事實は實は證人の眼前で發生したのであるが證人がそれに氣付なかつたのかも知れず、更に又、事實の發生當時はそれに氣付いて居たのを後に忘却したのかも知れないのである」と云はれて居るが洵に正論である〔Sir Herbert Jenner, in Chambers v. The Queen's Proctor, (1840) 2 Curt. at p. 434〕。北極光 (the Northern Lights) と呼ばれる現象は第十九世紀に爲る迄は英吉利本國に於て之が現はれたと云ふ記録はなかつた (Whistley's Intro. Less. on Christ. Ev., p. 45)。斯かる次第で、消極的證據は、之に反する信用すべき人の積極的證據の存する場合には、大なる價値を有しないものと考へられるが然し、往々にして眞實を隠蔽せんが爲に特殊の事實が默秘せられることがあり、そは心裡に悪意の存すると云ふ點に於ては積極的偽證と選ぶところなく、證言の信用性を根底より破壊するのである。エリザベス女王の御用印刷人であつたグラフトンは千五百六十二年に出版した自作の年代記中のジョン王の歴史の部に於て大憲章のことに一言も觸れて居ないが、そは恐らく此の沈黙を以て専制君主たるエリザベス女王に敬意を表する積りだつたのであらう。

第三節 情況證據の效力を例證せる事件

既に、此の種の多くの著名なる事件を載録したが、それは一定の原則又は説明の目的事項を例を以て説明せんが爲であつた。次に更に、情況證據の形式的並に實體的證據力を支配する科學的原理に關する論議に對する適當なる註釋の役目を果さしめる爲に、多數の累積せる精神的及機械的事實の效力を物語つて居る顯著なる事件を附録しやう。

〔事件一〕 カーヴオアジェーと稱する一外國人に係る殺人事件の裁判のことであるが、被告人はパーク・レインのノーフォーク街居住の七十五歳に爲る老嫗夫を殺したりとして中央刑事裁判所に於て(千八百四十年六月)審判せられた。被害者の家人は約五週間以前に従者として傭はれた被告人と女中と被害者の家に來て三年に爲る料理人の三人であつた。被害者は尙其の外に御者と馬丁を傭つて居たが、此の兩人は住込ではなかつた。五月六日のこと女中が就寢に先立ち、燈心燈に火を點じ之を主人の寢室に持つて行つたが、其の時の寢室の様子は平素と少しも變りなく、被告人が主人の寢床を温める爲に其の上に乗つて居た。女中は翌朝六時半頃起床して何日ものやうに階下に降りて、先づ被告人の部屋のドアを叩き、次で主人の部屋のドアの所に行つて見たが、すると、其所に平素は階下に持つて降りてある暖床器が置いてあり、更に裏の應接室に行つて見ると、主人の机の抽斗が開いて居て、絨緞の上に鍵束、椅子の上に螺旋廻が夫々轉がつて居り、廣間には主人の外套がさちんと疊ん

で、大部分の物は竊盜の一般の遺口とすれば丹念に包んだり杯はせず其の儘ポケットに押込むだらうと思はれるやうな携帶可能の種々の貴重品の入つて居る一箇の包と一緒に置いてあり、食堂には數種の金皿が散亂して居た。表通のドアは閉つては居たが錠は懸つて居なかつた。然し、前項何度も此の家の前を通つた警官の證言に依れば、此の表通のドアから人が家の中に侵入したと云ふことは殆んど有りそうもないことであつた。

女中は驚いて被告人を呼び起した。此の時は先に女中が被告人の部屋のドアを叩いてから僅か二、三分後であつたが、被告人は既に更衣をして居た——被告人は何時でもはずつと長い時間をかけて更衣をして居た。女中と被告人は一緒に階下に降り、先づ食堂と被告人の炊事部屋に行つて見たが、すると戸棚と抽斗が悉く開放と爲つて居り、次で主人の寢室に行つて見ると主人は咽喉を掻き切られて居て、其の場の模様では主人は此の切傷の爲に即死したもの、やうであつた。主人は日頃から化粧机の上に懐中時計や指環を置いて居たが、之等の物品が紛失せる外に尙書類入箱——被告人の陳述に依れば、被告人は二、三日前に其の箱の一つに十磅と五磅の約束手形の入つて居るのを見たことであつた——が開いて居て中味が空になつて居た。床の上には一冊の書物があつて、其の上に主人の眼鏡が置いてあり又主人の寢臺から四、五呎離れた所には燭臺が置いてあつて蠟燭が燃え盡くして居た。書物、眼鏡、燭臺の配置は主人は如何にも讀書中に殺されたことを物語るかやうであつたが、主人が寢床で讀書したことは例のないことであつた。蠟燭は根本迄完全に燃え盡くして居たが、

燈心燈の方は物の一時間半も燈したかと思はれる分量程消耗して居るに過ぎなかつた。被告人の陳述に依れば、彼が主人の寢室を辭した時は主人は讀書して居たと云ふことであつた。裏庭に通ずる被告人の炊事部屋のドアには之を破壊した破跡があつて、被告人は之に付て、此のドアから盜賊が侵入したものであらうとの推測意見を述べたが、此の破跡は内部から付けたものと推定され、ドアを破壊して開くに足る丈けの暴力を加へられたが爲に出來たと思はれるやうな破跡は全然なかつた。ボルトは當時抜き取られたものとは思はれず、一本のボルトのソケットがドアを開ける際に扭切れたことであつた。ドアにあつた之等の破跡は被告人の炊事部屋で發見された一本の曲つた、灰搔で付けたものゝやうであつた。尙、此の家の裏側の一方には塀があつて、其の上には埃が一杯溜つて居たが、事件發生當時埃には其の上を人が通つた形跡なく、又他の一方には古い腐つた瓦敷があつて、其の上を人が通れば壊れて仕舞ふ状態と爲つて居た爲、裏から犯人が侵入したと云ふことは明に不能であつたが、更に警官の證言に依れば、表玄関から犯人が脱出したと云ふことも亦情況上同様に不能であつた。

數日経つても盜難物品の所在が判明しないで、事件は茲に迷宮に入るかと思はれたが、捜査を強化した結果遂に被告人の炊事部屋の腰板の後から主人の指環、ウォーターロー賞牌、金貨五枚と主人の書類入箱から出した十磅の約束手形、流しのブリキのカバーの下から主人の懐中時計、右炊事部屋の其の他の場所から數種の主人の所持品が夫々發見せられた。然し、全力を擧げて捜査せるに拘らず、

盜難に罹つた金皿は依然として發見されず、其の爲に殺人當夜被害者の家には外部から盜賊が侵入したのではないかと云ふ一抹の疑問が残つて居た。而して、此の疑問は裁判の進行中に耳寄りのことから解明されたのであつたが、それに依れば、被告人は殺人事件發生の約二週間前に曾て彼が給仕として仕へて居た或るホテルの管理人に一箇の小包を寄託して置いたが、此の管理人が被告人は外國人だから問題の金皿は倫敦の何處かの外人ホテルに預けて居るに相違ないと云ふ新聞記事を読んで好奇心を起し、警察に對し被告人から小包を寄託されて居ることを通知し、警察立會の下に寄託に係る右の小包を開いて見ると中から盜難の金皿が出て來たと云ふことであつた。被告人はホテルの管理人には専ら其の洗禮名で通つて居て、家名は知られて居なかつた爲に毎日の新聞に殺人及強盜の記事が出ても其の當座は直ぐには嫌疑を受けなかつたのであつた。犯人が外部から侵入して強盜を働いたかのやうな情況事實を假装せるに拘らず、前彼の如き事實が發覺せることゝ犯人は外部より侵入せるものではないと云ふ決定的證據に依り、金皿の強盜及殺人は家内の者の所爲なることが確となり、更に又、盜品の隱匿の方法及場所と女中の卒直、完全な證言に依り殺人犯人は被告人以外にはあり得ないことが明と爲つた。被告人は結局其の罪を自白し、判決に従つて死刑を執行せられた (12 C. C. Rep. Pap. 216, 1840; 2 Townsend's Mod. St. Tr. 244)。

「事件二」 千八百九十一年二月ミッドルセックスに於てウィルス判事 (Mr. Justice Wills) の係で裁判せられた *Howe v. Burkhardt and another* 事件では争ある文書の眞否が單なる數字の運筆の

相違に依り一舉に決定したことであつた。

原告ハウはアシュトンは其の死亡三、四日前に原告に對し金額千三百七十五磅の小切手を交付したりと主張し、アシュトンの遺言執行者等を被告として該小切手金の請求訴訟を提起した。此の小切手の本文を記載したのが原告なることは争がなかつたが、原告の主張に依れば、そはアシュトンの依頼に依り記載したのであると云ふことであつた。小切手金の千三百七十五磅と云ふ數字を生ずるに至つた計算關係として原告は覺書を提出し、之をアシュトンの記載に係るものと主張したが、其の中には多數の數字が記入してあつた。之等の數字の中には「7」の字が數箇あつた。アシュトンは相當の教養があり、早書の達筆の男であつた。原告は元は赤帽で仲間の中では多少出世した方で、右訴訟提起當時は小さいながらも一人で商賣をして居たが、文字と云へば無教育者に共通のたど／＼しい字が書けるに過ぎなかつた。アシュトンはハウの書いた「7」と云ふ數字が何百となく載つて居る文書が提出せられ、其の中には勘定帳、拂込傳票、信書其の他多數の文書があつた。而して、之等の文書に付て見るに、アシュトンの書いた「7」の字は總て一筆で書いてあつたが、ハウの書いた「7」の字は之に反し筆が切れて二筆と爲り、總て「7」の字の始まりの所に縦の太い線があつて、之が「7」の字の上部の短い横の線と交叉して居た。即ち、アシュトンの「7」の字は「7」と爲りハウのそれは「7」又は「7」の字と爲つて居て、之が例外と見られるやうな運筆は一つもなかつた。請求原因たる小切手には「7」の字が二箇あり又小切手金額の生ずるに至つた計算關係を示す覺書には數箇以

上の「7」の字があつたが、其の「7」の字は總てハウの手と同一の書體で書いてあり、又其の他争のあつた數通の文書に付ても同様の事實があつた。

此の事件で、小切手の眞否に直接の關係を有する注目すべき且興味あるもう一つの事實は、小切手に「B. Ashton」として署名してあつたことである。アシュトンは其の信書には何時も「B. Ashton」と署名して居たが、小切手には必ず「Benj. Ashton」と署名して居た。アシュトン死亡の直後原告が所持して居たことに争のなき、一通の信書が公判廷に提出されたが、それには「B. Ashton」と署名してあり、此の署名が問題の小切手の署名と酷似して居た爲に、被告等は其の手紙の署名が眞物で、小切手の署名は之を眞似て爲された偽造署名であると主張した。而して、アシュトンの各取引銀行から同人が過去五年に互り振出した小切手が提出され、其の數は合計八百七十通以上に達し、中にはアシュトン死亡の二、三日前に振出された數通の小切手もあつたが、「B. Ashton」と署名せるものは一通もなかつた。惟ふに、ハウは、アシュトンは小切手に限つて「Benj. Ashton」と署名して居たことを知らなかつたのであらう。此の事件は複雑な事件で、原告が巧妙且大膽極まる一聯の奸計を弄せる實例であり、此の奸計を看破するには實に十二日間の苦心慘憺たる審理を要したのであつた(尙、本書上卷三〇二頁乃至三〇三頁參照。其所に、此の事件に於て考案せられた他の詐欺手段を掲げて置いた)ハウは、後に、偽造罪に依り中央刑事裁判所に於てチャールズ判事(Mr. Justice Charles)の係で裁判せられ、有罪と爲つた。

「事件三」 ほんの纒の手懸若くは事實が犯人發覺の端緒と爲るのみならず更に其の動機を突止め、犯罪の完全なる情況上の證明を可能ならしめる場合のあることを例證する著名な事件が千九百一年二月に中央刑事裁判所に於て、英蘭高等法院王座部主席判事 (the Lord Chief Justice of England. 譯者註——此の稱號は高等法院王座部若くは女王座部 (King's Bench or Queen's Bench) 長に對する世間の尊稱であつたが、千八百七十三年の裁判所構成法に依り法律上の稱號と爲つた。此の地位に在る判事は刑事上訴裁判所の判事たる職權を有し、大法官不在の場合に於て高等法院の院長と爲る) の係で裁判せられた。其の裁判と爲つた犯罪はノーフォークで發生したのであつたが、千八百五十六年の中央刑事裁判所法 (一般には "Palmer's Act" として通つて居る) の規定に依り同裁判所に移送されたものであつた。

千九百年九月二十三日の日曜日の朝六時頃ヤーマウスの南濱で一婦人の死體が発見された。死體は手を兩脇に延ばして仰向に横たはり、頭髮は解けて兩肩に亂れ懸り、顔には搔痕と擦剝傷があり、首にはモヘア靴紐が堅く結付けられ、其の結付方が餘りきつい爲に紐は肉で隠れて居た。死因は窒息で、首の周圍に結ばれた紐のきつい點及其の結び方に徴して死體の主が殺害されたものであることは疑問の餘地がなかつた。被害者は指環を箆めて居たが、其の身許を確める手懸としては一部の衣類に「599」と云ふ洗濯番號があつたに過ぎなかつた。被害者はヤーマウスの住民ではなく、九月十五日の日に赤ん坊を連れて他所から入込み、爾來ルードラムと云ふ人の家に泊つて、其の家人と同居して

居た外來者であつた。被害者に付て知れて居ることは、金曜日 (九月二十一日) の晩に被害者の許にフッド夫人へとした一通の手紙が來た事實があつて、被害者はフッド夫人と云ふことで通つて居たと云ふことだけであつた。右の手紙にはウールウィッチの消印があつた。被害者は死亡の二、三日前、海岸で寫眞を撮つたが、其の寫眞が被害者の部屋で發見された——寫眞は被害者が一箇の長い鎖を持つて居ることを示して居た。而して、被害者は土曜日 (九月二十二日) の夕方外出したが、其の際一箇の長い金鎖と銀側懷中時計を所持して居たことが證明された。然るに、死體には此の時計と鎖が付いて居らず、時計と鎖の行方は皆目判らなかつた。ルードラム夫人が土曜日の晩被害者を見て、それが見納めと爲つたのは八時から九時の間で、其の際被害者はタウン・ホルの附近に佇んで居て、明に人待顔をして居た——ルードラム夫人は暫時足を止めて被害者と立話をした。以上が死體發見當時被害者に付て判明した全部であり、検屍陪審は十月下旬に至り已むを得ず、身許不詳の一女子が不詳の犯人に殺害されたとの評決をしたのであつた。

然るに、其の後、彼の「599」と云ふ番號は一人の赤ん坊を連れたベンネットと云ふ婦人の居住して居たベックスレー・ヒース所在の一軒の家から洗濯に出された衣類に洗濯屋の付けた洗濯番號であることが判明し、更に被害者の部屋にあつた寫眞の主は此のベンネットと云ふ婦人であることが證明され、十一月六日遂に被告人即ち、ベンネットの夫のハトバート・ジョン・ベンネットが逮捕されたのであつた。被告人は當時ウールウィッチに居住し、其所の砲兵工廠の職工をして居た。而して、被

告人の下宿して居る部屋で一箇の長い金鎖と銀側懐中時計とが發見されたが、此の鎖と時計は公判に於て被告人の妻の物で、九月二十二日の土曜日の夜同人即ち被害者が所持して居たものと同一物なることが確定せられた。被告人は逮捕された時ヤーマウスに行つたことはないと陳述したが、次の諸事實が立證せられ、之が被告人の経歴と殺人事件發生當日に於ける其の行動を曝露することゝ爲つた。被告人は被害者から音樂の教授を受け、それがきっかけと爲つて被害者と懇意に爲り千八百九十七年七月に婚姻し、翌千八百九十八年四月被害者の祖母が死亡する迄被害者及祖母と同居して居た。被告人夫婦の間には千八百九十八年十月に赤ん坊が生れた。被告人夫婦は千九百年三月亞弗利加に渡つたが其の年の内に歸國し、フッド及フッド夫人共著として數箇の紀行文を書いた。被告人夫婦が歸國したのは五月で、歸るとプラムステッドに居を構へたが、夫婦の仲は圓滿を缺き、被告人は被害者に對し殺して遣ると云つたり、死んで仕舞へと云つたりすることが多かつた。六月からは被告人は二重生活を始め、ウールウィッチに一部屋を借り、一時は其所で雜貨店の手傳人と爲つて獨身生活をして居り、被害者はベックスレー・ヒースに一軒家を借りて其所に居住し、被告人は時折被害者を其の住居に訪問して居つた。被告人は其の頃ウールウィッチの同宿人からアリス・メドウスと云ふ娘に紹介せられ、其の娘に酷く心を惹かれて居つた。被告人とアリスの兩名はバンク・ホリデー (the Bank Holiday) に一緒にヤーマウスに行く約束をし、七月三十日に被告人から手紙でルードラム夫人に宿の申込をしたが、其の返事は夫人の宿は満員で申込には應じ兼ねると云ふことであつた。被告人から

ルードラム夫人に出した手紙の筆跡は既に述べた如く九月二十一日の金曜日に被害者が受取つた宛名をフッド夫人とせる手紙の筆跡と同様で又此の二通の手紙の用紙は何れも同種の藍色の用紙であつた。被告人とアリスは右の如くルードラム夫人から宿を斷はられたにも拘らずヤーマウスに出掛け、クラウン・アンド・アンカー・ホテルに宿を取つた。被告人とアリスは八月の後半に二週間程愛蘭に行つた。被告人は氣前良く金を使ひ、旅行から歸るとアリスに結婚の申込を爲し且指環を贈り、兩名は翌年六月に結婚することに話を定めた。

被告人は九月十四日の金曜日にベックスレー・ヒースの被害者と子供の許に赴いた。被害者は直に外出の用意をした。被告人は其の晩ベイスウオーターでアリスと會ひ、アリスに對し、祖父の病氣見舞にグレイヴセンドに行かねばならないから翌日は會へないと語つた。翌日(十五日)被告人は砲兵工廠を休んだ。被害者は十五日の夜の九時頃ヤーマウスの宿に到着した。被害者は長いこと一人で宿に居て、其の時間は赤ん坊を寝かし付けるに足る程の時間であつたが、被害者はそれから宿を出て殆んど眞夜半頃に爲つて歸つて來た。一方、被告人は其の夜十一時を幾らか過ぎた頃クラウン・アンド・アンカー・ホテルに行つて其所に泊り、翌朝七時二十分の一列車で倫敦に發ち、十一時三十分頃倫敦に到着、正午ステプニイのアリスの母親の家に行つた。被告人は其の次の木曜日に再びアリスに對し、次の日曜日は祖父の病氣見舞にグレイヴセンドに行く豫定だから會へないと語つた。被告人は土曜日(二十二日)の午後三時頃にウールウィッチの下宿の女將に汽車に乗つて出掛けるやうな話

をし、手には時間表を持つて居た。其の夜十時頃——ルードラム夫人がタウン・ホールの外で人待顔の被害者と立話をした後——被害者と被告人はヤーマウスの埠頭に在る居酒屋に姿を顯はした。ところで、其の後十一時頃濱邊の砂の上に男と女が坐つたり、寝轉んだりして居るのを見掛けた者が二人あり、其の二人の言に依れば、直ぐ其の後で「許して！」「許して！」と云ふ叫聲と唸聲が聞え、それつきり聲がしなくなつたと云ふことであつた。

被告人は眞夜中頃息せききつて再びクラウン・アンド・アンカー・ホテルに顯れて、早朝の倫敦行の汽車に乗らねばならぬと話し、其の言葉通り眞直にハイド・パークに行き、其所でアリス・メドウスに會つた。而して、其の後に於ける被告人の行動は其の妻の死を承知せるものとしなければ到底了解の出来ないものであり、被告人はアリスに直に被告人と結婚すべきことを懇願し、被害者がベックスレー・ヒースで借りて居た家屋の借家契約を解除する爲に其の家屋の差配人に五磅の支拂をし、更にアリスに對し被害者の所有物を興へると共に従兄が妻子を連れて南亞弗利加に行くので其の家財を買受けたと話した。それで、アリスは十月十七日にベイスウオーターの勤先を罷めて一戸を構へ、被告人逮捕の際は被告人と結婚する許りと爲つて居たことであつた。一週間に互る公判審理の後、被告人は有罪と確定し、死刑を執行せられた〔千九百一一年二月アルヴァーストーン卿 (Lord Alverstone, L.C.J.) の係で裁判せられ、ヤーマウス殺人事件として知られて居る Rex v. Bennett 事件。二月二十五日以降のタイムズ・レポート参照〕。

〔事件四〕 ジョン・アレキサンダー・デイックマンが千九百十年三月十八日にジョン・インス・ニスベットを殺害した罪に依り、同年のニューカッスル夏季巡回裁判に於て、コールリツヂ卿 (Lord Coleridge, J.) の係で裁判された事案は次の通りである。

三月十八日の金曜日の午前十時二十七分ニューカッスル發エールマウス行の列車——此の列車は多數の驛に停車する普通列車で、其の停車驛中ではスタンニングトン、モーベス、ウイットドリントン、の三驛が有名である——内の出來事で、此の列車がエールマウスに到着してからのことであるが、客車のコンパートメント内で頭部に五發の彈傷を受けて居る男の死體が発見された。其の彈傷の二、三箇所からは當時尙出血最中で、彈傷の内四箇迄は何れも人を即死せしめるに足るものであり、残る一箇は氣絶せしめる程度のものであつた。

此の被害者は、問もなく、ニスベットと云ひ、エールマウスより十五哩、驛にして四驛手前のウイットドリントン附近のストツブスウツド炭坑の書記なることが判明した。ニスベットは隔週の金曜日にニューカッスルの事務所から炭坑に二週間分の賃金と之に關する事務所の書類を持參するのを例として居た男で、事件發生當日も金、銀、銅貨を取混ぜた三百七十磅九志六片を入れて錠を卸した長さ九吋位の黒色の袋を所持して事務所を立つたのであつた。

此の事件はエールマウス警察の管轄に屬し、問題の列車にはデイックマンと稱する男が乗込んで居たと云ふ報告があつて、同警察よりニューカッスル警察にデイックマンの身元調査を依頼した結果、

デイクマンは千九百三年から六年迄モーペス附近に炭坑を所有して居た或るシンデケートの書記をして居たが、此の炭坑は千九百六年他に賣却せられた。デイクマンは其の賣買の折衝をして、五百磅乃至五百五十磅の手數料を貰つたが、其の後は定職なく、博奕打と爲つて競馬場廻をして居り、デイクマンとニスベットとは面識があつて、會へば一日中でも話し明かす仲であり、デイクマンは炭坑は隔週の金曜日に事務所から書記が金を袋に入れて持參し賃金の支拂をする慣習に爲つて居ることを熟知して居る男であると云ふことが判明した。

デイクマンは三月二十一日の月曜日にニューカッスル警察の刑事の來訪を受け、刑事より其の身分を明かして、エールマウス警察に對しデイクマンが金曜日の朝ニスベットと同道して居たと云ふ報告の入つたこと及デイクマンとニスベットとが懇意の間柄なることは調査済である旨を告げられ、若し事件の手懸にでも爲ることを知つて居るならば話して欲しいと云はれ、之に對し、ニスベットとは多年の知合で、金曜日の朝も會つて、同じ賣場で切符を買ひ、同じ汽車に乗つたが、汽車が發車してからは一度も會はなかつたと答へた。デイクマンは、刑事の求に依り、警察署に同道し、署長より取調を受け、聴取書を讀聞けられ之に署名したが、其の聴取書に依れば、デイクマンはスタンニングトン迄の往復切符を買つて、列車の前部よりも後部に近い三等車に乗込んだが、スタンニングトン驛に氣付かずに乗越をしたのでモーペスで下車し、二片半の乗越料金を支拂つた。それからスタンニングトン驛附近のドーヴゴット炭坑に居るホツグ氏に面會せんが爲徒歩でスタンニングトン

に出掛けたが、途中で下痢を起したので已むなく引返し、一時四十分のニューカッスル行の列車で家に歸つたと云ふことであつた。

デイクマンの此の辯解は彼の乗つた列車の箱其の他の點に付て、豫て警察に入つて居た情報と矛盾せる爲に彼は遂に留置せられた。

ニスベットは機關車の直ぐ次の客車の最後部のコンバートメントに席を取つて居たのであつたが、デイクマンが之と同じコンバートメントに席を取つたことは動かすべからざる證據があつた。問題の列車にはデイクマンと二十年來の知合であるヘップルと云ふ藝術家が乗合せ、後部から二輛目の客車としては最後部の客車に席を取つて居り、彼は網棚に荷物を乗せる際に自分の座席の上にブレンセベス城の寫真を入れた額の懸つて居るのを認めたが、此の列車で右古城の寫真の懸つて居るコンバートメントは只の一箇所のみであつた。ヘップルは汽車の發車する六、七分前に到着し、一旦其の座席を取つて箱を出で、汽車の發車實際迄にドアから三步前方に歩き、それから半廻轉して後部のドアの方へ三步歩いた。廣いプラットホームでヘップルがそんなことをして居る際に、デイクマンとヘップルの知らない一人の男がヘップルの右側六碼位の所を列車の前部に向つて歩いて行つた。ヘップルの言に依れば、其の際話聲は何も聞えなかつたが、兩名は互に顔を向け會つて居て話をし居るものゝやうであつた。ところで、ヘップルが少し歩いてからふと見ると其の時は兩名は機關車の直ぐ次の客車のコンバートメントのドアの所に居て一方がドアに手を掛けて居るところであつ

た。ヘッブルはそれから廻れ右をして反対の方向に六、七歩歩いて又廻れ右をしたが、其の時は兩名の姿は既に見えなかつたと云ふことであつた。ヘッブルの乗つた客車とニスベットが座席を取り、次で死體と爲つて發見されたコンバートメントのあつた客車とは只一輛の客車を隔て、居たのみであつた。ヘッブルの記憶の眞偽を試す爲に三月十八日の列車と寸分違はない列車を再編成して試験が行はれた。試験はブランセプス城の寫眞の額の懸つて居るコンバートメントの側にヘッブルを立たせ、二人の男にプラットホームを機關車の方に歩かせて行はれた。而して、ヘッブルは、此の二人の男が、彼が會つてデイツクマンと其の連の男の居るのを認めた地點に達したときに手を舉げたが、ヘッブルが手を舉げたとき二人の男は恰度會つてニスベットが席を取つたコンバートメントの眞前に差蒐つて居たのであつた。

其の次のコンバートメント（機關車に近くのもの）にはホールとスピנקと云ふ二人の書記が乗つて居て、彼等は何れもスタンニングトン附近の二つの炭坑に送られる二週間分の賃金を入れた一箇の袋を持參して居た。ところで、ホールが開いた窓の側に席を取り、窓から顔を出して居ると、汽車の發車眞際に、其の方向に二人の男がやつて來て彼の次のコンバートメントに入るのが認められたが、其の中の一人はホールの良く知つて居るニスベットで、他の一人は未知の人であつた。然し、ホールの指摘せる其の人の特徴にはデイツクマンに似て居るところがあつた。

ニューカッスルの直ぐ次の驛はヒートンと云ふ驛で、ニスベットの家は此處に在り、ニスベット夫人は夫が汽車で通る時は此の驛迄出て來て夫と暫時立話をするのが例と爲つて居て、夫人は事件發生

當日も例に依り驛迄出て來て夫と立話をした。其の際問題のコンバートメントにはニスベットの外にも一人男が居たが、其の男は反対側の窓の方を向いて腰を掛けて居て、顔の全體は見えず横顔が窺へたに過ぎなかつた。ホールとスピנקはスタンニングトンで下車したが、其の際ホールからニスベットに會釋するとニスベットも之に應じて會釋を返した。此の時も問題のコンバートメントにはも一人の男が居たが、其の男は反対側に居て、其の特徴は良くは判らなかつた。スタンニングトンとモーペスの間は汽車で六分かゝる。モーペスでグラントと云ふ線路工夫が列車の二番目の客車の機關部に最も近いコンバートメントに入り、其の機關部を通つて一番目の客車の問題のコンバートメントに入つた。一番目の客車の車掌室の後部には三つのコンバートメントがあり、グラントは第一番目のコンバートメントで數人の乗客に會つたが、其の一人が公判に證人として召喚せられた。グラントは尙窓から他の二つのコンバートメントを覗いて見たが人影はなかつた。従つて、ニスベットはスタンニングトンとモーペスの間で殺され且犯人はグラントが列車内に入つて行つた當時既に降車して居たことが明であつた。問題のコンバートメントに付てはモーペスとエールマウス間の數箇の驛で窓から其の中を覗いて見たと云ふ證人が數人あつたが、證人等は何れも右コンバートメントには人影はなかつたと證言した。

デイツクマン自身の主張に依れば、彼はニューカッスルを出てからモーペス迄はずつと列車の後部の客車のコンバートメントに居たのであり、従つて、ヘッブルやホールは人違をして居るのに相違な

い。スタンニングトン驛で、彼とニスベットが一緒に居て、彼がニスベットを殺したと云ふが如きは根も葉もないことであると云ふことであつた。

然しながら、證據は以上に止まらなかつた。即ち、八、九年間デイクマンと面識があり又ニスベットとは五、六年間懇意にして居たレーヴントと云ふ商人の旅行者が十時二十七分の列車の發車ホームに簡單に行ける入口から三碼許り離れて居る所で入口の方を向いて居ると、デイクマンとニスベットの二人が竝んで彼の立つて居る方に近付いて来て一緒に入口を入つて行き、煙草賣場で蔭に爲つて見えなく爲る迄列車の止まつて居るホームの方へ竝んで歩いて行つたと云ふ事實が顯れた。

ホールの言に依れば、デイクマンはオーヴァーを着て居り、又、モーベス驛の改札係(エーシイ)の言に依れば、乗越料金を支拂つた男もオーヴァーを着て居り、其の支拂をするとき男は料金と切符を左手に持つて居り、尙乗越料金の支拂に來た際はポケットを探ぐる爲にオーヴァーの前を左手で捌いた。右手は見えなかつたが、其の男が袋を所持して居たとすれば、袋はオーヴァーの下に隠して居たに相違ないと云ふことであつた。ところで、デイクマンはオーヴァーを二着持つて居て、一着——帶黄褐色の方——は「バーバリー」で之には一つの切口が付いて居て、其所から手を突込んでオーヴァーの下で袋を下げて居ることも出来る工合に爲つて居り、他の一着は全然仕立の異なる褐色のオーヴァーで、之を着て居れば其の下に袋を隠すことは出来ないものであることが判明した。又、ホールは、殺人事件發生當日の晩警察に對し、ニスベットと一緒に客車に乗込むのを見た男の面相を

申立て且其の男は帶黄褐色のオーヴァーを着て居たと述べて居た。

モーベス驛から一哩半許り離れた同驛からスタンニングトンに至る途中の本道近くにバー・ムア・イースト炭坑の作業場の一部であるイサベラ坑と云ふ坑道の通氣堅壁があるが、其の堅坑の底で六月九日の日に同炭坑の坑夫取締がニスベットの所持して居た袋を見付けた。袋は錠を卸した儘であつたが、裂目があつて、大口が開くやうに爲つて居た。袋の中には三月十八日の支拂に關するストツプスウッド炭坑の書類と銅貨があり、銅貨は更に附近の地上にも散亂して居たが、之等の銅貨の總額はニスベットが銀行から引出した銅貨の額と一致して居た。

デイクマンの家で一對のスエードの手袋が発見されたが、右手の拇指の尖頭に長い方で計つて四分の三吋、短い方で計つて四分の一時位の小さい血の斑點が一つあつた。又、彼のズボンの左側のポケットの内部には血糊が未だ乾き切らない中に右手袋を入れた爲に出來たものと推定される極く小さい血の染が九つあつた。手袋とポケットの血の汚點は殺人事件發生八日後の三月二十六日に分析検査せられたが、分析師の言に依れば、其の血は出血後二週間とは經たないものであると云ふことであつた。

ニスベットの射殺には二挺の拳銃が使用せられたものであつた。四箇の彈丸——内二箇宛は同じ太さで他の二箇とは違つて居た——が被害者の頭部と列車の中から出て來たが、其の彈丸からして、小さい方の二箇の彈丸を使用する拳銃は小さい特殊の拳銃で「バーバリー」のポケットに入れて簡單に

持運の出来るものと推定された。之に反し、他のもう一挺の拳銃の大きさ若くはそれが「バーバリー」のポケットに入れて持運の出来るものなりや否やは之を推測すべき資料はなかつたが、ポケットの切口から手を突通して、其の手で人に感付かれることなく袋や拳銃又は其の兩者を同時に下げて居るとは出来ると思はれるものであつた。拳銃は一挺も出て来なかつた。

モーペス驛からスタンニントン驛に通ずる道路は二本あり、内一本はモーペスからニューカッスルに至る本道で、他の一本は本道の少し東側を通つて居り——然し、最後は本道に合して居る——其の中間を鐵道が通じ、此の二本の道路はスタンニントン驛の側を通つて大體東西に走る小路で連絡されて居る。而して、スタンニントン驛からドーヴコット、ムア炭坑に行くには、右本道に差蒐つて少しの間右に道を取り、それから左に曲がり大體東西に通じて居る私道に下りて行けばよい。

モーペスからドーヴコット、ムア炭坑に行くには、右本道を通る方が他の道路を通るよりも一哩以上も近いので誰でも自然に此の本道を通つて居た。而して、デイックマンの辯解に依れば、彼は右炭坑で或る掘鑿工事をやつて居たホッグと云ふ請負師に面會すると共に右炭坑に至る途中の半頃の道路際にある炭層をも調べて見る積りであつたと云ふことであつたが、デイックマンが右の道順を取つたとすれば、彼がイサベラ坑の中に袋を落とすと云ふことはあり得ないことであつた。

デイックマンは何れの道を取つたにしても結局炭坑にも行かなければ、ホッグに面會もしなかつた。即ち、彼の公判に於ける辯解に依れば、彼は炭坑に至る殆んど半途迄行つたが、其の時猛烈な痔

の發作に襲はれ、七轉八倒の苦をして遂にモーペスに戻り、其所からニューカッスル行の列車に乗つたと云ふことであつた。而して、彼は刑務所に居る間に事實痔の治療を受けたのであつたが、彼が通つた道路、道路の側にある建物、彼が行つた地點、彼が通り抜けて戻つたと稱する塀のあつた場所、其の塀の種類に付ての彼の辯解は極めて漠然とした不完全なもので、又モーペス驛に着いて以後の彼の行動即ち、彼は同驛に着いてからも休養することなく、全然必要もないのに歩き廻はつて汽車の時間を待つたのであつたが、彼の此の行動は到底猛烈な痔の發作に襲はれて癒つた許りの者の行動とは思はれないものである。デイックマンの辯解に依れば、彼は暖い客車に入つて温まり非常に輕快になつたと云ふのであるから、それが眞實ならば、モーペス驛に着いた時は彼は尙痔の發作で苦んで居た筈である。彼はイサベラ坑のことは知らぬと主張し且イサベラ坑の側を通ずる道路を通つたことを否認した。又、彼は三月十八日の日に切符賣場で別れて以後ニスベットに會つたこと若くは彼が列車の前部に居たことを強く否認し、後部から二輛目の客車としては最後部の客車の眞中のコンパートメントの一つ——其所は實はヘップルの立つて居た近くに當るが——に席を取つたと主張した。彼の言に依れば、彼とヘップルとは懇意で、ヘップルと會つたものなら同人と同席して汽車旅行をした筈だと云ふことであつた。デイックマンは否認したが、彼は無一文で、千九百九年の十月に或る金貸から二十磅を利息年六割、期間三ヶ月の約束で借用した事實と翌年一月に爲つて其の金貸に對し返済が出来ないから尙三ヶ月貸して置いて欲しいと申出で貸借を更新した事實が判明した。此の貸金に對する最

後の一ヶ月分の利息たる一磅は本件殺人事件發生の前日に支拂を済まされて居た。デイックマンの言に依れば、彼が右の金を借りたのは専ら右金貸が事實其の廣告通りの條件で金を貸すや否やを試す爲であつたと云ふことであつたが、彼が辨濟しやうと思へば最初の辨濟期にでも辨濟が出来たと云ひながら辨濟せず、却つて一月に爲つて貸借を更新したことに付ては納得の行く辨濟は殆んどなかつた。デイックマンは逮捕された時ポケットに十七磅許りの金を持つて居たが、之がニスベットの袋の中にあつた金の一部でないとすれば、本件は強盜に依る被害金銭の發見されない事件と爲るのであつた。

問題の客車にニスベットと一緒に居た男を見た人で、其の男がデイックマンに相違あるまいと云ふ人は尙多數あつたが、之等の證人は何れも其の男に特別の注意を拂つたものでなく、従つて、夫等の證言はそれだけとすれば事實認定の資料とすることは不能であつた。否、夫等の證言は殆んど傍證とするだけの價值もなかつたが、ヘップルとホルの證言、詳しく云へば、ヘップルのデイックマンが見知らぬ男と同じ客車に乗らんとして居るのを見たことと云ふ證言とホルのニスベットが見知らぬ男と同じコンバートメントに居たことと云ふ證言とを綜合すれば、デイックマンとニスベットの同じコンバートメントに居たことに付ては夫以上の證據は不要である。又、デイックマンがニューカッスル驛でニスベットと連立つて居り、同一客車に乗つて出發したことに關する壓倒的證據及デイックマンがニューカッスル驛に於ける行動と乗込んだ列車の客車に關して警察竝に公判廷に於て虚偽の辯解をしたことは實體上の歸罪事實であり、更に、デイックマンの左のズボンのポケットの

内側にあつた小さな血の汚點は、之をエーシイのデイックマンは乗越料金支拂の爲に其のズボンを探つて金を出したと云ふ證言に徴すれば、彼がニスベットを殺し、血の着いて居る手をズボンに突込んだ爲に出来たものと見られ得るのである。

デイックマンは有罪と爲り、死刑を執行せられた (John Alexander Dickman, Notable British Trials)。

〔事件五〕 イサベラ・ウイルソン殺の罪に依り千九百十年のバックス秋季巡回裁判に於てバックニル判事 (Mr. Justice Bucknill) の係で裁判されたウイリアム・ブルーム事件は次の通りである。

千九百十年七月十五日の金曜日の午後八時頃七十歳の老寡婦なるウイルソンがスローのハイ・ストリート二十二番地の自宅の居間で死んで居るのが發見された。同人は九年か十年以前から其所に居住し、小さな古着商を營んで居て、三年程前に寡婦と爲つた者であつた。七月十五日のこと、義妹のホワイト夫人と其の夫がウイルソンを訪問したが返事がないので店を通り抜け、閉つて居るドア——此のドアはウイルソンが居間に居る時は何時でも開放にして其所から店に人の來るのが見えるやうにしてあるのが例に爲つて居た——を開けて問題の居間に入つて見ると右の慘劇が行はれて居たのであつた。

被害者は其の顔をソファのクッションに強く結付けられ、窒息して死亡して居た。被害者の顔の左側の耳と顎との中間には數箇の暴行の痕跡があり又其の手は絹の細長い布を以て胸の上方、顔の下

邊で堅く縛られて居た——指と爪には數箇の小さな血痕が着いて居て、一方の拇指の爪はひしげて一部が肉から剥がれ居た。

醫師の證言に依れば、被害者は十二時から午後四時迄の間に絶命したものと推定されると云ふことであり又午後四時頃被害者方に牛乳を配達した配達夫の證言に依れば、配達に行つた時は店から何回も聲を掛けたが返事がなかつたと云ふことであつて、被害者の絶命したのは午後四時前に相違ないことが明と爲つた。

食卓の上に一箇の食パンを千切つたものと少量のチーズとテーブル、ナイフとがあり、更に、戸棚から一箇の食パンを千切つたものが出て来て、之と食卓上にある食パンの切端とを合せると完全な一箇の食パンと爲つた。被害者は一時から二時迄の間に晝食を攝り、二時頃ソーファに横に爲り、左を下にして眠る——こうすれば店が見える——のを例として居た。従つて、之に依り、被害者は晝食の用意は済ましたが、尙食事を始めて居なかつたことが明瞭であると同時に殺人は恐らく一時から一時半前後頃の間に行はれたものと想像されるのであつた。

被害者は平素から其の所持金の大部分を小鞆又は財布に入れて、前掛の下若くはスカートの下にして持つて居る習慣であつたが、其の被害者のスカートは捲れ上つて居て、口を開いて空っぽになつて居る財布が食卓の上に置いてあつた。尙此の外に、食卓の上に數枚の褐色の紙片があり、煖爐に一部焼けた紙片が残つて居た。慘劇のあつた部屋の中には亂闘の行はれたやうな模様はなく、又、二階の

各部屋にも犯人の入つた形跡は全然なく、被害者の寢室から三十志餘の金が出て来たことであつた。

被告人は植民地軍に八年勤務して千九百七年豫備役に編入された豫備役の軍人で、豫備役に編入せられると、被害者の家の隣のハイ・ストリート二十二番地に居住して居る兩親の家に同居し、父の商賣のシンガー・ミシンの販賣代理店の仕事を手傳つて居たが、幾ら報酬を貰つて居たかは不明であつた。被告人は其の後父と不和に爲り、千九百十年七月の數ヶ月前に兩親の許を去り、リーディングに移り、後更に倫敦に移つた。被告人はリーディングに居る間毎日スローに二ヶ月修業の自動車運轉教授に通つて多少の金を儲けて居た。被告人はスローの兩親の家を出て以來定職はなかつた。被告人はリーディングで或る若い婦人と懇意に爲り、倫敦に出てから同棲し、住居を二、三ヶ所移轉したが、最後の住居はリジエンツ・パークのアルバート・ストリートで、此所に六月十二日から七月十日迄住んで居た。

被告人が被害者の家に行つたことの判然して居るのは七月十五日の五、六週間以前に行つた一度きりで、それは被告人が被害者の家に入つて行くのを見た證人の證言に依り證明せられたのであつた。尙、證據に依れば、被害者と被告人とは未知の間柄であつたが、被告人の姉妹達と被害者とは懇意で、被告人の姉妹達は被害者に親切で、絶えず被害者の家に入出し、本を讀んで聞かせたり、家事の手傳をしてやつたりして居たことが明瞭で、従つて、被告人は被害者の習慣等を知り度いと思へば姉妹達を通じて容易に之を知り得べきであつた。

被告人は七月には明に金錢に窮して居た。被告人は父が七月十五日の數日前にスローからハールスデンに移轉すると、ハールスデンで豫備役軍人の俸給を受取らんとして軍の會計課に對し父の新住所を自己のそれとして住所變更の通知をした。ところで、軍の方では此の通知到達以前に既に支拂證書(二磅五志六片)をスローに宛て發送済であつた爲被告人に對する支拂證書の到達が遅れたが、すると、被告人は七月十日會計課に宛て支拂證書不着の爲に大に困つたと不平を訴へた執拗な請求の手紙を出し、又、七月十三日には胸針一本を六磅で賣らんとし、相手が斷はると、翌十四日再び其の相手に對し金に困つて居るから是非二磅十志で買つて呉れと申込んだ事實があり、更に又、三週間分の下宿料を延滞した儘下宿を去り、其の下宿料を前記情婦——定職を持つて居た——に拂はした事實もあつた。

十五日の日にスローで被告人を見た者は數人あつた。被告人は十七日の日曜日の午後ハールスデンで警視の取調を受け、木、金、土の三日間の行動を質問せられ、次で、警察署に連行されて詳細な聴取書を取られ、其の讀聞を受けて之に署名した。被告人は十五日の行動を順序を追つて説明し、十五日及其の前後にはスローに行つたことはないと陳述したが、警視は被告人がスローに居た事實を知つて居たので遂に被告人を勾留した。被告人の顔には土曜日の朝カムデン・タウンのブリタニヤと云ふ居酒屋の外で博奕打と喧嘩して出来たと自稱する二箇の平行せる搔痕があつたが、其の晩(十七日)被告人を檢査した警察の外科醫の言に依れば、右搔痕は二本の指の爪で引搔いて出来たもので、二、

三日前に出来たものと推定されると云ふことであつた。

被告人は其の晩ハールスデンに到着したスローの警察署長から殺人罪に依り告發せられ、スローに連行せられた。公判に於ては五人の證人が十五日の日にスローで被告人を見たことを證言した。尤も、其の時間の點に付ては内三人の證言は甚だ漠然たるものであつたが、午前十一時以前若くは午後三時以後に見たと云ふ證人は居なかつた。ところで、「ウエスターン」と云ふ麥酒店の主人と妻君の證言に依れば、被告人は一時十分に右麥酒店の屋敷を出て行つたと云ふことであり、彼等が斯くの如く正確な時間を證言するに付ては充分な根據があつた。此の麥酒店は被害者の家から僅かに數百碼離れて居るのみで、被告人は其所を出るとハイ・ストリートの方へ向いて歩いて行つた。被告人が驛に居り若くは驛の方に行つて居るのを見た者は一人もなかつたが、郵便局から提供された證據に依れば、被告人が前記の情婦に差出した葉書にある消印は其の葉書がパツディングトン郵便區の何處かで午後二時十五分から三時十五分迄の間に投函されたことを證するものであることが判明し、被告人が先にハールスデン警察で取調を受けた際に、右葉書はケンブリッジ・テレース附近のとある店で買つて、之に要件を認め午後三時頃投函したものであると説明せる辯解と矛盾した。午後一時十七分から同四十四分迄の間にスローを發車した列車は三本で、最後の列車は二時三十二分頃パツディングトンに到着し、其の次の列車は二時四十三分頃に發車し三時十四分頃到着したことが判明した。

尙、正確な時間は判明しなかつたが、被告人は十五日の午後ブレード・ストリートの或る藥屋に行

き血痕の附着せるハンカチを示し、顔面にある二箇の平行せる搔傷の出血を止める手當を求め、傷は自動車の翼とか泥除とかに觸れて出来たものであるが見えないやうに包み隠して欲しいと云つて硼酸の粉末を塗布して貰つた事實、更に午後五時から七時迄の間にオックスフォード・ストリートの或る藥屋に行き「傷を見えないやうに包み隠して欲しい」と云つた事實、被告人は當時アルバンニー・ストリートの前記麥酒店に下宿して居て、自分の部屋に歸る途中麥酒店の主人夫婦の居る側を通つた事實及被告人は十六日其の顔の傷に麥酒店の主人が氣付いて居るかどうかを酷く心配して居る様子で（麥酒店の主人の妻の證言に依れば）、主人に對し「強盗でもしたやうに見えますかね」と云つたと云ふ事實が判明した。

被告人は警察で取調を受けて後、警察から下宿の家宅捜査を爲すべき旨を告げられると、警察に對し、チョッキのポケットに金貨二十磅を入れた封筒が入つて居るが、それは父の家を出る時持つて居た五十磅だつたか六十磅だつたかの金の一部で、何時もチョッキのポケットに入れて持つて居たものであると云つた。家宅捜査をして見ると果してチョッキのポケットから一磅金貨十九枚と半磅金貨二枚入の封筒が出て來たが、其の封筒には全然汚れ目がなかつた。殺人發覺當時被害者の食卓上にあつた褐色の紙片中の一枚には此のポケットから出て來た十九枚の金貨を一つの包にして居た爲に出来たと思はれる跡型とびつたり符合する跡型があつて、其の跡型に依れば、金貨は紙に直角に包んでなく幾分紙に斜にして包んであつたものらしかつた。此の跡型は金貨以外の貨幣では到底出来さうもな

いもので、紙上にはどう見ても金貨を包んで居た名残と思はれる多數の小さい黄色の斑點が出来て居たが、實驗の結果に依り、問題の金貨のやうに一箇の包にされた金貨は少しの間摩擦して居ると、包紙に之と全く同様の金粉の斑點を生ぜしめることが證明せられた。尙、如上の褐色の紙には二つのものと小さな貨幣の包み跡が残つて居て、それは六片か半磅の金貨の包み跡らしく、其の他の貨幣を包んでも決して出来ない跡型であつた。而して、此の褐色の紙は一磅金貨とそれよりも小型の金貨とを一緒に包んで居た爲に貨幣とびつたり喰付いて居ない部分が出来て居て、其の部分に於ける金貨の跡形は自然他の部分に於けるそれよりも不鮮明であつた。

兇器は被害者の家は勿論其の他何處からも出て來なかつたが、被害者の顔にあつた暴行の跡——纒に血が滲み出て居たに過ぎない——は多くは拳骨で毆つた爲に出来たもので、其の中の一つのみが被害者が床に倒れて居るところを足蹴にした爲に生じたもの、やうであつた。被告人の衣類には何處にも血痕は附着して居なかつたが、七月十五日の日に被告人の穿いて居た褐色の長靴に一箇の小斑點が出来て居た。被害者の手を結び、被害者を椅子のクッションに縛付けた紐には數箇所に血痕が附着して居た。床上には血痕はなく、又、被害者を縛つた絹の紐の出所に付ては證據は擧らなかつた。

被告人は公判廷に召喚せられ陳述したが、其の陳述は殆んど全部勾留前に警察に對し述べたこと、矛盾して居た。即ち、被告人の陳述に依れば、被告人は七月十五日の日には軍隊關係の命令の有無を調べる爲に、彼が千九百九十九年に其所の義勇豫備兵として登録せられたパークシャー義勇隊司令部

の所在地たるウインドソールに行き、其所から汽車でスローに起き街を歩いた。被告人が「ウエスタ
 ーン」と云ふ麥酒店に居て、其所を女將の證言せる時刻頃に發出たことは相違ないが、麥酒店を發
 出てからはハイ・ストリートに行つて方々を歩き廻はり、克蘭と云ふ旅館に行つて其所の玉突場を
 覗いたが誰も居なかつたので旅館を出て再びハイ・ストリートの二十番地から二十二番地をぶら付い
 て引返し、緩く歩いて驛に出で、其所からパツディングトンに歸つた。被告人は其の朝或る博奕打
 と喧嘩して顔に傷を受けたので原告主張の藥屋に行き手當を受けたが、それと云ふのは、ひよつとし
 た機に傷を擦つて出血した爲である。被告人は前述の如く葉書を買求め、通信文を認めて投函し、
 其の後オックスフォード・ストリートにある藥屋に行き顔の傷の洗滌薬を買求めたのであると陳述し
 た。被告人は尙其の他にも種々の陳述をしたが、それは重要性のない事實に關するものであつた。被
 告人は顔の傷に關して被告人が下宿の主人に其所の女將の證言せるが如きことを話した事實を否認
 し、更に、被告人が警察の詳細な聴取書に署名したのは、當時は正氣を失つて居たのみでなく、軍隊
 に居た爲に「聴取書を取られることは慣れつこに爲つて居て格別の注意を拂はなかつたが爲である」
 と辯解すると共に被告人が軍隊の會計課や胸針を賣付けんとした寶石商に對して金がなくて困つて居
 ると云つたのは「口實」に過ぎない、被告人は實は七月十五日の三ヶ月以上も前から二十磅の金を持
 つて居たのである。被告人の情婦が被告人と同棲して居た期間の後半の家賃を支拂つたと云つて居る
 のは虚偽であるとも辯解した。然しながら、情婦の話振は極めて眞實らしく且判事も指摘せるが如く

彼女は被告人に不利益の證言をするに當つては大いに苦惱したのであり、其の證言の眞實性は之を疑
 ふべくもなかつた。被告人は有罪と爲り、間もなく其の罪を自白して死刑を執行せられた。

此の事件は罪を確定する情況事實は往々相互にびつたり契合することを極めて適切に例證せるもの
 である。従つて、之に付ては幾分——全部ではない——詳細なる註釋を加へて置き度い。此の事件は
 考へやうに依つては、夫自體としては大なる價値のない事實でも他の事實と結合する場合には極めて
 有力なる證明力を有することを示す珍らしい實例でもある。被害者の食卓上に褐色の小さな紙片が一
 つあつたと云ふが如きことは極めて些細なことで、外形のみよりすれば、爾く些細な事實が発見され
 ることは滅多にないことであるが、其の紙片に残つて居る跡形が十九枚の一磅金貨と二枚の半磅金貨
 の包み跡に相違ないと云ふことが證明せられると共に、他面に於て、被告人のチョコッキのポケットよ
 り十九枚の一磅金貨と二枚の半磅金貨が出て來て見れば、一枚の紙片の存在が洵に重大なる意義を有
 するに至るのであり、右金貨の入つて居た封筒が少しも汚れて居なかつた事實も亦、其の説明の付か
 ない限り、看過出來ない意義を有するのである。而して、本件は之等の事實と被告人の顔に平行せる
 二つの搔痕があつて、被告人が之を他人に氣付かれることを氣にして居た事實とを綜合すれば其の他
 の證據の有無に拘らず、被告人を有罪とするに充分である。尙、被害者の食卓上に千切つた儘で手の
 付けない食パンのあつた事實は興味ある事實であり、之を晝食に關する被害者の習慣と綜合すれば
 殺人の行はれた時間を數分と違はずに確定することも不能ではない。

〔事件六〕 コラ・クリッペンと云ふ妻殺の罪に依り千九百十年十月中央刑事裁判所に於て、英蘭高等法院王座部主席判事（前出）の係で裁判せられたホーレー・ハーヴェイ・クリッペン事件の梗概は次の通りである。

被告人はオハイオ州のクリーヴランド醫科大學で正規の醫學を修めたアメリカ人で、裁判當時は四十八歳であつた。被告人は千八百九十二年頃被害者コラ・マカモトスキーを後妻に迎へた。被害者は其の夫の被告人よりもずつと若く——彼女の友人の言に依れば、千九百十年當時は三十歳そこ／＼に見えた。被告人夫婦は何れも婚姻十二年前頃から英國に居住して居て、時々亞米利加に行つて居た。被告人は藥の製造販賣を業とし、倫敦のニュー・オックスフォード・ストリートのアルビオン・ハウスに支店を出して居る「マンヨンス」と云ふ亞米利加の會社に傭はれ、年俸百五十鎊を得て、千九百九年十一月迄右支店の支配人をやり、次で、同會社の代理店と爲り、千九百十年二月一日迄之を繼續したが、同日限り代理店を罷めると共に會社とは完全に手を切つたのであつた。被告人は是より曩自分も耳鼻咽喉及眼科専門醫の看板を掲げて——但、其の他の病氣治療も敢て拒絶はしなかつた——アルビオン・ハウスで醫業を營んで居たが、其の醫業は多くは通信醫業であつた。被告人は千九百八年にアルビオン・ハウスで齒科醫をして居たライランスと云ふ人と合名會社を組織した。證據に依れば、被告人は之等の營業や事業に依り莫大な収入を得て居た模様で、被告人は自己の醫業に使用する藥はマンヨンス會社から送つて來る藥を用ひて調合して居た。多數の證人の證言に依れば、被告

人は特に溫良な情深い人で、多くの者から好かれて居たと云ふことであつた。

被害者は或る寄席の藝人で、倫敦に多數の友人——主として此の種の藝人——があり、被告人及被害者は之等の藝人と往來して居た。被告人と被害者とは見掛はお互に極めて幸福そうで、友人、知己の言に依れば、被害者は珍らしい程艶々した元氣で朗な女で、其の藝名をベル・エルモアと云ひ、友人仲間では主として此の藝名で通つて居た。被害者は何時も澤山の寶石を身に着けて居て、其の寶石は少く見積つても二百鎊から三百鎊位の値打のあるものであつた。ところで、後に爲つて判明したところであるが、被告人は其の寶石の一部を百九十五鎊で質に入れたのであつた。被害者は衣裳好みで澤山の高價な衣類を持つて居た。被害者の頭髮は生れながら黒味がかつて居たが、被害者は之を晒して黄金色若くは赤鶯色と云つた色に染めて居た。被害者は健康が優れ「強健」其のもので、寄席の女藝人組合執行委員會中の活動的分子に屬し、其の出納係をして居つた。此の委員會は毎週水曜日にアルビオン・ハウスで開かれて居た。

被告人と被害者とは極めて質素な生活をして貯金をして居つた。即ち、彼等はチャリング・クロス銀行に三つの預金口座——其の一は兩名共同名義の當座勘定口座、其の二は同じく共同名義の預金引出に一年前の通知を要する定期預金口座、其の三は被害者ベル・エルモア名義の預金——を持つて居り、當座勘定口座には千九百十年二月一日現在で約二十鎊の殘高があつた。共同名義の預金口座は千九百六年三月十五日、被害者單獨名義の預金口座は同年十一月二十日夫々開設せられ、屢次の預

金に依り、前者の預金高は二百七十磅、後者のそれは三百三十磅に達し、之が千九百十年二月一日に於ける預金現在高であつた。

被告人と被害者は千九百五年九月ホロウエイのヒロドロップ・クレツセント三十九番地——以下單に三十九番地と略稱する——に轉居した。其所の住宅は小さな家で、地階に臺所と居間——兩名は此の室で食事をして居た——の二室、其の下に物置一室、一階に客室一室、二、三階に幾つかの寢室と、浴室、洗面所が各一室あるのみであつた。兩名は女中を使用せず、料理其の他の家事は被害者がやり、時偶雑役婦を傭ふに過ぎなかつた。地階の下の物置は餘り使用せず、料理及煖房は總て瓦斯で行はれて居た。

斯くて千九百十年一月下旬と爲り、同月三十一日の月曜日のことである。被害者は此の日限り全く消息を絶つに至つたが、被害者夫婦と極く懇意のマルティネッテイと云ふ人と其の妻の證言に依れば、彼等は當日被害者夫婦の家で饗應を受け午前二時頃に被害者夫婦の家を辭したが、當時被害者夫婦の家の中の空氣は洵に愉快で、被害者は何時もの通り健康で艶々しく元氣一杯であつて、夫との仲は上々のやうに見受けられたと云ふことであつた。

被告人は二月一日マルティネッテイ夫人に對し被害者は元氣であると話し、夫人の被害者に對する挨拶を傳ふべきことを約した。翌二日は前掲女藝人組合で其の委員會が催されたが、其の席上に同日附の書記のメイ嬢と委員會に宛てた二通の手紙が届いた。二通の手紙には何れも「ベル・エルモア」

と署名してあり、メイ嬢に對する手紙には追伸として更に「Mr. H. H. C.」としてあつた。手紙は何れも第一人稱で書かれて居たが、文字は總て被告人の筆跡であつた。尙、手紙には出納係としての被害者の通帳、振込傳票及小切手帳が封入せられ、出納係を辭任する旨、親族の者の病氣で直ぐ亞米利加に赴く旨及數ヶ月は歸れない旨が認められ、更に多少矛盾して居るが、二、三ヶ月で歸つて來度いと思ふと附言してあつた。

被告人は二月二日被害者がよく身に着けて居た一部の寶石を八十磅で入質し、同月九日には更に多くの寶石を百十五磅で入質した。被告人は二月九日ライランスに對し、被害者は其の母親が死亡したので其の跡始末の爲に亞米利加に行つたと告げ、更に其の頃或る所でマルティネッテイ夫人に對し、火曜日の夜遅く（二月一日）被告人か被害者か何方か一方亞米利加に來るやうにとの電報が來たので同夜は二人共荷造で忙しかつたと話した。二月十七日メイ嬢が被告人に對し前掲組合の費用に關する話をして被害者の居所を尋ねると、被告人は被害者はカリフォルニアの片田舎に直行して居る旨及手紙なら被告人から出して進める旨を答へ、又、恰度其の頃マルティネッテイ夫人が被告人に對し「彼女（譯者註、被害者のこと）は紐育から便をすと思ひますわ」と云ふと、被告人は之に對し「いや、彼女は紐育には立寄らない。彼女はカリフォルニアに直行する」と云ひ、更に、二月二十日より少し後のことであるが、被告人は同じくマルティネッテイ夫人に對し、親族の者等から聞いたことだが、それに依れば、被害者は酷い病氣をして居ると云ふことであり、何んでも一方の肺が悪いら

しい、然し被害者から被告人に來た手紙には病氣は周圍の者の云ふ程悪くはないから心配するには及ばないとあつたと云ふ趣旨のことを話したのであつた。

被告人は三月二十日マルティネッティ夫人に被害者は兩方の肋膜肺炎で危険状態であると云ふ手紙を出し、又、復活祭前の水曜日(三月二十三日)同夫人に對し、被害者の病氣が酷く悪いと云ふ電報が來た旨及最早被害者の死亡通知を待つ許りだが、其の通知のあつた場合には氣分を轉換する爲に一週間程佛蘭西に行き度いと思つて居る旨を話し、更に、同日メイ嬢に對し、被害者は助からぬと思ふと告げた。三月二十四日被告人はヴィクトリヤ驛——ダイエツプに赴く途中——からマルティネッティ夫人に宛て「ベルは昨晚六時死亡した」との電報を打つた。三月二十六日には被告人の依頼に依りエラ紙に被害者死亡の廣告が掲載せられた。復活祭後の水曜日(三月三十日)被告人はマルティネッティ夫人に、被害者はロス・アンジェルズで被告人の親族の者達に看取られて死亡せる旨及被害者が死亡する際には其所に被告人の息子も居た旨を告げ、更に其の後暫くして、マルティネッティ夫人及被害者の双方の友人のスマisson夫人に對し、被告人の息子の居所だと云ふ所を明かした。スマisson夫人は被告人の息子と云ふのに手紙を出した。四月初旬被告人はマルティネッティ夫人に、被害者は近く火葬に附せられることに爲つて居ると話した。

四月五日頃被告人及被害者の双方と八年以前から知合で懇意にして居たバロースと云ふ醫師が被告人に對し一通の手紙を出した。其の手紙には彼と其の妻が被害者に對し情愛に充ちた好意を寄せて居

ることが溢れて居て、偶然被害者が死亡したと云ふことを耳にしたが、被害者は重大事件があれば何時でも判らせて居たのに今度に限つて亞米利加に出立したことを知らせなかつたのは洵に不思議に思はれる、詳細なことを知らせて欲しいと書いてあつた。被告人は之に對し、最も深く被害者の死を哀む文字を並べ且通知をしなかつたのは恐るべき衝撃の爲に殆んど正氣を失つたやうに爲つた爲であるから悪しからずと云ふ趣旨を認めた黒梓入の返書を出した。被告人は當時喪服を着て居た。四月七日被告人は紐育在住の被害者の妹のミルス夫人と其の夫に對し、被害者がカリフォルニアに旅行し、病氣に罹つて死亡し、被告人は其の爲に深酷な恐るべき衝撃を受けて半狂亂の状態に爲つて居る旨を認めた黒梓入の手紙を出した。

被告人は五月十八日スマisson夫人に被害者の遺骨が届いたと話した。五月二十四日メイ嬢が先にスマisson夫人が手紙を出した被告人の息子と云ふ人から一通の手紙を受取つた。之等の手紙の内容は何れも公判廷では發表せられなかつたが、被告人の息子からのものと爲つて居る手紙の内容の一部を想像することは困難ではない。

被告人は是より曩三年位以前からアルビオン・ハウスで彼のタイピストをして居たリ・ニーヴと云ふ若い女と道ならぬ關係を始めて居た。被害者は此の事實を知らず、アルビオン・ハウスで時々リ・ニーヴに會ひ親切にして居た。リ・ニーヴは千九百十年にジャクソン夫人の家に下宿したが、二月初旬に爲ると一週に一度か二度宛外泊するやうに爲り、次で、三月十二日限に下宿を出て仕舞つ

た。リー・ニーヴは外泊するときは常に三十九番地の家に被告人と一緒に居たもので、三月十二日以後は其所で被告人の妾として生活するやうに爲つた。被告人は復活祭にダイエツプに行つた際リー・ニーヴを同伴し、彼女に被害者所有の寶石入の色々の物品を初め、被害者の毛皮の衣服其の他高價な衣服を含む多数の衣類を興へた。被害者の友人が被告人とリー・ニーヴの關係を知つて居たかどうかは判明しない。醫者のパロイズもマルティネツテイ夫人もスミスン夫人も被害者が居なく爲つてからは三十九番地の家を訪問せず、而して、既に其の氏名を挙げた其の他の證人等に至つては元々三十九番地の家を訪問する程の仲ではなく、従つて、訪問杯は思ひも寄らないことであつた。被害者の友人中でスミスン夫人のみは被告人が逮捕されて後迄も被告人に面會したらしく、同夫人が被告人の逮捕前最後に會つたのは五月十八日であつた。被告人は二月一日から七月八日迄は其の事務所で平常通りの生活をして居たらしい。

是より曩、友人仲間に被害者の死因に付疑を抱く者が出で、六月三十日或る情報が警視廳に入つて捜査が開始せられることゝ爲つた。七月八日警視廳のダイユ警視がアルビオン・ハウスに被告人を訪ね詳細な聴取書を作成した——此の聴取書は被告人に讀聞けられ、被告人は之に署名した。而して、其の聴取書に依る被告人の陳述の要點は、被告人が被害者の友人等に云つたり、書き送つたりしたことは全部不實である。被告人と被害者とは數年來仲違をして居たが、それと云ふのは、被害者は被告人が千八百九十九年から翌千九百年迄亞米利加に行つて居て不在中にブルース・ミラーと云ふ亞

米利加人の寄席藝人——被告人の言に依れば、ミラーは千九百五年英國を去る迄度々被告人の家を訪れ被害者と會つて居たが何時も被告人を避けて居た。尙、英國を去つてからは信書の往復をして居た——と懇意に爲つたが、被告人がそれに不満だつたからである。被告人と被害者との間には公然とは惡口を云ひ合はないと云ふ、従つて亦、友人等の前では何時でも仲良くして居やうと云ふ協定があつた。被告人と被害者とは數年間寢室を別にして居り、被害者は屢々出て行くと云つて被告人を感して居た。一月三十一日の夕食の時マルティネツテイが氣分が悪く爲つて、家の勝手を長く知つて居る儘に一人で食事の部屋を出て先面所に行くと、被害者は被告人がマルティネツテイを案内しなかつたことを酷く氣に病み、マルティネツテイ夫妻が歸つて行つた後で被告人を口を極めて罵倒し、縁を切つて出て行くからもう歸つては來ないと云つた。然し、そんなことは恥だから人に打明けることも出來ないので被告人は一人で悩んだ。被告人は翌朝被害者が未だ寢て居る中に事務所に出勤したが、夕方歸宅して見ると被害者は何んの書置もしないで家出をして居た。被告人は被害者はつきり當時シカゴに居住して居たブルース・ミラーの許に走つたものと思つた。被告人が友人等に話したことは恥を隠す爲にした作話である。被害者は決して被告人が手に掛けたものではない。被害者は一箇の箱を持つたのみで家出し、多大の數に上る衣類の大部分と寶石全部を残して居た。以上が被害者に付て知つて居る全部である。尙、被告人はアルビオン・ハウスで彼のタイピストをして居たリー・ニーヴとの關係が始まつたのは約三年前からであつて、彼女が被告人と同棲するに至つたのは被害者が家出して

二、三週間経つてからであると云ふのであつた。

警視は、次で、被告人及リー・ニーヴと共に三十九番地の家に臨検し、物置を含む家内を隈なく捜査した。警視は被害者を見付け出さねばならぬと云ひ、被告人は之に對し凡ゆる協力を爲すことを約束し、亞米利加の新聞に廣告を出すべきことを示唆すると共に廣告文を起草し、警視は之を承認した。警視は九日、十日の兩日に互り種々の捜査を爲し、十一日アルビオン・ハウスに赴いたが、其の時は被告人は既に逃走して居て、被告人は九日何時もよりも早目にアルビオン・ハウスに出勤し、マシヨンス會社に對する債務を同會社の女支配人に辨濟し、更に、被告人と會社を作つて居たライランスに對し「五月蠅いことを避ける爲に一時身を隠すことにした」と云ふこと及一組の子供の衣類を買ふ爲に齒科營業に使用中の機械一台を貰つたと云ふ趣旨の手紙を出したと云ふことであり、尙、被告人の逃走に當つては、リー・ニーヴが其の頭髮を短く刈り、變装して被告人と同行した事實が判明した。ところで、七月十三日のこと、警視が鋭い尖の付いて居る灰搔を以て床をつゝきながら物置を入念に検査すると、二枚のブリキの間の僅の間隙の床の抜けて居る箇所が発見されたので床に張つた多數のブリキを剝がして其の下の地面を鋤で掘つて見ると、數吋の深さの所から夥しい人の殘骸が出て來た。頭はなく、骨はばらばらに爲つて居たが、胴體は大部分其の儘であつて、翌十四日刑事捜査に豊富な經驗を有し、種々の立派な肩書を有するペッパー氏 (Mr. Pepper, F. R. C. S.) が細密なる検査を行つたが、其の結果に依れば、死骸の内臓は切抜かれて居て、其の切抜方よりして切抜いた者

は詳しい解剖學の知識の所有者と推定されると云ふことであつた。尙、右検査に當つては髮の根本のみが黒く、其餘の部分は洒してある女の頭髮の束がハイズ・カーラー (Hinder's curler) の中から顯れると共に婦人用のレースのカラーの付いて居る下着とレースの腕飾が出て來たが、七月十五日には、更に、兩腕と胸にレースの飾の付いて居る婦人用のコンビネーションとピジャマのジャケツの切端が発見せられた。

被告人は汽船モントローズ號にロビンソンと偽名し又リー・ニーヴは其の息子と詐稱して乗込み、アントワープからケベックに出帆したことが判明した。そこで、デュー警視は他の官憲と共に快速船を飛ばしてケベックに向ひ、モントローズ號よりも先にケベックに到着して同船の入港を待受け、入港と同時に被告人及リー・ニーヴの兩名を逮捕して之を英國に連れ戻した。

被告人は公判に於て詳細に辯解し、先にデュー警視に陳述したことをもつと詳細に繰返した。被告人は彼が被害者の所在捜査又は消息捜査をしなかつたこと及リー・ニーヴが二月二日當時から時々彼の許に來て泊まり、次で、同棲したことは認めしたが、被害者の失踪直後彼が入質した高價な寶石は彼が買つてやつたものであると主張した。被告人の言に依れば、彼は被害者に對し幾度となく二、三磅宛與へ、或る時は一度に三十磅も與へたことがある。被害者は何時でも澤山の金を持つて居るらしく、被告人が被害者に金は要らぬかとも聞くと、被害者は定まつて被告人から金を貰ひ度いと思はないと云つて居た。然し、被害者がそんな返事をする理由は聞き糺さなかつたと云ふことであり、

又、被告人が逃走したのは法律を知らず、小説を読んで逮捕されたが最後被害者が出て来る迄勾留（起訴若くは公判の審理を受けることなく）せられるものと思込んで居たが爲であると云ふことであつた。更に、床下から出て来た残骸に付ては、被告は其の残骸は被害者の遺骸ではないと主張し——其の残骸は被告人が其の家に住むやうに爲つた千九百五年九月以前から其所にあつたものか或は被告人と被害者が其の家を留守にした間に其所に埋められたものと思はれるが、何故左様なことがあつたのかは全然判らないと辯解した。尙、被告人は被害者が家出の際に持つて行つたと云ふ箱のことを判然とは説明し得なかつた。

大なる重要性を有する問題ではないが、被告人と被害者の夫婦仲如何を窺ふに足る證據はなかつた。然し、其の夫婦仲は被告人が云ふ程悪化して居たものとは思はれなかつた。長年月に亙つて友人等の前で愛情を伴つて居ることは至難のことであり、右夫婦とチャールズ・クロス銀行との預金契約は夫婦仲の左程悪化して居なかつたことを示すものである。即ち、當座勘定口座には夫婦兩名の署名があり、又、共同名義の預金口座及被害者單獨名義の預金口座には公平に預金してあつた。被害者がブルース・ミラーと極く懇意にして居たことは事實で、其のことはミラーが妻子と共に住んで居るシカゴから英國迄出向いてした證言に依り明であつた。ミラーの證言に依れば、彼には被害者と懇意に爲る以前から妻があつた。彼は三、四年間英國に居て、其の間絶えず被害者を訪問して居たが被告人には一度も會はなかつた。彼は被害者に接吻し又被害者に艶書を出したことはあるが、被害者は之

に對して何の返事もしなかつた。彼には被害者に巨額の金を遣る程の餘裕はなかつたと云ふことであつた。結局、被害者はミラーから若干の金は貰つたらしいが、ミラー其の他の男と不義をした形跡はなく、又、證人として喚問されて被害者の純潔なることを證言した被害者の友人等の證言に對しても之を反駁するに足る證據はなかつた。

裁判長は障審に對し、被告人を有罪とせんが爲には物置の床下から出て来た残骸が被害者の死體の一部であること、被害者が殺害せられたこと及被告人が其の犯人であることの心證を得ることを要すると説示した。

鑑定の結果に依れば、本件残骸は大體に於て女性の遺骸と見るべき外觀を呈して居るが、性を示す骨及身體組織が悪く取除かれて居る爲に確實な鑑定は出来ない。残骸の主は頑健な身體の持主たりし者と推定されると云ふことであつた。残骸の下腹部には一箇の何かの跡があつたが、原告側の證人等の證言に依れば、それは古い疵跡であると云ふことであつた。ところで、被害者も亦十年乃至十二年位前に亞米利加で卵巢切開の手術を行ひ、被害者の姉とマルティネッティ夫人の兩名が其の手術の疵を見て被害者と疵の話をした事實があつたが、問題の跡は恰度卵巢を切開手術する場合に於ける切開箇所に當り且其の長さも大體斯かる手術に因り生ずる程度のものであつた。被告人の爲に喚問せられた醫者の證人等の證言に依れば、問題の跡は疵跡ではないと云ふことであつたが、其の理由は極めて長く専門に亙るものであり本書に於て之を要約することは不能である。被告人に有利の之等の證言を

した者が優秀な人格たる紳士であり而も彼等が善意で其の證言をしたものであることは疑ないが、之等の證人は先に被告人の訟師に對し問題の跡の残つて居る肉片は全然下腹部の肉片ではないと報告した事實があり、従つて、彼等の證言は此の事實に依り其の價値を減損せるものと云ふべきである。警察裁判所に於て爲された原告側の醫者の證人等に對する詳細な反對訊問は實に此の報告に基いて爲されたものであつた。然し、其の後に行はれた再度の慎重なる殘骸検査の結果は被告人側の證人等も下腹部の肉片に非ずと云ふ従前の説を抛棄するの已むなきに至り、公判に於ては彼等も下腹部の肉片なりとする原告側の證人等の見解を争はず、而して、原被告双方の側の醫者の證言を慎重に吟味せる結果は明に原告側の證人等の見解の方が妥當と認められるやうであつた。

殘骸と共に多數の婦人用の下着や寢間着の切端と先に述べた頭髮の束が発見された。而して、下着や寢間着の切端には格別の特徴はなかつたが、被害者が平素から着て居た下着や寢間着の服地と酷似し、又、頭髮は其の長さがむらで、短いのは二、三吋長いのは八吋に及び、何れも根本から一吋位の所迄は暗黒で、それから先の方は其の色合がずつと淡くなつて居た。被害者は日頃頭髮を晒して居たことが判明したが、マルティネッティ夫人の證言に依れば、被害者の頭髮は根本の方が暗黒色を呈して居たと云ふことであり、更に、他の或る證人の證言に依れば、前記頭髮は被害者の頭髮に似て居て、或る朝被害者が頭を梳かんとして髪を崩して居るのを見た時の頭髮とそつくりであると云ふことであつた。

尙、重要問題の一つとして、本件殘骸の地中埋沒期間如何と云ふ問題があつた。死體の地中埋沒期間が長ければ長い程埋沒期間を認定することが困難なること及死體の分解過程に於ける時間が諸種の環境及條件に依り著しく異なることに付ては醫者の證人等の意見は一致したが、原告側の證人等の見解に依れば、本件殘骸は被告人が其の殘骸の出た来た家を借家した千九百五年九月當時から其所に埋沒して居たものでは斷じてなく、右殘骸は発見四ヶ月乃至八ヶ月前に其所に埋沒せられたものと推定される——此の推定に對しては大なる反對はなかつた——と云ふことであり、彼等は其の根據を説明したが、此の見解には、圖らずも、強く之を裏書する驚くべき事實が現はれて、此の點に付ては殆んど他の證據が不要と爲つた。本件殘骸の発見された家からジャケットの付いて居ない一着のビジャマズボンと一緒と二組の被告人のビジャマズボンが出て來た。此の奇態なビジャマズボンの型は他の完全な二組のビジャマズボンとは少々異なつて居た。ところで一方殘骸を掘出して居ると其所から此の奇態なビジャマズボンと同型の男子用のビジャマズボンとジャケットの一部が出て來て、此のジャケットには右ズボンと同様に「Jones Brothers, Holloway, Limited」なる賣捌元の商號が入つて居たが、ジョン兄弟商會が有限責任と爲つたのは千九百七年で、同商會の賣子の證言——此の證言は反駁されなかつた——に依れば、右の奇態なズボンは同商會が千九百八年のクリスマス冬の冬季大賣出で被告人に賣約濟と爲り、翌千九百九年一月五日三十九番地の被告人の家に届けた三着のビジャマズボンの中の一つであると云ふことであつた。さて、斯の如く物置の床下から掘出されたジャケットが右の奇態なズボンと同型で、其の二着のビ

ジャマの型と異なつて居た事實から推論すれば、實は此のジャケットとズボンとは續いて居たもので、之が一月五日に被告人の家に届けられた三着のビジャマ中の一着なること、従つて又、右ジャケットが一年以上地中に埋没して居たものでないことは殆んど確定的であつた。

被告人が眞犯人なりや否やの問題は以上を以てしては尙未解決であるが、此の問題は全く意外のことから證明されたのであつた。即ち、主要内臓器官を全部分析して慎重に検査して見ると、何れにも一様にハイオシオン毒のあることが發見せられ、其の分散状態から死者は生前半グレーン以上のハイオシオンを飲まされたものと推定された。ハイオシオンは四分の一グレーン乃至半グレーンが致死量とされて居る毒物であり、コーヒー其の他何んでも香氣が強く甘い物の中に入れて飲ませれば感付かれることなしに飲ませることが出来、之を飲んだ者は輕微の精神錯亂と昂奮状態を呈するかと思ふ間に忍ち急轉して睡眠と人事不省と完全麻痺に陥り、十二時間以内に死亡するのが例である。ハイオシオンは一般に考へられて居る程屢々使用され居るものではなく、又、之を飲藥として用ひることは極めて稀で、多くは皮下注射劑として使用され、其の注射量は二百分の一グレーン乃至百分の一グレーンである。ところで、被告人は千九百十年一月十九日にホミオパシイ (Homeopathy) の爲に必要だと云つてハイオシオンを五グレーン買求めたことが判明し、被告人は其の用途——アルピオン・ハウスに於ける被告人の借室中で少量發見された外の——に付て、右ハイオシオンはホミオパシイ療法の藥の調合に使用したと辯解したが其の證據は存在しなかつた。被告人がハイオシオンを買つたのは

右の一回のみで、其の以前には絶えてないことであつた。被告人は五日間に互る公判審理の後有罪と決し、死刑を執行された。

以上は事案のほんの梗概に過ぎない。犯罪の日時、場所に關する證據が廣範圍に互つて居る爲に、多くの興味ある附隨事實を己むなく省略したが、有罪の結論を生ぜしめるに必要な最小限度の證據事實は全部之を掲げて置いた。而して、以上に依れば、本件が我が英國、否、恐らくは世界諸國の裁判史に於ける純粹なる情況證據に依る最も顯著にして且決定的の判例の一に屬することは他言を要しないであらう。本件の犯罪心理如何は洵に人の好奇心を唆るものであるが、彼の「チェキル博士とハイド氏」と云ふ小説こそは當に本件の犯罪心理をそつくり其の儘説明せるものではあるまいか (Harvey Crippen, Notable British Trials) (註)。

註 印度の法制——遺骸の同一性確定の困難なことに關する同種の事件としては Feroz Khan v. Emp., 86 I. C. 401; Jagtu v. Emp., 76 I. C. 397. 參照

毒物確定の困難なことに關する事件としては Garderi v. Emp., 85 I. C. 817. 辯解の欠缺に關する事件としては Aldil Wahab v. Emp., 76 I. C. 97. 參照

本件はアール・エル・ステヴンソン (R. L. Stevenson) の小説が示唆して居る變態心理者の實生活の一つの顯著なる實例を提供せるものである。多數の證人の證言に依れば、被告人は溫和で親切な人で、其の鄭重、親切なことを以て友人間に人望を集めて居た許りでなく、妻とも至極仲良く、規律正しい信賴の出来る日常生活をして居たものゝやうであるが、それにも拘らず、反面に於ては其の妻を

殺さんことを企らみ之を實行——慘酷な方法で——する二、三年前からこのそり姦婦リー・ニーヴとの不義を續けて居たのである。世上に本件被告人のやうな變態心理者の居ることは疑ないが、然し、左様な人は決して多くはない。

〔事件七〕 千九百十八年四月中央刑事裁判所に於て、アトキン判事 (Mr. Justice Atkin) の係で裁判されたデーヴィッド、グリーンウッドに係る殺人被告事件の梗概は次の通りである。千九百十八年二月十日の日曜日の朝エルサム・コンモンでネツリー・ツルと云ふ少女の死體が発見された。ツルは其の前夜コンモン附近にある自宅を出で九時頃或る田舎の商賣家に姿を現した切り行方不明と爲つて居たのであつた。死體を検査した醫者の證言に依れば、ツルは強姦の上絞殺されたものであると云ふことであつた。九日の夜は一晚中雨がどしや降りて、翌日醫者と警官が死體發見の現場に行つた時は、其の附近には多數の見物人の足跡が入亂れて居た。ところで、郡集の一人が他の郡集と共に附近の泥濘を掻き廻はして居ると其の中から一箇のオーヴァーコートが出て來たが、其の鈕には四つの孔があつて、其の中の二つの孔に一方の端は折切つたやうに爲り他方の端は尖つて居る一本の針金が通してあつた。又、或る警官が一箇のライセスターシャーヤー聯隊の略章を發見し、二月十一日の月曜日の新聞紙に右の鈕と略章の寫眞並に其の説明が發表せられた。當時倫敦に於ける多數の諸會社は盛に飛行機材を製作して居り、其の中にデーヴィッド・グリーンウッドと云ふ労働者を使用して居る會社があつて、同會社は其の工場で自製の針金を使用して居たが、此の事實が後に事件の解

決に至大の關係を有するに至つたのであつた。グリーンウッドは日頃ライセスターシャーヤー聯隊の略章を着けて居たが、二月十一日の日には其の略章を着けて居ないで、其のことが仲間の労働者の一人の注意を惹き、同人から其の理由を聞かれ、グリーンウッドは其の際略章は土曜日に外づいたのであると答へたが、聞き手は之に満足せず、グリーンウッドを警察に訴へた。ところで、グリーンウッドは、警察で死體發見現場から出て來た鈕を示されるや、該鈕は曾て彼の持つて居た鈕ではあるが、電車の中で氏名不詳の者に賣つて仕舞つたものであると辯解した。之を聞いた警官はグリーンウッドを警視廳に連行することゝ爲つたが、其の途中で、グリーンウッドのオーヴァーコートの鈕が全部取られて居て、鈕を裂き取つた爲に出來たぼろ／＼の孔が一つ開いて居るのに氣付いたのでグリーンウッドを警視廳に連行して之を本事件擔當の警視の部屋に引渡すと直にエルサム・コンモンで發見された鈕と針金を持つてグリーンウッドの働いて居た工場に引返し、其の鈕と針金に付ての取調を開始し、針金が同工場製作のものである事實を突止めると共に其所の労働者からグリーンウッドのコートには日頃は全部の鈕が着いて居たと云ふ聞込をした。次で、他の數名の警官がエルサム・コンモンから四分の一哩足らずの所にあるグリーンウッドの住居に臨み、親族の者達から彼の習癖や行動を聴取し、グリーンウッドの留め置かれて居る警視廳に引上げた。聽て、グリーンウッド自身の取調と爲つたが、すると、彼は二月九日の午後一時から十一時四十五分の間に於ける彼の行動に付て陳述し、最後に彼の針金を通した鈕を取上げ、係警視に對し「鈕が俺のだと云へば、それがどう云ふことに爲るだ

ね」と問ひ、警視が「それは何々とも云へない」と答へると「そうかね、では俺も云はねーよ」と云つた。グリーンウッドは其の罪を自白も否認もしない儘で遂に本件少女殺の犯人として起訴された。而して、彼は中央刑事裁判所の公判では不在の抗辯を提出し、之を立證する多數の證人を申請し、尙、オーヴァーコートOvercoatの釦に付てカルビン警視と前記のやうな問答をしたことをも否認したが、彼の辯解及彼の申請に係る證人の證言は何れも採用せられず、彼は有罪と爲つたのであつた。

〔事件八〕 母親殺として千九百二十七年エヂンバラに於て、アルネス卿 (Lord Alness, the Lord Justice Clerk) の係で裁判せられたジョン・ドナルド・メレット事件は次の通りである。被告人の母親のベルタ・メレット夫人は十七歳に爲る被告人と一緒にエヂンバラに居住して居たが、千九百二十六年四月一日鐵砲で打たれた傷が基で死亡した。被告人はエヂンバラ大學の學生で、被害者から授業料の外に毎週十志の小使を貰つて居た。被害者には毎年七百磅の収入があり、親子二人の生活には何の不自由もなかつた。被害者は會計に通じ、收支を合せることの大切なことを知り、之が爲に自分のやつて居る方法は正しいもので被告人も其の價値を認めて居るものと考へ、被告人に對しても同様の方法を探ることを勧めて居た。被害者はハンブシャイヤー・ボスコームのミッドランド銀行とエヂンバラのクライズデル銀行の二銀行と契約し、前者には預金口座を設けて之に全収入を預金し、後者には當座勘定口座を設け、借入金は前者の預金を以て辨済する方法を探ると共に此の兩口座と一致する自製の覺帳を作製し且小切手帳の原簿に兩口座の勘定が釣合ふやうな覺書をして置くことを其の例

として居り、斯くして銀行の兩口座の混亂の防止に努めて居たのであつた。

被害者は千九百二十六年三月十七日寫字台の側に腰を掛けて居る所を射撃されて頭部に彈傷を受けたが、被害者の家に住んで居る者は被害者の外には、被告人と召使の二人のみであつて、被害者が打たれたと云ふことも實は其の二人の云ふことで判つたのであつた。尙、寫字台の抽斗が一つ開いて居て、其の中にクライズデル銀行から被害者に宛て當座勘定が貸越と爲つて居る旨を告知せる三月十三日附と十六日附の二通の手紙が入つて居た。

之等二通の手紙は三月三十日警官に押收されたが、被告人の言に依れば、手紙は三月十七日に到達したと云ふことであつた。更に、警官が家宅捜査をして見ると、被告人の寢室からミッドランド銀行の小切手帳一冊——五通の小切手と原簿とが切取つてあつた——「Accounts, J. D. Merritt」と誌した帳面一冊、ミッドランド銀行の通帳一冊、同銀行から被害者に宛てた千九百二十六年三月五日附の手紙一通とクライズデル銀行の小切手帳の原簿が出て來た。

被告人はミッドランド銀行の小切手帳から切取られて居る五通の小切手と原簿は知らぬと主張した。之等の小切手の内三通は行使せられて居て、後にミッドランド銀行からエヂンバラ警察に送付された。其の小切手と云ふのは三十磅の小切手二通と二十八磅九志六片の小切手一通で、其の金額は被告人が記入して支拂を受けたものであつた。之等の小切手の振出し人の署名は被害者の署名に似て居たが、振出日附は被害者が人事不省に陥つて居た間、即ち、三月十七日から四月一日迄の間の日附と

爲つて居つた。而して、被告人は此の點に付て、被害者は三月十七日以前に白地の小切手に署名して置いたのであると辯解したが、事件擔當の警官等は被害者の銀行取引の習慣を調査して知つて居たので、被告人に對し一枚の紙に被害者の氏名を自白に四回手記すると共に問題の小切手の一通にある表見上の被害者の署名を真似て二回手記せしめ、更に詳細なる取調を行ひ、遂に被告人を二十九通の小切手を偽造し、ミッドランド銀行とクライズデル銀行に於ける被害者の口座を利用して之を行使したる者として起訴した。之等二十九通の小切手は千九百二十六年二月二日乃至同年三月二十七日迄の間に支拂呈示を爲されたものであつた。

被告人は、多くは、ミッドランド銀行を支拂人とする小切手を偽造し之をクライズデル銀行に持參して割引して貰ふと云ふ方法を用ひて居り、被害者の負傷後此の方法で被告人が其の手に入れた金額は合計二百八十四磅四志に上り、被害者は早晩前記兩銀行の通帳と被害者自製の覺帳と一致しないことに氣付かざるを得ない事態にあつた。三月十三日にはクライズデル銀行の通帳が被害者に宛てゝ發送されたが、之が被害者の手に渡つたか否かは證據上不明で、此の通帳は後にエデンバラのバロース・デュ・ダンスの汽罐室で發見された。是より曩、三月五日にはミッドランド銀行の通帳が被害者に發送せられたが、被害者から同銀行に宛てた手紙には被害者は當時尙該通帳を受取つて居ないことが書いてあつた。尤も、此の手紙には追信として「妾の通帳が以前少し許り居たことのある舊住所から只今回送されて來ましたが、計算は確に相違ありません」と添書がしてあつたが、其の部分の文

字は被告人の手筆であつた。結局、被害者がミッドランド銀行の通帳を受取つた證據はなかつた。被害者が射撃せられた三月十七日は前記の手紙がミッドランド銀行に發送された五日の後に當つて居た。被告人は被害者の打たれた三月十七日から被害者の死亡した四月一日迄の間にクライズデル銀行に六通の偽造小切手を持參し之を現金に代へたが、之等六通の小切手に依り被告人の得た金は合計百七十三磅九志六片で、被告人が偽造小切手で得た金は既に述べた二百八十四磅四志と合し總計四百五十七磅十三志六片に達したのであつた。而して、問題の二十九通の小切手にある各「Bertha Marvel」と云ふ署名に付ては二名の筆跡鑑定人が之を鑑定したが、其の鑑定の結果に依れば、該各署名は何れもインキで直接小切手に認められたものゝやうに見えるが、其の實は、先づ莖菜色で其の署名の輪廓を書いて置いて其の上をインキで入念に「繪取つた」もので、其の方法は恐らく眞正の署名を炭酸紙で小切手に寫取つて其の上をインキで繪取つたものであらうと云ふことであつた。被害者の眞正の署名には自由奔放の筆勢が認められたが、偽造小切手の署名にはそれが認められなかつた。之等の偽造小切手中の大多數の小切手の署名は其の構成及綴字の配置が互に酷似して居り、之に付ては筆跡鑑定人の一人が偽造署名中の或る署名の型を取つて之を多くの偽造署名に次々に重ねて見ると、其の内十六箇の署名は何れも其の型に殆んど完全にびつたり符合したと云ふことであつた。

他の十二箇の偽造署名に付て前同一の方法を以て検査して見ると、之亦相互にびつたり符合するところが判明した。被害者は小切手を振出す時は小切手帳の用紙を上から順次に使つて居たが、前記の原

符の無く爲つて居る小切手は小切手帳の彼方、此方の用紙を出鱈目に使つて振出されたものであつた。振出人が被害者と爲つて居る眞正なる小切手の要件は總て被害者が記入したものであつたが、本件小切手の要件は被告人が記入したものであつた。被害者は豫てクライズデル銀行から小切手帳を四冊買つて居た。而して、其の第一冊から三通、第二冊から六通、第三冊から同六通の小切手が夫々偽造されて居たのであるが、此處に不思議なことは第三冊目の小切手帳から最後に偽造された小切手の振出日附は三月十一日と爲つて居たに拘らず、被害者が三月十三日迄第二冊目の小切手帳を使つて居たことである。被害者はクライズデル銀行に手紙を出し、第四冊目の小切手帳を注文して居るが——然し、被害者は遂に此の小切手帳は使用しなかつた——此の事實からして被害者は第三冊目の小切手帳を買つてあることに全然氣付かず居たものと推定せられるのであつた。陪審の判斷すべきことは、被告人は本件二十九通の小切手が偽造なることを知りて之を行使したる者なりや否やであつた。被告人は筆跡鑑定人の鑑定の結果に付ては何等之を反駁せず且反證も擧げなかつた。尙、被告人は、本件小切手の偽造行使當時及被害者の死亡當時、被害者から貰う小使よりも遙に多くの金を使つて居たことが證明された。結局、エヂンバラの陪審は被告人に對する母親殺の起訴に付ては多數決を以て證據不充分的評決を爲し、二十九通の偽造小切行使罪に付ては有罪の評決をした。

「事件九」 千九百二十九年四月中央刑事裁判所に於てエーヴオリ判事 (Mr. Justice Ivory) の係で裁判せられたフレデリック・グアイ・ブフウン及バトリック・ケネデイの兩名に係る事件は久し振

の警官殺人事件で、犯人等の輕卒な行爲と懸賞廣告が基に爲つて遂に犯人等が逮捕、處罰された事例である。空藥筈はそれだけでは普通人には何の示唆も與へないであらうが、其の基底 (Base) を寫眞に撮り、之を擴大して見ると示唆を與へることもあり得るのであつて、其のことは連發拳銃の銃尾楯 (breach-shield) に付ても同様である。と云ふのは、拳銃發射の瞬間に連發拳銃の銃尾楯が藥筈の基底にぶつゝかる壓力は極めて大で、擴大寫眞を撮つて見ると、之が爲に藥筈の基底に出來た銃尾楯にあるマークの跡を認めることが出來るからである。千九百二十八年九月二十六日の夜中エセックスのピレリケー居住の或る醫者の自動車に盜難に罹つた。自動車は結局倫敦市の反對側にあるブリックスストンで發見されたが、其の際前席 (Front seat) の下から一箇の空藥筈が出來た。自動車は樹木と正面衝突をしたことを物語つて居り、尙、醫者が自動車の中に置いて居た醫療器箱は紛失して居た。自動車の發見されたと殆んど同時刻にピレリケーから二、三哩離れた路上でピー・シー・ガッターリッチと云ふ警官の死體が發見された。此の警官は夜警に出て居た者であるが、死體と爲つて發見された時は頭に四發の貫通銃創を受け、手には鉛筆を握つて居り、附近の地上には彼の手帳が落ちて居た。此の事件の殺人犯人の捜査を擔當した警官等は、ガッターリッチは路上で前記盜難自動車に停止を命じた際之を運轉して居た者に射殺されたものに相違ないと斷じて、其の想定の下に活動を開始した。ガッターリッチの倒れて居た道路の縁の土堤に車がぶつゝかつて出來たものと推定される形跡があつた。盜難自動車の中に落ちて居た前記藥筈は曾て英國陸軍で使用して居たが、本件當時は廢止され滅

多に見られなかつた「Mark IV」型と呼ばれて居るものであることが判明した。以上がガッターリツヂ射殺犯人確定の資料と爲り得る全事實であつた。被告人ブラウンは本件發生當時クラハムに自動車々庫を所有して居て、其所で共同被告人ケネデイと共に働いて居た。

ブラウンは翌年一月自動車を運轉して右車庫に戻つて來た所を逮捕せられた。之はブラウンの或る友人が警察に牒報した爲であり、同人は懸賞廣告をした新聞社から後に至つて懸賞金を貰つたと云ふことであるが、それはさて置き、ブラウンの自動車の運轉手席の直ぐ側のドアにあるポケットの中に「Mark IV」と云ふ彈丸を装填した一挺のウエブリー式連發拳銃の入れてあるのが見付かると、ブラウンは「とう／＼見付かつたか、死刑だな！」と口走つたのであつた。此のブラウンの云つたことは、彼に對しては當時は只ゾクスホル自動車一台の窃盜罪に依り起訴するのだとのみ告げてあつた事實と對照して考へると意味深長と爲るのである。ブラウンの運轉して歸つた自動車であつたか右車庫の境内にあつた他の自動車であつたか其の點は判然しないが、兎に角、其の何れかの中から前記拳銃の外尙三挺の連發拳銃が出て來ると共に紐狀火藥或は黒火藥を詰めた多數の「Mark IV」と云ふ彈丸が発見された。尙其の外に、動脈鉗子一組、解剖刀を入れる金屬性の箱一箇、反射鏡の部分品とエチル鹽化物のチューブ一箇が出て來たが、之等の醫療器具は後にビレリケイのロヴェル醫師の證言に依り、彼が自動車を盗まれた時其の中に置いて置いたものであることが判明したのであつた。

ロヴェル醫師の自動車から空藥筭が発見されてから數名の鑑定人が千挺以上の連發拳銃を顯微鏡で検査したが、之等の拳銃の銃尾楯にあるマークやスクラッチ——それは全部互に相異して居た——中には右の空藥筭の基底に出來て居るマークと符合するものは一つもなかつた。然るに、ブラウン逮捕の際発見された四挺の連發拳銃を同一の鑑定人等が検査して見ると、其の中のウエブリー式連發拳銃の銃尾楯にあるマークとスクラッチは右空藥筭の基底にあるそれ等のものと符合することが判明したのであつた。ところで、ブラウンは此の拳銃を手に入れた経緯を訊ねられると、拳銃は四月中に買求めたもので、自動車で田舎を走つて居て盜賊に出會つた時の用心に自動車の中に入れて持つて居たものであると辯解し、更に、前記醫療器具に付ては、それは何回にも買求めたもので、自動車々庫に居た頃に使つて居たものであると強辯した。ブラウンが逮捕された時ケネデイは前記車庫に居らず、同人は其の幾日か後にリヴァプールで逮捕された。而して、ケネデイは倫敦に送致され、倫敦警視廳に引致取調を受けたが、其の際の供述に依れば、彼とブラウンは九月二十六日にビレリケイに行きロヴェル醫師の自動車を窃取したが、之を運轉して倫敦に戻る途中被害者の警官に誰何され、遂に、ブラウンが其の警官を射殺したのである。彼は拳銃が発射される迄ブラウンが拳銃を持つて居ることを知らなかつた。ブラウンは警官を射殺すると、拳銃に彈丸を填め直して今度は彼を強迫したと云ふことであつた。尙、ケネデイハ公判に於て彼がブラウンの共犯者なることを否認した。

前記ウエブリー式連發拳銃と空藥筭とを比較検査した鑑定人等の鑑定の結果はブラウンをして大に考へさせたものらしく、ブラウンは右鑑定の結果を知ると、右連發拳銃は四月中に買求めたものであ

ると云ふ従前の陳述を變更し、自己の訊問の番が来ると、警察で拳銃を示された時は良く見なかつた。其の時良く見たならば右拳銃は被害者の警官の死亡後約二週間して初めて見たものであり、其の通りに辯解するところであつたと陳述した。

ブラウンは、尙、右連發拳銃はケネデイの持つて居たのを彼の自動拳銃と交換したもので、警察で示された時はそれを彼が四月中に買求めたもう一挺のウェブリー式連發拳銃と見間違つたものであると陳述した。ブラウンは磨いて油を塗り而も弾丸の填めてある連發拳銃を當時警察にも知れて居なかつた錆付いた古い連發拳銃と見間違つた理由を色々説明したが、それは却つて、彼の辯解が作り事に過ぎないことを曝露するものであつた。ブラウンはケネデイの陳述は「虚構」なりとして其の理由を挙げた。而して、ケネデイに不利益な證據はブラウンの此の陳述のみであり、陪審は之に依り、ケネデイは單なる自動車の乗客なりしや、それとも亦、窃盜の目的を以て共犯者——逮捕を免れる爲に必要ならば相手が武器を執つて彼を助ける準備をして居ることを知つて居る——と共に家を出たものなりや否やを認定せねばならぬこと、爲つたが、ブラウンもケネデイも共に之を有罪と評決したのであつた (Browne and Kennedy: Notable British Trials)。

〔事件一〇〕 ヴィヴィアン・メツシター殺の罪に依り、千九百三十年三月三日ウインチェスター巡回裁判に於て、ヘワート卿 (Lord Hewart, the Lord Chief Justice) の係で裁判せられたウイリアム・ヘンリー・ポドモアに係る事件は次の通りである。

千九百二十九年一月十日サンプトンのグローヴ街四十二番地のとある閉め切つた自動車々庫でヴィヴィアン・メツシターと云ふ男の死體が発見された。メツシターは或る石油會社の地方代理店をやつて居て、死體の発見された屋敷は彼が自動車々庫と物置とに使用して居たものであつた。メツシターは千九百二十八年十月三十日仕事に行く爲に下宿を出で其の儘消息を絶つた。前記屋敷はグローヴの通に面し、入口には二重戸があり、自動車々庫は其の屋敷の一番奥にあつて、車庫にも二重戸があつたが、一月十日の日には之等の戸は何れも閉め切つてあつた。ところで、偶々其の朝メツシターに代つて前記石油會社の代理店をやることに爲つた男が右屋敷に行つて見ると、通に面した所にある二重戸に南京錠が卸りて居て開かないので扉に登つて屋敷に飛込み、車庫に行き其所の南京錠を壊して中に入つたが、すると、戸口の直ぐ側に石油箱數箇、オーヴァーコート一着、手袋一對、携帶電燈一箇、練習帳一冊、送狀副書帳一冊の置いてある一台の自動車——其のガソリンタンクは空に爲つて居た——があつた。メツシターの死體は石油箱の陰に見え隠に右自動車の向ふ側にあつて、上張——其の中には種々の寶石類が入つて居たが金は入つて居なかつた——を纏つて居た。メツシターの受けて居た主要な傷は頭部に於ける三箇の傷で、之は彼が前屈みと爲つて居るのを後から毆つた爲に出來たものと推定された。尙、用箱の中からボールのやうに丸めた一通の手紙が出て來る一方樽と樽の間にあつた鋸屑の上で扭ちつた紙片が発見されたが、手紙の方には「有限責任狼頭石油會社。俺は午前十時にグローヴ街四十五番地に行つて居る、然し、十二時にはもう其處には居ないぞ。ヴィ・メツシター

「」と書いてあり、其の裏面には「ミスター・エフ・ダヴリユー・トーマス」とあり、又、扭つた紙片にはトーマスと云ふ名前の外に尙「Possibly Gallons Tuesday」と認めてあつた。

メッシターは千九百二十八年十月當時トーマス（事實はポドモア）と云ふ男を商賣に使用して居たが、其の男は十月三十日何處へ行つたのかサンプトンから姿を消して仕舞つた。彼は手數料を貰つてメッシターの爲に石油の販賣をして居り、其の爲に、得意先と其の注成交量を記入した一冊の注文帳を保管して居たが、一月十日に此の注文帳も自動車々庫から出て來た。注文帳の中味は一部切取られて居たが、切取られた最後の頁に書いてあつた文字が其の直ぐ次の頁に寫つて居たので之を寫真で擴大して見ると、それはトーマスが不正の手數料を得んとして虚偽の注文先を書いた注文先の名前と注成交量の記載に關するものなることが判明した。と云ふのは、斯くて判明した注文先の名前や住所はサンプトンや其の附近にある家の名前や住所ではなくて、トーマスが少年時代に住んで居た北部英蘭の都會にある家の名前や住所であることが判明したからである。ヘワート卿は陪審に對し「ポドモアがメッシター殺の眞犯人とすれば、彼が前記注文帳から彼とメッシターとの間の取引に關する書面上の證據と爲る部分を切取つて其の犯跡を隠匿することに痛切なる利害關係を有することは洵に明白である。之に反し、眞犯人はポドモアに非ず他にあるものとすれば、其の者は果して何の必要があつてポドモアとメッシターとの關係に過ぎない注文帳を切取つたのであるか全く合點の行かぬことである。ポドモアが眞實メッシターを欺罔し若くは欺罔せんとした（之等の假裝の注文に對する手數料を

請求することに依つて）したものであるならば、更に又、彼が金槌を執つてメッシターを毆殺したものであるならば、彼として、トーマスと云ふ男と被害者のメッシターとが一度でも交渉のあつたことを示すものは何んでも之を毀滅することが最も重要なことであつたに相違ない」と説示した。自動車の運轉手席の上にあつた送狀副書帳にも九頁程落丁に爲つて居るところがあつた。此の帳簿では厚薄二枚重の紙と其の間に炭酸紙を入れたものを一組として一頁としてあつた。而して、右落丁と爲つて居る部分は帳簿の初の方の五頁と後の方の四頁とであつたが、其の内炭酸紙二枚が残つて居て、其の擴大寫眞を撮つて見ると、それは假裝の注文に對する送狀で、其の送狀に付ては一枚に付半クラウン宛の手數料が支拂はれて居た。思ふに、被告人ポドモア（トーマス名義）とメッシターとの間に取引關係のあつたこと及被告人がメッシターを欺罔せんとしたことは明瞭であり、之等の點からすれば、被告人はメッシターに詐欺を發見せられた爲同人を殺害するに至つたものと推定せざるを得ないのであつた。被告人は其の訊問に際し、假裝の得意先の氏名及住所の中の或るものはメッシター自身が被告人に教へたものであると供述したが、メッシターが左様な人の住所を知つて居たこと乃至はメッシターが左様な人の氏名、住所を使用する被告人に教へた理由に付ては何等の證據なく、被告人は有罪と爲つた。

〔事件一〕 千九百三十三年中央刑事裁判所に起訴せられた或る男に係る事件は次の通りである。起訴事實は或る煙草商の陳列室に破懷侵入して多量の煙草を窃取したと云ふ事實と情を知つて盜

品たる煙草を收受したと云ふ事實であつた。さて、事件發生前後の情況に付て觀るに、先づ事件發生前の出來事としては、或る男が建物管理人に對し右陳列室と同一建物内にある空店舗を借り度いと思ふが其の前に一應中を檢分し度いから鍵を貸して欲しいと申込み數分間——此の間に鍵の型を取らうと思へば充分取ることが出来る——鍵を預つて行つた事實があり、事件發生後の事情としては、入口の鍵が合鍵で外され、前記煙草陳列室との境の壁に一つの孔が切抜かれて居たと云ふ事實があつた。

被告人は事件發生後數日して警官等に逮捕された。被告人は其の際一箇の小包を持つて居り、中には或る居酒屋で一人の男から買受けた煙草が入つて居ると云ふことであつたが、其の煙草は後に盜品なることが確定された。被告人は逮捕された時住所を詐つたが、其の後警官等が眞實の住所を探し當て、其所に行つて見ると多數の種々の鍵 (Blank keys, skeleton keys) と紙挿と前記空店舗の鍵にびつたり符合する粘土製の鍵型が二つあつた。

被告人は公判に於て辯解し、先づ被告人の住所から出て來た前記各物件に付ては、左様な物件は見つたことはない。それは被告人の友人に錠前屋が居て被告人の家に泊つて居たことがあるから其奴が置いて行つたものであらうと供述し、次に其の所持して居た煙草に付ては、被告人は逮捕された日に名前を聞いて居ない顔見知の男に會ひ、其の男から八磅で買受けたものであり、被告人は其の際相手に對し金額八磅の持參人拂式の小切手を交付した。其の小切手の裏面には年末に夫迄に發行した小切手を調査する際右煙草賣買の事實を忘れないやうに「煙草代金として」と書いて置いたと述べ、金額八

磅の持參人拂式で、振出日附が被告人の逮捕當日と爲つて居る小切手を提出し、其の小切手が被告人の逮捕後一週間して——彼は當時尙勾留中であつた——其の取引銀行で支拂はれて居る事實を指摘した。

然しながら、右小切手は期間六ヶ月の被告人の當座勘定を引當として振出された最初のもので、而も其の口座には本件小切手呈示の前日に八磅の預金が爲され、小切手は此の預金に依り支拂はれたものであることが判明したので被告人の辯解には大なる價値は無く爲つた。元來、勾留中の者は外部の友人等から食物の差入を受けることを許されると共に汚れた衣類を外部に洗濯に出すことを許されて居るが、本件小切手は實は外部の友人が小切手用紙を小さな金屬製の管の中に入れ其の管を菓子の中に隠匿して被告人に差入れ、被告人に於て之に要件を記入し、之を丸めて襯衣の袖の縫込の中に隠して友人に返送したものであつた。被告人は有罪と爲つた。

「事件一二」 ビー・エムと云ふ婦人と心にもない婚姻を假裝し、之を殺害したりとして有罪判決を受け控訴したジョージ・ジョセフ・スミスに係る殺人事件を紹介しやう。被告人は財産を所有する被害者を説得して自己に有利の遺言を爲さしめた。被告人は其の數日後に一箇の浴盤を買つて來て之を家中の不便で而も戸締り出來ない部屋に置き、其の翌日被害者を醫者に連れて行き自ら被害者の容態を説明した。而して、醫者は、被告人説明の容態を基として、被害者には癲癇の發作ありと診斷したが、被害者が其の以前に癲癇の發作を起したと云ふ證據は何一つなかつた。被告人は其の翌朝醫

者に行き被害者は死亡したと告げた。ところで、醫者が被告人の家に行つて見ると、被害者は裸で前記浴盤に入つて居たが、恰度都合良く口や鼻を水中に押込むことが出来るやうな姿勢——此の姿勢は、醫者の證言に依れば、癩癩の發作に依り生ずる姿勢とは矛盾すると云ふことであつた——をして居た。被告人は被害者の親族に對し何等の通知もしないで被害者の葬儀を濟まして後誰にも行先を告げずに姿を消して仕舞つた。第一審公判に於て、係判事はビー・エムの死亡後被告人が次々に婚姻手續をした二人の婦人が本件と酷似せる情況の下に浴盤中で死亡して居るのが發見された事實、其の何れの場合にも相手の女を其の死亡直前に醫者に連れて行き、醫者に對し女に癩癩の發作があるやうな口吻を漏らした事實及何れの場合にも被告人が相手の女の死亡に因り金錢上の利益を得た事實を證據とすることを適法なりとして許容した。

控訴裁判所は控訴を棄却し(一)本事件は本件被害者以外の二名の婦人殺に關する證據の有無に拘らず法律上一應控訴人に不利益に認むべき事案である、(二)右二名の婦人が浴盤中で死亡して居るのが發見された事實に關する證據、右兩名の死亡と關係ある種々の事實、例へば、右兩名が生命保險の被保險者と爲つて居たと云ふが如き事實の證據及被告人が本件被害者の特有財産に關し訟師と密通して畫策した事實に關する證據は本件の證據として形式的證據力を有する、(三)原審判事が原告側の醫者の證人等に對し、證人等は本件被害者の死は不慮の事故に因るものと思料するやとの質問を發することを許したのは適法である、蓋し、該質問は只單に一定の事實を假定し、其の假定事實に基く證人等の意見

を質問せるに過ぎないからである、(四)原審の有罪判決は原審判事が陪審に對する説示に際し、死因に關し證據調中に問題と爲らなかつた新説を提出したことに依り無効と爲るものではない、蓋し、判事が左様な新説を提出することは差控へるに越したことはないが、右新説は一の可能論として提出せられたもので、判事が陪審に對し、若し陪審に於て本件被害者は被告人の計畫的行爲に因り死亡したるものなりとの心證を得たならば、正確なる殺人の手段如何に付心證を得る必要はないと説示して居るのは適法だからであると論じたことであつた [Rex V. George Joseph Smith, 84 L.G. (K.B.) 2153] (註)。

註 印度の法制——本書一〇二頁及 Pane M. Var v. Emp., 83 L. C. 889. [Case 13] 参照。此の事件はアナンドシングと云

ふ巡査が誘ひ出され、斬殺の上火葬にされた事件である。

右巡査の死體はとある棉畑の中の土を掘返した箇所の側から出て來たのであつた。其處の西側には足を布片で結んだ右巡査以外の者の足跡があり、其の方向にある掘割の掘底に穿たれた穴の中に未だ温味のある灰と焼け焦げた骨のあるのが發見され、灰の中からアナンドシングの金製の飾釦と杖の金具が出て來た。従つて、アナンドシングが十六日に停車場からの歸宅の途中第四百四十四區で殺されたこと及彼の死體が其の夜右掘底で焼かれたことは疑のないことであつた。

被害者と一語に旅行したマルクシングの證言に依れば、被告人(原書には被害者ともミスプリントと認められる)は英國製の靴を穿いて居たと云ふことであつた。サミダート及ヴァリの證言に依れば、彼等は被害者と被告人が彼等の居た方から云つて前記掘割の手前の土手に一語に居るのを目撃し、又、クリシュノの證言に依れば、被害者と被告人が彼の居た方から云つて右掘割に向ふ側の土手に一語に居るのを目撃したと云ふことであり、従つて、死體の發見現場附近に於ける足跡は被害者と被告人の足跡に相違なかつた。被告人は十八日に警察に呼出されたが、彼は其の際には英國製の靴を穿かないで出頭し、又、肩に一箇の傷を受けて居た。英國製の靴は被告人の居宅を捜査しても出て來なかつた。肩の傷に付ては、被告人は傷は十四日の日にチュナンのお店で喧嘩をして出來たものであると辯解した。被告人の云ふやうな喧嘩のあつたことは確で、其のことはチ

ユナンが十五日の日にデイグリー警察に對し被告人外六名を掠奪罪に依り告訴した事實に徴し明白であつたが、被告人は其の喧嘩に際し負傷したものでなく、其のことは被告人も亦十五日の日にチユナンを告訴したに拘らず其の告訴狀に負傷のことが記載されて居なかつた事實に鑑み疑のないところであつた。被告人は十六日の日にアランドシングと一諸に居たことを否認したが、其の日の自己の行動に付ては何等の辯解もしなかつた。被告人は十五日の日にチユナンに對する反對告訴をする爲にデイグリーに赴いたと陳述したが、其の陳述も亦虚偽で、告訴は郵便に依り爲されたものであつた。被告人の辯護人は、被告人は事件に付ては何等の責任を有せず、辯解する義務を負担するものではないと極力辯解したが、控訴裁判所は之に對し「刑事事件は一應有罪と推定される事件でない限り、被告人は無罪の推定を受くべきことを主張することも、證據の欠缺を主張することも自由であり、辯解、反證を提出しない爲に不利益を蒙ることはない。然しながら、事件が一應被告人の不利益に證明せられ、無罪の推定が覆された場合には、ウィルス判事 (Wills Judge) が其の著『情況證據』九七頁に於て云つて居るが如く『嫌疑を生ずる情況事實の勢力は、合理的に被告人に於て辯解し得べく且其の辯解に依り利益を受くべきものと推定せられる事實に付、被告人が其の辯解を試みず居るときは、常に其の強度を増大する』ものであると判示した。

控訴裁判所は「被告人に不利益なる證據は被告人がカケロ驛で被害者と一緒に降車した事實、被告人が被害者を誘つて本件殺人現場に至る道路を採らしめ、擣くとも殺人現場から二、三百碼手前の所迄其の道路を同行して歩いた事實、其の翌日被告人が英國製の靴を毀滅し且肩に怪しい傷を受けて居た事實である。被告人は殺人事件發生當日に於ける自己の行動に付て何等の説明を爲さず、却つて當日被害者と同行したことなしと虚偽の陳述を爲し、更に、肩の傷に付ても詐りの辯解をして居る。さて、會期判事と二名のアッセツサーは以上の事實に基き被告人を本件殺人の共犯者と結論したのであるが、吾々は此の結論は以上の事實に基く唯一の結論と思考する。被告人が本件殺人の共犯者中に加はつた動機に付ては種々の動機が示唆されて居るが、それは穿鑿する必要はない。蓋し、被告人は十四日の日にチユナンの店を襲撃した襲撃者等の一員であり、従つて亦、被害者に敵意を有する徒黨の一員とも推定すべきだからである。吾々は本件殺人は右徒黨に屬する多數者に依り計畫せられ、被告人に於て被害者を共犯者等の待伏せて居る場所に誘ひ出したものと思料する」と云つて居る (Sar Singh v. Imp, 24 I. C. 567)。

「事件一五」、控訴人は前年のクリスマスの頃にカンディアン驛附近のタクルドワラ教會の牧師のパワ・ディアル・ラムに備はれて奉公することに爲つた者で、此の教會の定まつた住人としては右の二名があるのみであつた。二月八日パワ牧師が歸宅して見るとバイラ・ラムと云ふ人が来て腰を掛けて居たが、パワと下男即ち控訴人は其の晚九時半頃バイラ・ラムを教會に残してサライ (Sairai) (教會から三百碼乃至三百五十碼位離れて居る) に鐵道の有力者等 (Bhaias) が呼んだ芝居見物に出掛け行つた。バイラ・ラムはタラガングに集金に行つての歸途右教會に立寄つたもので、三百九十九ルピーを所持して居り、翌日早朝の汽車でダルヤ・カーンに出立する豫定であると話して居た。パワは午前一時半迄を引續き芝居小屋に居て、それから控訴人と一諸に教會に歸つたのであるが、控訴人は是より曩十時半頃頃の『幕間』に芝居小屋を出て行き可成長い間戻つて來なかつた事實があつた。芝居の歸りにはミアンワリ居住のダウラト・ラムと云ふ青年がパワや控訴人と同行したが、此の青年は芝居見物に來て翌朝ミアンワリに歸る豫定をして居たのであつた。而して、三人が教會に歸つて見ると、バイラ・ラムの姿は見えないで、コータ (Kotla) が搔き廻はされ、衣類や産物燃えて居たのでパワとダウラトはバイラ・ラムのいたづらか粗忽に依るものとして片付けて居たが、翌朝八時前頃に教會から三十五カラム許り離れた教會の裏でバイラ・ラムの死體が発見せられ、更に、警察が教會の境内を捜査して見ると、牛小屋の中に三百九十九ルピーの金と種々の書類及ダルヤ・カーン行の鐵道切符 (之等は總て被害者の所有に屬するものである) が埋めてあることが判明した。

判事諸公は本件の證據説明をして「被害者が殺害せられたものであることは醫者の證言に依り明白である。本件死體が被害者バイラ・ラムの死體なることは明瞭であり、本件に於ける足跡に依る證據は極めて完全なものである。足跡を檢査したユスフの證言に依れば、或る足跡——推定殺人現場及前記の衣類や産物の燃えて居た室から死體發見箇所の方に向つて居る——及死體發見箇所から前記の搔き廻はされたコータの方に向つて居る足跡——此の方は幾分大廻りをして居たが——何れも控訴人の足跡であることには合理的疑問の餘地はない。ユスフは足跡の型を取つて研究し、教會から外に出て行つて居る方の足跡は教會の方に戻つて居る方の足跡よりも深く爲つて居ることを確め、之を以て控訴人が教會から外に出て行く時は重い物を持つて居た證左として居る。控訴人がサライに實際戻つて來た時間は不明であるが、證據に依れば、控訴人は午後十時半頃にサライを出て行き午前一時半迄其處に姿を見せなかつたことが明白である。従つて、控訴人に殺人實行の機會があつたことは其の證明充分である。控訴人はサライを出て行つたことではないと陳述して居るが、それならば、其の事實を證明する爲に他の觀客を訪問したと云ふやうなことでもあるかと云ふに左様な事實は控訴人の陳述しないところである。ピーチ氏は控訴人が一時サラ

イを出て行つて居たと云ふのはパウ——一時は彼自身に嫌疑が懸り拘留せられて居た。——が其の罪を免れんとして捏造したことでであると論じて居るが、吾々はパウの不在證明は完全なものと思料するを以てピーチ氏の所論は排斥せざるを得ない。吾々は本件に於てパウが完全な不在證明が出来て罪に墜る懸念のないに拘らず、其の下男に不利益な事實を捏造する充分の理由あることを發見し得ない」

「血痕の附着して居る兇器は一つも發見されて居らず、又、明確に殺人と結付け得る兇器も何一つないが、吾々はそれに拘泥する必要はない。然し、吾々は血痕の附着して居ることの判明せる兇器に非ざる物件に言及せねばならない（襯衣に附着せる血痕の證據力に付 *Jit Singh v. Emp.*, 86 I. C. 811. 參照）本件に付て鑑定をした血清學者の鑑定の結果に依れば、血痕の附着せる物件としては二箇の布片と一箇の毛布とがあり、警部補の證言に依れば、其の血痕の附着せることの判明した物件と云ふのはロイ (Loy) とバルチャ (Bardha) である。而して、ロイと云ふのは見たところは「毛布片」であるが、それは實はパウの證言に依りパウのロイで、控訴人に貸してあつたものであることが證明せられたのである。更に、注意すべきはパウの證言中にある、控訴人はサライに行く時は襯衣を着て居たが、サライから歸つて衣類や産が燃えたり、コータが掻き廻はされて居るのを見ると、襯衣が燃えて仕舞つた——彼方、此方に灰があつた。——と云ひ、パウが妙に思つて——「何んだつて、襯衣はお前さんが着し居るではないか。」——と云ふと、直にそれを否認したと云ふことであり、此の證言が作りごとでなく眞實ならば、それは控訴人に著しく不利と爲るものである」

「以上説明の如くなるを以て、本件は控訴人に著しく不利な事件である。次に、吾々は本件に於て控訴人以外の者を殺人犯人と認める妨と爲る消極的證據の有無を検討することを要する。既に述べたやうに被害者の所有物は第四コータに隠匿されて居て、死體は其の裏手の少し離れた所にあつたのである。若し犯人が外部から侵入してバイラ・ラムの所有物を強奪し、之を殺害したものとすれば、其の犯人は何故に死體を移動し、又、何故に強奪物を強奪したと同一の境内に隠匿したのであるか。犯人が外部の者ならば、犯人は兇行の最中に家人の歸つて来ることを想念し、死體杯は現場に残し——そうして置けば嫌疑は家人に懸かる——出来る丈け早く兇行現場を逃げやうと考へるであらう。而して、よしんば犯人に於て強奪物を持つて逃走するのは犯人と認められる危険ありと考へたとするも、犯人は本能的に妙くとも銀貨丈けはポケットに押込み、其の他は後日容易に近付き得る場所に隠匿すること、思はれるのであり、此のことは本件殺人を外部の者の所爲とする説を抹殺するも

のであるが、それかと云つて、ダウラード・ラムを犯人とする説の如きは彼の行動が強く之を否定するところである。假に、ダウラード・ラムが犯人とすれば、彼のやうに殺人事件發生直後パウや控訴人と一緒に爲り、態々兩者に自己紹介を爲し教會に泊めて貰ひ度いと申込むと云ふやうなことが果して出来るものであらうか。殺人犯人が往々馬鹿氣たことをすることのあるのは確であるが、本件のやうな情況に於て殺人現場をぶらつき廻はるやうな馬鹿な犯人が居るであらうか。ダウラード・ラムが犯人とするならば、彼は何故我が家に歸り、殺人に關係ありと思はれる場所に居る人と接觸することを努めて避けやうとはしなかつたのであらうか。吾々はパウに付ては既に完全な不在證明のあることを論じたが、議論は實はそれで済んで居るのであり、控訴人が本件殺人犯人なることは其の證明充分である。仍て吾々は控訴人の控訴を棄却し、控訴人を死刑に處する旨の原判決を維持する」と云つて居る (*Thakar Das v. Emp.*, 38 I. C. 759)。

「事件一六」 チッターコング・ヒル・トラクツの副支配人がチャンドラゴリーナからブンダーバンに旅行に出掛けた時のことである。其の秘書のジョーゲンドラ・モハン・ビスワスと從者のサロダ・チャラン・デイの兩名は其の主人たる右副支配人の命に依り後から身の廻品と書類其の他の物を持つて行くことに爲つて居たので、ジョーゲンドラはサロダが徴發して來た二隻のボートの中一隻を選び之に乗つて出掛けることにした。本件被告人とアブダル・マジドは右ボートの漕手 (matias) で、ラーナム・アリは舵手 (mudhi) であつた。ジョーゲンドラとサロダは眞晝頃右ボートに乗つてチャンドラゴリーナを出發したが、ジョーゲンドラはボートがバーナムに著くと船員とサロダに對し、明朝ボアルクハリのカール (Khal) の橋の處で落合ふからボートを其處に廻はして置くやうにと云ひ置いて、其處から餘り遠くない彼の家に泊りに行つた。ジョーゲンドラは翌朝指定の場所に行つて長い間ボートの來るのを待つたが、ボートは愚かサロダも遂に其の姿を見せなかつた。ジョーゲンドラは一月十四日警察に其の旨の届出をしたが、すると、其の翌日即ち一月十五日ボアルクハリのカールの入口附近で、首の周圍に石臼を結付けられて死んで居る男の死體が發見せられ、次でそれがサロダの死體と認定された。死因調査は一月十八日に行はれたが、死體が當時既に酷く分解して居た爲死因の鑑定は不可能であつた。

サロダは一枚の紙片に前記三人の船員の氏名と住所を認め、それをボートの中にあつた小箱の中に入れて居たと云ふことであつて、此の小箱が一月十一日の朝釜に懸かつたが、其の事實に關する情報が警察に入つたのは一月十八日であつた。ところで、右小箱の中から船員の氏名、住所を認めた紙片が出て來たので、警察は之を手懸としてガドワラに急行し被告人を捜査

したが發見出来なかつた。一月二十八日本件ポトーポートの番號は消えて居た——がラーハム・アリの家の附近の河の中に沈没して居るのが發見された。千九百十六年二月七日ラーハム・アリ、アブデル・マジド、アシユラフ・アリの三名に對し逮捕命令が發せられ、ラーハム・アリ、アブデル・マジドの二名は千九百十六年二月二十一日自首して公判に附せられ、アブデル・マジドは千九百十六年五月二十三日治安判事 (Committing Magistrate) から罪を赦され、刑事訴訟法第三百三十七條の規定に依り證人として取調べられた。アシユラフ・アリ (原書にはラーハム・アリとあるもミスプリントと思はれる) は結局有罪と爲つた (Cashraf Ali v. Emp., 48 I. C. 241)。

「事件一七」カラット・カサブの娘で四歳位のマイナムと云ふ幼児が千九百十九年三月九日午前十一時被告人の一人であるゾーラに連れられて被告人等の家に行き間もなく行方不明と爲つた。被告人ゾーラは幼児の母のマーヌードから幼児のことを聞かれると幼児は既に歸らしたと答へた。ところで、午前二時頃のこと、被告人等と其の居住建物の共同賃借人と爲つて同居して居る被告人ゾーラの父のマハンゴが家の中に死體が投込んであると大聲で叫んだが、此の叫聲の漏れた家の家人としては彼の外にはゾーラとソブラーテンの二人が居るのみであつて、遂に、ゾーラとソブラーテンの兩名が殺人罪に依り起訴された。此の事件に付ては陪審の意見が二派に岐れたが會期判事は其の多數意見に不賛成で、刑事訴訟法第三百七條の規定に基き事件を高等法院に移送した。ジュワラ・ブラサッド判事 (Jwala Prasad J.) 曰く (Zohra v. Emp., 56 I. C. 244)：—

「本件の情況事實から推して本件幼児殺を被告人等の居住建物内に於ける一人若くは數人の家人に依り行はれたものとするとも決して困難ではない。右建物の居住者はマハンゴと本件被告人等の三名である。醫者の證言に依れば、幼児は一人に殺されたものと認め得ないことはないが、二人に殺されたものとする方が其の死様に一層良く適合することが明である。従つて、尠くとも三人の家人の中の一人が本件幼児を殺したことは明瞭であり、更に、三人が共同で殺した疑が無くもないが、マハンゴに不利の證據が皆無で、又、ソブラーテンに不利の證據が同人の有罪を確定するに足る程決定的のものでないことと云ふことは事實である。ソブラーテンが幼児の捜査の始まつた眞實頃本件建物内に居て、其の頃ツアイツンと幼児の母親が頻繁に幼児の行方を尋ねに行くと最後には兩人に對し、今度又來ると等の柄で殴るぞと云つて威したことは疑ないが、此の事實はソブラーテンを有罪とする決定的證據とはならない。本件に於けるソブラーテンに不利の情況證據は之を有罪認定の充分なる證據と認めることは出来ない。余は博識の會期判事の意見及陪審の少數意見に賛成であり、ソブラーテンには無罪を宣告する」

「然しながら、ゾーラに付て觀れば其の事情は異なる。ゾーラが本件の幼児を午前十一時三十分自己の家に連れて行つたことは争のない事實である。ツアイツンがゾーラの家に幼児を返して呉れと云つて行つた時、ゾーラは幼児は其の日の眞實デイナポール驛から告訴人の家に行くべく被告人の家の側をエツカ (前出) に乗つて通つた幼児の祖母に渡して祖母と一緒に歸らしたと云つて居る。従つて、原告に於て右祖母を取調べて其の點を明にして置く方が良かったことは疑ない。然し、幼児が歸宅しなかつた事實及幼児がゾーラの家に行つて後モハラ又は告訴人の家に歸つて來たのを見た者のない事實に關する證據は壓倒的である。ツアイツンや幼児の母親がゾーラやソブラーテンに對し繰返し／＼幼児の返還を求めた際に同人等の執つた態度は、幼児は眞實に歸らしたと云ふことが眞實でないことを示して居る。モハラの人々は幼児が歸つて行くのを見たことはないと言つて居る。幼児が歸つたとすれば、其の死體が被告人の家から出て來たのは何故か。幼児は歸宅せざりしものなりとの博識の會期判事の決定も亦之を正當とすべきである。本件幼児殺が三人の家人中の誰と誰との共謀に出でたるものなりやは別としてゾーラが之に關與せることは必至であり、ゾーラは幼児殺の罪を免れることは出来ない」

「ゾーラは幼児を其の家に連れて行つてから幼児が死體と爲つて其の家で發見される迄、ずつと家に居たのであり、其のことは同人の否定しないところである。斯様にゾーラが家に居た以上同人が其の家の中で殺人の行はれるのを知らず之に無關係であると云ふことは不可能である。何故ならば、其の家は三キュービット平方の寢室 (Bed) と北側と南側に長さ二キュービット乃至三キュービット、東側に長さ五キュービット乃至六キュービットのヴェランダのあるに過ぎない狭い家だからである。幼児はゾーラが其の家に連れて行つて以來居なく爲つて居るのに拘らずゾーラは幼児を探しに出やうともしなかつた。若しゾーラが幼児を自身で若くは祖母と一緒にエツカで告訴人の家に送り歸したものであるならば、其の幼児が居なく爲つたと聞いた時は眞先に告訴人の家に駈付けて其の眞偽を糺したことであらう」

「余は博識の會期判事及少數陪審の意見に賛せず、陪審の多數意見に賛し、ゾーラは印度刑法第三百二條に依り有罪たるものと信ずる。然しながら、本件諸般の情況を綜合し且ゾーラの年齢及ゾーラが本件殺人に付事實上如何なる行爲を演じたりや若くは本件殺人はゾーラの單獨行爲に基くものなりや、それとも亦、他の家人との共謀に出でたるものなりやに關する證據の存在しない點に鑑み、余はゾーラは之を死刑に處することなく、終身流刑に處するを以て正義に當ふものと認めらる」と。

「事件一八」千九百二十年四月五日の晩ヤグデオ村のとある井戸に十四歳位の少年の死體の浮いて居るのが發見せられ

た。死體は井戸から引上げ、其の寫眞を撮つた上、死因調査の爲外科醫 (Assistant Surgeon) の許に送られた。外科醫の鑑定の結果に依れば、死體には死因と認むべき傷は發見出来ない。死因は溺死と認められると云ふことであつた。會期判事は本件少年は千九百二十年四月四日の夜井戸に投込まれたものと認定し、ナレイン・シングとケール・シングの兩名を其の共犯者として之に對し死刑の宣告をした [Kehr Singh v. Emp., 59 I. C. 913. 尙 Emp. v. Vlatatistan, 8 Cr. L. J. 361 (Kidnapping and murder); Kashiram v. Emp., 73 I. C. 262 (poisoning and strangulation) 參照]

被告人等は之に對し控訴したが控訴棄却と爲つた。其の控訴判決に曰く「原判決に依れば、被告人ケール・シングは本件被害者たるワツサン少年の土地を欲しがつて居たが、パトワリの作成した系譜はワツサンにはケール・シングとジャワハール・シング——八十歳位の老人で子供がなかつた——の二人の傍系親があることを示して居る。ケール・シングはワツサンを亡き者にせんことを欲し、其の目的を實現する爲にナレイン・シングを備つて殺人を行はしめたものとされて居るが、ケール・シングがナレイン・シングを暗殺者として備ひ、其の殺人行爲の對價として之に金錢を供與したと云ふことは、ナレイン・シングが治安判事の面前に於て爲した自白——尤も彼は此の自白を會期判事の面前に於て取消して居る——を根據とせるものである。さて、其の正確なる動機如何は姑く措き、四月四日の日に被害者の少年がナレイン・シング及ケール・シングの兩名と共に家を出たことに付ては疑問の餘地はない。蓋し、それは被害者の少年の死體の發見された井戸から半哩許り離れた所にある寺のガランシイ (Garathi) のハリ・ダスと其の寺の歌手のマハンツの兩者の證言に依れば、ナレイン・シングとワツサン少年の兩名は四月四日の晩右の寺に行き食事と宿を乞ひ其處に泊つたが、眞夜中頃に早くも起き出し寺を出發したことが明らかである」。

「ナレイン・シングは千九百二十年五月九日の治安判事の取調の際迄は從前の自白を維持したが、會期判事の面前に於て之を取消した。さて、ナレイン・シングに關する限り、彼の自白の外に尙彼がケール・シングと共に被害者の少年を其の母親の家から連れ出したと云ふ事實と其の後間もなく彼が被害者の少年の死體の發見された井戸の附近に被害者の少年と連立つて居たと云ふ重要な情況事實とがある。従つて、ナレイン・シングの有罪なることに付ては疑問の餘地なく、原審が彼を印度刑法第三百二條の罪に問擬したのは洵に正當である」

「次に、ケール・シングの關係に付て按ずるに、博識の會期判事は(一)共同被告人ナレイン・シングの取消した前彼の自白(二)

ケール・シングが被害者の母親を許り、同人をして被害者が被告人兩名と一緒に外出することを許可せしめた事實並に被害者が被告人兩名と連立つて母親の許を立出で、それ切り消息を絶つた事實(之と類似の事件に付ては Muhammad Khasin v. Emp., 27 I. C. 755; Nur Muhammad v. Emp., 23 I. C. 101. 參照) 及ケール・シングが被害者の少年を殺す強い動機を持つて居たと云ふ事實に依りケール・シングを有罪として居る」

「さて、ナレイン・シングの自白に依れば、本件犯罪の計畫、實行に當つてはケール・シングが指導的役割を演じ、被害者の少年を井戸に投込んだのはケール・シングであると云ふことに爲つて居る。然しながら、共同被告人の自白が、そのみで他の被告人を有罪と爲すに足らず、其の自白に依り他の被告人を有罪とするには自白が其の重要な點に於て他の獨立の證據に依り裏付けられ居ることを要すと云ふことは裁判の實際に於ける確定の法則である」

「博識の會期判事はケール・シングが自ら手を下して被害者の少年を殺したと云ふ獨立の證據はないが、同人が本件殺人の實行を教唆したことに付ては記録上充分なる證據ありとして居る。ナレイン・シングが被害者ワツサン少年及其の母親に對して何等の恨を有せず、ワツサン殺に付ては、彼自身の言の如くにケール・シングから金錢的利益を得んとする以外に何の他意も持つて居なかつたことは疑の餘地がない。否實は、ナレイン・シング自身に付て云へば、彼は被害者の少年の母親ムサマツト・バグワニと私通關係にあつたことであり、従つて、同女を憤慨せしめるやうなことをすることは何事に依らず之を欲しなかつたことであらう。加之、彼女は被害者の少年の所有地から生ずる收益を其の手に收めて居て、被害者の少年が死亡すれば其の收益權を喪失する處があつたのであり、従つて、少年の死は間接にナレイン・シングにも影響を持つて居たのである。ナレイン・シングが他からの教唆がなければ、被害者の少年が死亡するよりも生きて居て呉れる方を望んだであらうことは一點の疑もないところである」

「之に反し、ケール・シングはワツサン少年を亡き者にせんと欲する強い動機を有して居た。即ち、ケール・シングはワツサンが死亡すれば直に其の財産の半分を相続し、更に、子供のない八十歳の老人であるジャワハール・シングが死亡すれば残り半分の財産も我が物と爲る順序に爲つて居たのである。ケール・シングこそは被害者ワツサンを亡き者にすることに付切實なる利害關係を有せし唯一の人物である。従つて、吾々はナレイン・シングの彼はケール・シングに教唆せられ金を貰つて本件殺人の實行に關與したものであると云ふ陳述は眞實と思ふ。而して、ケール・シングに付認められる右犯罪の動機は共同

被告人たるナレーン・シングの如上自白の極めて強い裏付と爲るのである」。

「更に、ムサマツト・バグワニがワツサンのバーラビンド村からケール・シングと一緒に他村に行くことを許したのがケール・シングの口添があつた爲であること及右口添に際し、ケール・シングがワツサンを連出す理由としてムサマツト・バグワニに云つたことが眞赤な嘘であつたことは疑なく、又、ワツサン少年がケール・シング及ナレーン・シングの兩名と同行したこと及ワツサン少年が其の直後、恐らくは、同少年が母親のバグワニの許を出て行つた翌日の夜明前に殺されたことは明瞭である」。

「ワツサン少年を連出した後のケール・シングの行動も亦彼を本件殺人に關係ありとする説を支持する一助と爲る。ワツサン少年の母親が同少年を探しあぐんで實家のあるガミユブル村に行つて見たこと及ケール・シングは其の村の居住者なるに拘らずワツサンの母親に對しワツサン失踪の理由は愚か、ワツサンを連出す口實として居た見合の模様も、相手の女の両親のことに付ても一言も話をしなかつたことが明瞭である。ケール・シングはバーラビンド村を出て以來の自己の行動に關して終始完全なる沈黙を守つて居り、ワツサン少年が彼と一緒に母親の許を立出で、後に其の身に如何なることが起つたかに付て何等の説明もないのである」。

「ワツサン少年の一足の靴が其の死體の發見された井戸から程遠くない所にある有名なマルワナ (Malwana) から出て来たことに付ては記録上に充分なる證據がある。而して、右の靴はケール・シングの陳述に基き捜査した結果出て来たのであり、靴の發見に關する部分の話の筋が一應眞實なることは之を疑ふ理由がない」と。

「事件一九」 千九百二十年十一月四日バルデオ外二名の者がバルガツシユ殺の罪に依り起訴せられた。被告人等は起訴事實を否認し、殺人は強盜の仕業であらうと抗辯した。然し、盜難の形跡はなく、醫師の證言に依れば、被害者の死體には被害者が抵抗力を喪失した後に加へられたものと推定される多數の傷——犯人の目的が財物奪取にあつたとすれば斯様な傷を付ける必要はなかつたであらう——があり、前額部に二箇の相接する鋭い刺創があつて、其の一つは長さ一厘四分の一巾二分の一厘其の二は長さ一厘二分の一巾二分の一厘位で、何れも頭蓋骨を貫いて脳味噌に達して居り、前頭部に直徑三厘高さ三厘大の瘡が一つ出来て居て、解剖して見ると其の部分には血と脳味噌が溜まつて居り、右顱頂骨、右顱額骨、前頭骨は何れも粉碎され、脳膜及脳味噌に傷が付いて居り、右側の肋骨四枚と左鎖骨と左側の肋骨六枚も亦粉碎され、肋膜が傷付き、左側の肋膜腔

には血の混つた液體が溜まつて居り、更に、肺は兩方共傷付いて、左肺葉が切裂けて居り、尚、頭部及顱額部には多數の小さな刺創、首、胸、横腹には多數の小さな打撲傷があると云ふことであつた。之等の傷は其の性質上本件殺人が極めて野蠻の方法で行はれたことを物語るものであり、本件殺人が單に財物奪取のみを目的として居る犯人に依り行はれたものであると云ふ説を全面的に排除した。さて、バルデオの最初の陳述に依れば同人は殺人事件發生の現場に居たことなく事件當夜の出來事は全然知らないことと云ふことであつたが、捜査が進行して新事實が顯れると、彼は之に對して種々の矛盾する辯解をした。例へば、全然獨立の證人である鍛冶屋の證言が、之に對する辯解が出来なければ眞實として採用される形勢と爲るや、バルデオは右鍛冶屋から金槌を借りたのはバルガシユに借りて來て呉れと頼まれて借りてやつたものであると辯解し、又、バルデオの腕にある傷跡はラテイ (尖に鐵の付いた竹杖) で打たれて出來たものと推定されると云ふ外科醫 (Assistant Surgeon) の鑑定が出る、それは其の通りで前に云つたやうな小さな物で打たれた爲に出來たものではないと辯解したのであつた。

ミラー裁判長 (Miller C. J.) 曰く「證據は情況證據であるが、本件犯罪の供用物件たることに争なく且被告人バルデオに於て之を隠匿せんとして果さず、發見されるや云ひ紛らざんとした金槌と被告人との關係は、余が上來指摘せるが如く被告人が事件發生後矛盾する陳述を爲せる其の態度と照合すれば、愈々益々被告人に不利の證據と爲るものであり、被告人の有罪に付ては余は何等合理的疑問はないと確信する」と。バルデオは有罪と決し、死刑を宣告せられた [Baldeo Koeri v. Emp., 61 I. C. 756. 矛盾する陳述の效果に付] は、尚、Des Dutt v. Emp., 24 Cr. L. J. 671 I. C. 54. 參照。 Emp. v. Miran Balsh 事件 (40 I. C. 710) は警察署長が被告人を死に致したものと認定せられた事件であるが、該事件では被告人の死體が十二哩も遠方の地に葬られて居り、死因は溺死と報告されて居たが、之は醫師の鑑定に依り虚偽なることが判明したことであつた」。

「事件二〇」 シャルドハムと云ふ男が一等車に乗つて旅行中のジェニー・アン・テイラーと云ふ婦人を強姦の上殺害したりとして起訴せられた事件のことであるが、其の事件ではテイラーが或る小驛で寶石類を身に著けて居ると、被告人が己の箱から降りて汽車の箱の中を覗きながらテイラーの箱の前に来て、其所に立つて居た車掌にアイスクリーム賣を探して居るのだが何處に居るか聞いた事實があり、之が嫌疑の端緒と爲つて被告人が逮捕されたのであつた。此の事件にはムリンスと云ふ共犯者があり、同人は自白したが、其の自白には之を支持する壓倒的證據があつた。

ベシユワル軍人寮の支配人ダブリュー・イー・ショオの証言に依れば、同證人はテイラーのコンパートメントのある箱の前の箱の一等車のコンパートメントに偶然に乗合せた。證人は一寸したことからシャルドハムとムリンスの二人と話をすることゝ爲つたが、證人がコンパートメント(一等車)に入るとムリンスも同じコンパートメントに入つて来た。汽車がレーウインド驛を發車して後證人とムリンスはトランプを始め、チャンガ・マンガを過ぎてはまだやつて居たが、すると間もなく、證人の一等車の直ぐ前の二等車の箱のコンパートメントからシャルドハムが覗き込み、ムリンスに對しトランプを止めるやうにと話し、ムリンスは間もなく證人のコンパートメントを出て行つたので證人は眼に就いたと云ふことであつた。

ラホールの商人フラムジの証言に依れば、同證人は九月九、十の兩日に互る下り第八列車の二等車のコンパートメントに乗つてレーウインドからモンゴメリーに旅行したが、レーウインド驛發車の際には證人の乗つたコンパートメントには其の中央の席に誰かの手荷物即ち褐色の革製のハンド・バックと衣類包と本を入れた網袋が置いてあつたのみで乗客は一人もなかつた。汽車がチャンガ・マンガを出てから證人の居るコンパートメントにシャルドハムが入つて来て證人に對し次のコンパートメントで二人の歐羅巴人がトランプをやつて居ると話したので證人が窓から顔を出して覗いて見ると其の通りであつたが、顔を引込めて見るとシャルドハムは其の時は何處かへ行つて姿を消して居た。シャルドハムは汽車がモンゴメリーに著く一時間乃至一時間半位前に爲つてドアを開けて再び入つて来たが、其の時は着物の着替をして居り、席に着くと證人に對し彼の妻君に關する話を始めたので兩人はそれからは打解けた話をし合つた。證人はモンゴメリーで下車し、新しく乗込んだ他の紳士(Swain氏)に席を譲つたと云ふことであつた。

車掌コークの証言に依れば、同證人は九月九日シャルドハム及ムリンスの兩人をレーウインドで見たと云ふことで、右兩名がレーウインド及マルタンで着て居た衣類に付て詳細に証言した。病院助手のワツスウ・ラムはシャルドハムの白ズボンにある血痕様の斑點に付てそれは血痕であると証言した。

化學検査官 (Chemical Examiner) の報告に依れば、證據物件中の或る物件には哺乳動物の血又他の物件には血の色素が附着し、更に、外科醫が被害者の腫を拭いた布片及被害者のコンビネーションや股引には精液が附着して居ると云ふことであつた。此の證據が決定的證據と爲りシャルドハムは有罪と爲つた [Emperor v. Shudham, 28 I. C. 145, Chandrika Ram v. Emperor 事件 (24 Cr. L. J. 128 = 71 I. C. 353)] では、被害者を最後に見掛けた者は其の夫たる被告人であり、而も被告人

の其の後に於ける行動に付ては何等の辯解もなかつたが、被告人は其の妻殺として爲された起訴に付無罪となつた。此の事件の情況は、判事は恐らく被告人を無罪とする方が安全と考へたものであらうが、讀者には有罪の強い印象を残すものである。〔事件二一〕 ヌガ・サン・ブーは少女が野原で草刈をして居るところを強姦したりとして起訴された。被害者は野原に行つて暫くしてマ・オ・ザと云ふ女の許に駈付けて同女に對し被告人に首を絞付けられて強姦されたと話したが、其の日首を吊つて自殺したので被害者自身の証言を得ることは出来なかつた。被害者並に被告人のロンギイ (Longyi) が化學検査官に送付、検査されたが、其の結果に依れば、被害者のロンギイにも被告人のロンギイにも精蟲は附着して居ないと云ふことであつた。醫者の証言に依れば、被害者の死體は酷く分解して居る暴行の痕跡としては杖とダー (dai) で毆打した爲に出来たと推定される傷跡を發見し得るのみで、陰門孔に暴行の跡のあることは確認出来ないと云ふことであつた。被害者のジャケツには何の異常もなかつたが、其の脊中の右側特に其の上部と右前脚部袖の外側が泥塗に爲つて居た。此のことは被害者が強姦前に倒されたものとすれば、犯人は必要なる交接體勢を整へ得なかつたこと即ち被害者を完全に仰向と爲し得なかつたことを物語るものであり、此の見解は被害者のロンギイに泥に塗れた箇所があつたと云ふ證據の存在しない事實からも首肯されることであつた。治安判事はロンギイとジャケツを提出せしめて檢證したが、其の結果に依れば泥跡のあるのはジャケツのみであると云ふことであつた。斯くて證據上は、犯人は被害者の首を絞め之を引倒したが、抵抗されたので諦めて逃走したものと推論するのが正當であり、田の稻が踏み倒されたやうに爲つて居た事實は格闘の行はれたことを示すに過ぎないものと見られるのであつた。博識の判事は以上の場合事實を檢討したる上曰く「余の判斷を以てすれば、質問されて詳細な事情を述べたでもない未開地の少女が『妾は強姦された』と云つたからとて直にそれを信用するのは危険極まることである。未開地の住民の云ふことが不明瞭、不正確なことは周知の事實である。吾々は右少女が其の身に受けた恥辱を酷く恥じて其の爲に自殺したと云ふ事實からは未だ以て被告人に不利なる如何なる推論をも引出すことは出来ない。右少女は精神異常者で、其の爲に、普通人ならばそんな場合に口に出したり實行したりしないやうなことを口にし實行した者と認めざるを得ない。右少女の言葉は、死因調査の結果彼女のロンギイに精液の汚點の存在しない事實乃至は彼女のジャケツの泥跡が右側のみにあつて、彼女は横倒に爲つたのみで仰向には爲らなかつたことを物語つて居る事實と符合しない」と。斯くて被告人は強姦に付ては無罪と爲つたが、婦女の貞操を犯す意思を以て暴行したるものとして印度刑法第三百五十四條の罪に依り處斷すべきものとせられたの

248 (2) (Nga San Pu v. Emp., 43 I. C. 443)。

〔事件二二〕 八名の者が共謀して印度刑法第四百八十九條のA、B、C、D、の各規定に該當する犯罪と同條のA、B、の各規定に該當する犯罪たる百ルーピー紙幣の偽造行使罪を犯せるものとして起訴せられた。地方判事 (District Judge) は被告人中の第七、八の被告人のみを有罪として之に同條のB、C、を適用し、其の他の被告人は之を無罪とした。之に對し、有罪と爲つた二人の被告人より控訴の申立があると同時に無罪と爲つた被告人等に付て政府より控訴の申立があつた。有罪の證據は主として印刷機械の所持、紙幣用紙の買入と云ふ事實と告發人の陳述とであつた。スペンサー判事 (Spencer J.) は被告人等を無罪とするに當つて、右の證據は被告人等の有罪なることを疑問の餘地のない迄に證明するものではないと考へ次のやうに云つて居る (Public Prosecutor v. Chintaluri Venkata Krishna Rao and others, Criminal appeals Nos. 321, 326 and 378 of 192 decided at Madras on December 17, 1920. 鐵道會社に對し共同して詐欺を行つた事件に付ては Superintendent and Remembrancer of Legal Affairs, Bengal v. Mon Mohan Roy 35 I. C. 999; Juno Allarakhio v. Emperor, 34 I. C. 649. 參照) 即ち

「證據に依り認められる被告人等の行爲は二つの明瞭な段階を形成して居る。其の第一段階に屬する行爲は千九百十八年六月から十二月迄の間に行はれたもので、其の第二段階に屬する行爲は告發者の陳述中にある千九百十九年十月一日から同月四日迄の間に行はれたものである。各被告人に不利なる主要の證據は、當審に於けるアツブルグアー (自己の罪を自白し共犯者を告發する人) たるモーラ・サツバーヤは會期裁判所 (Sessions Court) では證人と爲つて居ないので、告發者 (原告の第一審の證人) の陳述である。右告發者の陳述は、それが被告人等は何等かの犯罪行爲に現實に關與したと云ふことに關する限り他に之を裏付する證言なく、該陳述を支持せんが爲にはずつと以前の起訴事實の發生時と主張され居る日時頃に於て右告發者が警官に對して爲した陳述を援用する外はないが、して見ると、右告發者の陳述をどの程度に信用すべきかを考察することが最も重要な問題と爲る。右告發者はモーラ・サツバーヤのやうに共犯者の一人として扱ふべきではなく、從つて、其の證言を採用するには強て之が裏付を必要とするものではないが、彼は間諜だつたのであり、彼の證言に如何なる證據價值を附すべきかは彼の人物に依つて決せられる事實問題である (Emperor v. Chaturbhuj Saha, 38 Cal. 96)。

* * * * *

原告の第一審の證人が情況證據に依り裏付けられ居ることを立證せんが爲に、博識のアドヴァケート・ジェネラル (Advocate-General) はモーラ・サツバーヤ、第二被告人、第五被告人、オックス合名會社及マドラス機械製作所間に印刷機械の賣買に關して取交された多數の信書並にモーラ・サツバーヤと第三被告人が出版法に従ひ其の印刷機械の占有に付て爲した陳述、第二被告人がモーラ・サツバーヤからパール・プレートン印刷機械を、第三被告人が第一被告人から二臺の足踏印刷機械と一臺の手刷印刷機械と截斷機を買入れた事實及第一被告人の家宅捜査の際に三臺の印刷機械と截斷機を出て來た事實を援用された。

然しながら、本件に於て重要な物的證據として提出され居る證第二乃至第四號の三枚の偽造紙幣が如上三臺の印刷機械を以て印刷された事實は愚か、大體、右機械を以て紙幣偽造の行はれた事實は未だ其の證明がないのである。原告の第一審の證人のウィルクス氏に對する陳述及スワイヤー氏に對する手紙中にあることは紙幣偽造の行はれて居るところを現實に見たと云ふのではない。右證人は、其の或る手紙の中で、五ルーピー紙幣の印刷に關する彼の陳述は單なる臆測に過ぎないことを明にして居り、公判に於ける第五被告人が千九百十八年十二月にエクセルシオール印刷機械で三枚の見本の偽造紙幣を印刷する時には其の場に居合せたと云ふ陳述は、當時既に紙幣偽造に何等かの利害關係を有して居たことの證左のない第一乃至第四被告人及第八被告人には何等不利なる證據とはならない。或る著作物の著作権を有し、其の著作権の取得原因に付必要なる辯解を爲し得る者自身の爲又は斯かる權利を有し辯解を爲し得る他人の爲に數年に互り印刷業を営み居る者が印刷機械を購入占有する行爲は夫自體は毫も違法行爲ではない。アヂソン合名會社からの紙其の他の文房具の購入に付ても同じことが云へると思ふ。余はギルバート氏の當法廷に提出され居るが如き偽造紙幣は第二被告人がアヂソン合名會社から購入した特に強靱な紙質を有する三百九番紙を以てなれば製造の出來ないものであるとの見解を決定的の證明ありとして採用する用意はない。證Z一四號に於ける「十四(磅)は疑もなく之から取られ得るであらう」と云ふ鉛筆書でさへも之を原告の第二十七番の證人の陳述に依りモーラ・サツバーヤの筆跡と認めるならば——會期判事は多少の疑問を存して居る——被告人等の無實なることを認めしめるに足るものである。右鉛筆書が如何なる意味かを被告人等の爲に説明すべきことを求められた者は一人もない。斯くて本件は單に嫌疑ありと云ふ程度のものに過ぎないのである」と。「ナビール判事 (Naber, J.) は特に此の點に賛成して「原告が證據として提出され居る三枚の偽造紙幣の内其の一枚でもがギルバート氏の云ふ如く慎重に選擇せられた特殊の紙を

使用して製造されたものであることが證明されたならば、勿論、結果は全く反對と爲るであらう。實は原告も其の事實を立證せんと努力し、政府の印刷局長を第十八番の證人として申請し、同證人は法廷に於て偽造紙幣の用紙は第二被告人がアヂソン合名會社から購入した三百九番紙と同種のものであると證言したのであるが、不幸にして、此の證言は右證人が先に發表した本件偽造紙幣中の或る一枚の紙幣の用紙はバザー杯でも容易に買求め得る普通一般の紙で恐らくは日本製の紙であらうと云ふ意見と矛盾し、餘り價值がないのである。加之、原告の第七番の證人たるアヂソン合名會社の書記の證言に依れば、同會社の三百九番紙は會社では信書や送狀の用紙として使用して居ると云ふことであり、同證人は押收に係る多數の信書の用紙を示されると其の枚数を數へ、右信書の用紙は總て右會社の三百九番紙で會社が第二被告人に賣つた三百九番紙は他にもう二十枚あるのみであると證言して居る。然らば、偽造紙幣の用紙に付ては最早喋々を要しない」と云つて居る。

「事件一三」 バック・ラックストーンと稱する男がイサベラ・ラックストーンと云ふ其の妻を殺害したりとして起訴せられ、千九百三十六年マンチェスター冬季巡回裁判に於て、シングルトン判事 (Mr. Justice Singleton) の係で裁判死刑に處せられた事件を紹介しやう。被告人は醫者で、千九百三十五年九月十四日當時は妻と三人の子とマリー・ロージヤソンと云ふ女中の五人と一緒にランカスターに住んで居た。

ラックストーン夫人とマリー・ロージヤソンの兩名が九月十四日限り其の姿を消し、それに付て被告人は色々のことを云つて居たが、被告人以外には其の消息を知る者はなかつた。ところで、それから二週間経つた日のこと、偶然蘇格蘭のモッフアットで人の死骸の一部が発見され、次で、多數の優秀なる科學者の熱心なる研究に依り遂に二名の女性の死體の一部と確定されたのであつた。

本件の關係當事者を苦めた主要問題は之等の死體は果してラックストーン夫人とマリー・ロージヤ

ソンの死體なりや否やの問題であつた。

死體はばらばらに解體されて居て、之を接ぎ合せる目安と爲る特徴は全部切取られて居た。科學者の證言に依れば、死體を解體した者は解體の工合から判斷して醫學知識と手術法を心得て居る者に相違ないと云ふことであつた。ラックストーン夫人は其の頭の天邊に一風變つた灰色の頭髮の群生して居る部分があつたが、偶然のことから同夫人の頭部なることの判明した頭は皮が剝がれて居て、其の灰色の髪はなくなつて居た。又、同夫人は非常に特徴のある鼻をして居たが、それは耳や唇と同様に切取られて居た。

ラックストーン夫人は齒が數本抜けて居た。而して、残つて居た其の他の齒は死後抜取られて居たが、それは被害者の見分を困難ならしめんが爲に抜取つたものらしかつた。夫人は特徴のある歪んだ爪をして居たが其の指の先は遂に出て來なかつた。夫人は太い脛と踝の持主であつたが死體の踝の周圍の肉は全部切取られて居て、其の生前に於ける脛の形を判斷することが出來ないやうに爲つて居た。夫人の足指は曲つて居たと云ふことであつたが、死體の足指は切取られて居た。夫人は左足の拇指の付け根の所に腫瘍があつて、其の治療をした手足病醫が見れば夫人の足は容易に見分が付くやうに爲つて居たが、其の腫瘍は死體から切取られて居た。然し、死體の左足の拇指の付け根の部分にエックス光線で検査の結果は炎症のあつたことを物語る炎衝の跡を認めることが出來た。

後に、マリー・ロージヤソンの死體なることが確定せられた死體に付て見れば、齒は死後抜取ら

れて居り、又、同人の右腕には極めて特徴のある母斑 (birth mark) があつたが、死體の右前膊は其の肉がそぎ取られ、母斑の有無を見分けることが出来ないやうに爲つて居ると共に手術を受けたことのあることを物語る傷跡のあつた部分が切取られ、尙、顔と頭は何れも其の皮が剥取つてあつた。

然し、手は兩方共發見され、左手に付ては其の指紋を取ることが出来た。之等の指紋は、被告人が逮捕されて後、被告人の家の多數の什器に存する指紋と對照研究せられた。而して、此の什器に存する指紋と云ふのは極めて多數で、不斷から被告人の家で働いて居た者又は家中の各所にある什器に手を觸れて居た者の指紋なることが明であつたが、此の什器に存する指紋と死體の左手から取つた指紋とはびつたり符合したのであつた。

二人の解體死體は棉、麥藁、新聞紙、衣類、敷布の切端等に包んだ數箇の包と爲つて居たが、其の包に使用せられて居た新聞紙と衣類と敷布が真相の發見に重大なる關係を有することゝ爲つた。

包に使用せられて居た新聞紙は九月十五日のサンデー・グラフィックであつたが、同日被告人の家にサンデー・グラフィックが配達せられた事實及包に使用せられて居る新聞紙はグラフィック紙のラシカスター地方版の部分なる事實が證明された。

包に使用せられて居た衣類と云ふのはブラウスと子供のロンパーで、證人等の證言に依れば、ブラウスは證人の一人が持つて居たのを修繕してマリー・ロージャーソンに呉れた物で、ロンパーはもう一人の證人が被告人の子供等の一人にやつて呉れと云つてマリー・ロージャーソンに渡した物なるこ

とが判明した。次に、敷布のことであるが、原告の主張に依れば、敷布はラックストン夫人の寢床の敷布と云ふことであり、其の後、ラックストン夫人の消息が絶えて以後夫人の寢床には只一枚の敷布があつたのみであると云ふことが證明せられた。そこで、包に使用せられて居た敷布と右寢床の敷布とに付て鑑定が行はれたが、其の結果に依れば、二枚の敷布には何れも一方の縁に二十三針他方の縁に二十六針宛の縫害ひがあり、斯かる縫害は同一の織物機械で、同一の經を以て織られる場合のみに生ずるものであると云ふことであつた。

シングルTON判事は此の點に付て其の說示中で「ラックストン夫人の寢床には只一枚の敷布があつたのみであり——證人等はそうだと云つて居る——且之に死體の包に使用せられて居た敷布に於けると同様の縫害があるとすれば、そは何んと云ふ暗合であらう」と云つて居る。

公判に於ては九月十五日前後に於ける被告人の行爲が詳細に審理せられた。被告人は強暴性を有し、豫てからラックストン夫人を不貞行爲ありとして再々告訴し且夫人に對し暴力を振つて居たことが判明した。被告人の家には九月十五日以後は床と云はず、階段と云はず多量の血が流れて居て、或る絨緞の如きは滴る程の血を吸つて居り、更に、浴室の數箇所には、血沫が懸つて居たと云ふことであつた。被告人は九月十五日の日は梯子段を取外して外部の者は家に入つて來れないやうにして居て、當日被告人の家に診察を求めに行つた或る女の證言に依れば、被告人は同人に對し妻が蘇格蘭に行つて不在で助手をする者が不在から診察は出來ない旨及家に居る者は被告人と女中の二人切りで、

飾屋に来て貰ふので二人共其の準備の絨緞の綴合に多忙を極めて居る旨を告げたと云ふことであつた。被告人は尠くとも三度の機會に於て其の妻の不在原因に付て各別の辯解をしたが、何れの時きも妻にはマリー・ロージヤンがついて行つて居ると云つて居た。

被告人は三人の子供は之を其の友人の家に連れて行つて居た。

被告人は彼の家で一度も働いたことのない或る田舎女を傭ふことにして、九月十五日の午后から来るやうにと云つて居たが、其の田舎女の證言に依れば、彼女は右約束に従ひ洗濯仕事をする目的で被告人の家に行つたが、驚いたことには被告人の家の梯子段には一杯に麥藁が散亂して居り又も風呂の湯は目立つて黄色を呈して居て、二つの寢室のドアは締つて居た。證人は控室にあつた藍色の一襲の衣類と數枚の絨緞を被告人から貰つたが、其の衣類と絨緞には血痕があつて汚れて居り、被告人は翌日に爲り右衣類を返して呉れと云つたが證人はそれを拒んだ。すると、被告人は「他人の着物を着て居るのを他人に知られるのは甚しく威嚴を害するものだ」と云つて、コートにある名前布を取去つて仕舞つた。尙、或る絨緞の如きは血が悪くどく染み着いて居て、バケツ三十杯の水を使つて洗濯しても綺麗には爲らなかつたと云ふことであつた。

被告人の辯解に依れば、血痕は果物箱を開ける際に鈍力で指を切つた血が着いたものであると云ふことで、被告人は事實指を酷く切つて居たが、色々の物體に着いて居る血や家中に飛散せる血は極めて多量で指を切つた血と云ふこと丈けでは説明が出来ず、被告人は更に辯解を追加し、千九百三十五

年九月以前に妻が流産したことがあり、血痕は其の時に出来たものに相違ないと陳述した。

被告人は指を酷く切つて居たとは云ふもの、被告人は當時壁紙を剥がしたり、其の週末には絨緞を綴合せ、翌週には自動車を運轉することが出来たことであり、傷の程度は推して知るべきものであつた。

本曜日の早朝被告人は自家用自動車を裏口に廻はして置いて、數回自動車と二階の間を往復したが、台所——其のドアは被告人が之を締めた——に居た一人の雜役婦が其の事實を目撃して居た。

公判に於ては被告人が右の如く自動車を裏口に廻はして置いて、自動車と二階の間を數回往復した事實が可成り重視せられた。被告人が行先不明の所に出て行つた後は、九月十五日の日曜日以来締切られて居た數箇所のドアが一齊に開いて居て、各部屋には惡臭が立ちこめて居た。公判に於て、マリー・ロージヤンンの衣類は或る物は焼棄され、或る物は紛失し又ラックストン夫人の衣類は一部は雜役婦等に分配され、残は被告人がシュート・ケースに入れたこと、被告人は其の際雜役婦の一人にシュート・ケースはエデンバラに居る妻の許に持つて行つてやるのであると話したと云ふこと、被告人はエデンバラに行くには行つたが、其所に行くのは妻の妹に會ひに行く爲であり、其の妹には妻は被告人を遺棄し古い自動車運轉着の外全部の衣類を持つて家出したと云つてあると云つてシュート・ケースは持たずに行つたこと及被告人は或る數人の者に對し被告人の行動に付て虚偽の證言を爲すべきことを口説いた——然し、それ等の者は結局被告人に不利の證言をした——ことが證明され

た。被告人の偽證教唆の點に付て詳細を記述する必要はないが、面白いことには、それは九月十五日の日曜日に雜役婦が被告人の家に行つた事實、九月十六日の月曜日には飾屋を備つてあると話した事實及被告人が六時間以上家を留守にし歸つて來て長い間締切つてあつた各所のドアを一齊に開けた九月十九日の木曜日に數人の友人を訪問したと云ふ事實を打消さんとするに關するものであつた。

原告申請の優秀なる醫師の證人等の證言に對しては専門家は全部之に賛成した。

原告の辯護人は陪審に對し「若し諸君にしてモツファットの證言の如く溪谷に於て發見された本件死骸をラックストーン夫人の死體と認めるならば、諸君の職務はそれで終つたやうなものである」と云ひ、シングルトン判事は陪審に對する説示中で「若し諸君にして之等の死骸は本件被害者等の死體であり、之等のロンバーは被害者の一人が持つて居たものと認めるならば、被告人の辯解はどう云ふことに爲るか——余は本件は、恐らく、從來情況證據に依り有罪と決せられた事件中でも最も原告に有利なることの明瞭なる事件の一つであると思ふ」と云つて居る。

惟ふに、以上に掲げた事件に於て示されたが如き事實が結合するときは、そは有罪の認定を爲すに充分なる確信と判斷を生ぜしめるものであり、完全無缺の直接證據の存在しない場合に、それ以上に完全且決定的の確信と判斷をせしめる事實を想像することは殆んど不可能である。

第四節 結 語

證據の法則は深慮遠謀のある者が相次ぎ相傳へて眞實を發見する手段竝に裁判上の危険なる自由裁量權の範圍を可及的に制限する最善の手段として完成、方式化した法律上、哲學上の實務に關する準則であり、知的、精神的存在たる人類の本性に其の起源を發し（證據の法則の擁護者中の最も雄辯家の列に加はつて居る或る人の言を藉りて云へば）「宗教上の慈悲心、天性の叡智、歴史の眞實性、一般生活上の經驗に其の基礎を有する」ものである。斯かる法則は必然的に實質上は總ての事件に共通たらざるを得ず、之を遵守することは社會の安寧、幸福に必須の要件である。如何なる事情、如何なる口實があらうとも、之を無視することは社會制度が其の確保を以て目的とせる社會に於ける基本的權利を御都合主義の犠牲たらしめるものである。

本書は情況證據の信頼し得べき所以を檢討し、其の限界と精神的効果を論定し、專恣、不正の推定を禁ずる爲に設定せられた實務に關する法則の合理性を解明、確證すると共に要證事實に實體上の關係ある事實にそれ相當の價值を確保することを目的とせるものである。情況證據は直接且積極的證據とは其の趣を異にし、本質的に斯かる證據に劣るものと主張されて居るが、それにも拘らず、情況證據は、常に必ずしも然りとは云はないが、往々にして其の證明力に於て一般の直接證據に勝ることがあり、既に論述した之に附隨する誤判原因と爲る諸要素を排除するに於ては、情況證據は直接證據の

採集不能の場合に最も重要な判断を爲すに當つて之が安全なる根拠を提供するものである。

然しながら、「最も賢明なる法則と之が最も完全なる運用を以てしても、往々、無實の者が有罪と誤認せられ冤罪に泣くの悲運に遭遇する場合の生ずることは之を承認せざるを得ない。何故なら、それは人の創設する制度より總ての誤謬を排除することは不可能だからである」 [Romilly's Obs. on the Cr. L. of Engl., 3rd ed. (1813), pp. 92—94] 然り、確實なる真理なるものは彼の數學上の證明に類似するが如き證明を許す科學の領域に於ても常に必ずしも達成されては居ない。惟うて茲に到れば、廣く精神上の諸要因と人間性に關する諸事實及衝動に關係する事項を研究する裁判に於て絶對の確實を期待することの出来ないのは當然とすべきであらう。情況證據が時に誤判の基と爲ると云ふこと——此のことは總ての精神的證據の有効適切性に同程度の障害を興へるものではない——を以て情況證據が精神的確實性を生ぜしめる手段として有効適切性を有することを否認することは出来ない。誤判は情況證據に依る事實認定の場合よりも虚偽若くは錯誤の直接且積極的證據に依る事實認定の場合に遙に多く生ずるものと信じられて居る。ストリー判事 (Mr. Justice Story) 曰く「誤判の生ずるのは洵に免れ難いことである。然し、其の理由に依り、吾々は情況證據及證人の證言を全的に否認し、情況事實又は要證事實に對する人の證言は信用する價值なく、有罪認定の正當なる根拠と爲すことを得ざるものと斷すべきであらうか。爾く斷すべしとするならば、社會正義を實現せんとする裁判制度は悉く根底より崩壊するであらう」と (Wharton's Criminal Law of the U. S. p. 343, 3rd. 1855)。

斯るが故に、情況證據が誤判の基と爲ることのある一事を以て其の證據としての有効適切性に付て非合理的、無分別の懷疑主義に墮すべきではない。時に誤判の基と爲ると云ふことは情況證據を採用し其の價值を考察するに當り有益なる注意を喚起し、立法者に對しては原狀回復を許さない性質の刑罰を規定するに當り又司法官に對しては斯かる刑罰を課するに當つて細心の注意を用ふべきことを要請する効果あるに止まるとするのが正當である。如何なる制度を採用するとも、裁判官が情況證據に基き裁判すべきことは社會の存立に必須の要件である。誤謬は人間に附物であり、人の最高度の確信と雖も誤謬、錯誤に依るものでないとは斷じ得ない。然しながら、證據の健全なる實際の法則を正しく遵守せる場合に尙免れざるべき不確若くは誤謬原因は精神的證據に基礎を置く總ての研究調査に偶然に附隨する個人の責任に歸し得ざる一般の誤謬原因のみであり、斯かる誤謬原因は其の判断の資料が直接證據たると情況證據たるを問はず人間の判断なる以上絶對完全には避けることの出来ないものである。

附 録 一

血液型

(By James Davidson, M. B., F. R. C. P. E.

Member of the Pathological Society of Great Britain and Ireland and British Medical Association,
Director of the Metropolitan Police Laboratory.)

現今では人類の血液には尠くとも四つの型のあることが発見されて居る。従つて、今日では或る血液が人類の血液なりや否やのみならず、四種の血液型の何れに属するやをも判別することが出来る。然し、其の血液が何人の血液なりやは現在のところでは尙判別不能である。

血液型は癒合 (agglutination) 現象に依り決せられる。此のことを理解せんが爲には、血液中には赤血球なるものが存在し、之が血清と稱する液體中に浮遊して居ることを知つて置かねばならない。或る型に属する血液を他の型に属する血清中に注入するときは、赤血球は數箇所に集合するか或は其の儘何等の變化も起さないものであるが、此の數箇所に集合する作用を癒合作用と云ひ、そは血球内に存するアグラチノーゲン (agglutinogen) と稱する物質と血清中に存する其の反對物質たるアグラチニン (agglutinin) と稱する物質の爲に生ずるのである。アグラチノーゲンは癒合性物質で、アグラチ

ニンの作用に依り活動を開始し、赤血球を癒合せしめるのである。

四種の血液型の分類は不幸にも次の如き三様式に岐れて居る。

即ち

| ジュスキー式 (Jansky) | モス式 (Moss) | ランドシュタインル式一名國際百分 類式 (Landsteiner or International reclassification) |
|--------------------|-----------------|---|
| 第一型 (Group I) | 第四型 (Group IV) | O 型 (Group O) |
| 第二型 (Group II) | 第二型 (Group II) | A 型 (Group A) |
| 第三型 (Group III) | 第三型 (Group III) | B 型 (Group B) |
| 第四型 (Group IV) | 第一型 (Group I) | AB 型 (Group AB) |

最も廣く採用せられて居る分類法はランドシュタインル式一名國際式である。

A 型及 B 型の血清に依り癒合作用を起す血球を AB 型

B 型の血清に依り癒合作用を起すも A 型の血清に依つては癒合作用を起さぬ血球を A 型

A 型の血清に依り癒合作用を起すも B 型の血清に依つては癒合作用を起さぬ血球を B 型

A型の血清に依るもB型の血清に依るも癒合作用を起さぬ血球をO型と稱する。

従つて、所屬不明の血清は之を所屬の判明せる血液と混合し、其の癒合作用を検査することに依り其の所屬を決定し得るのである。

血痕中の赤血球は血液の乾燥過程中に崩壊するものである。従つて、血痕検査の能否は血痕より血清を抽出し得るや否や及該血清を所屬の判明せる赤血球と混合して癒合作用を検査し得るや否やに依り決せられる。

斯くて、被告人の衣類に附着せる血液型を確定することも可能であるが、被告人の血液と衣類に附着せる血液とが同一の型に屬する場合には血液型検査は捜査上は大なる貢献を爲すものではない。之に反し、被告人の血液と衣類に附着せる血液の型が異なる場合には重要な價値があり、衣類に附着せる血液は被告人の血液ではないと云ふことに爲るのである。之と同様の理に依り、被疑者に附着せる血液が被害者の血液と其の型を異にする場合には更に一層重要な捜査上の資料を得ることに爲るのである。

四種の血液型に屬する人の百分比は大體次の如くである。即ち

| | | | |
|-----|-----|-----|------|
| O 型 | A 型 | B 型 | AB 型 |
| 42% | 41% | 12% | 5% |

最近に至り以上四種の型の他に尙N、M、P、の三つの型のあることが唱へられ、之に關する研究が着々其の成果を收めて居る。従つて、血液の確定に付ては將來は更に一層の便宜を得られることであらう。

血液型は遺傳し、メンデルの法則に従つて居る。従つて、此の型に依つて遺傳と父子關係の確定に付て重要な資料を得ることが出来る。即ち、子と其の一方の親の血液型とが判明すれば他の一方の親の血液型を、又、兩親の血液型が判明すれば其の子の血液型を決定し得べく、斯くて、子の親たるべき者の範圍を縮少して行く資料が得られること、爲るのである。

附 録 一

印度に於ける醫者の證人に對する質問

(From Departmental Circulars of February 1, 1864; March 4, 1892)

醫學上の鑑定を要する事件の發生した場合には、警察官は醫官 (medical officer) の注意を正しい方向に向はしめる爲に、事件に關して知れ居る全般の模様を記載した説明書を附して、鑑定を要する事項を醫官に通知し其の鑑定を求めることを要する (Circular 55:—死因調査を必要とする場合には、死體は最寄の外科醫 (Civil Surgeon) 又は刑事訴訟法第七十四條に基き地方政府に依り死因調査を命せられ居る其の他の醫官に送られるであらう)。鑑定に付ては一定の形式に依り印刷せられた質問書があり、必ず之を使用すべきである。然し、質問書の用語は事件に依り英語又は鑑定人の屬する國の語を以てすることを妨げない。

2、醫官は検査を終了したときは、検査の結果を事件に對する自己の意見と共に質問書の該當部分に記入し、之を報告書として警察に返送する。

3、警察は醫官より報告書の返送を受けたときは法規に従ひ事件を右報告書即ちチャラン (Chalan) と共に治安判事に送付する。醫官の氏名は之を證人名簿中に記載して置く。

4、醫官の報告書は警察の捜査を助け、醫官が公判廷に於て證言するに當り其の記憶を新にし、裁判官が其の訊問事項を考案するのを助ける爲にのみ利用され得るものであり、證據力を有しない(但、證據法第三十二條第二項の例外がある)。報告書は之を其の作成者たる醫官に讀聞け其の眞實なることを宣誓せしめるとも證據と爲すことを得ず、醫官の證言は被告人の面前に於て新に且詳細に之を録取することを要する。従つて、治安判事は適當なる訊問を爲さんが爲には、醫官が法廷に現れる以前に事件を研究し其の些細な特徴迄も充分に呑込んで置くことが必要である。

5、醫官の證言を録取するに當つては、完全且理解し易く録取し、他の裁判所に於て再訊問を爲す必要の生じないやうに留意することを要する。

6、治安判事を助けて適當なる訊問を爲すことを得しめる資料とする目的を以て、各事案に從つて、訊問事項表を添附して置けば、治安判事は其の訊問に當つて之を參考とすることが出来る。

7、醫官の證言は醫官の在廷中に其の意味を充分に被告人に説明し、被告人に醫官を反對訊問する機會を與ふべきである。治安判事は醫官の證言調書が刑事訴訟法第五百九條に依り如何なる場合にも形式的證據力を有すべきものなることを保證する爲に調書の末尾に次の様式の證明文を記載することを要する。

「以上の證言は被告人の面前に於て録取せられ、被告人は證人に對し反對訊問を爲す機會を有したり。此の證言は被告人に説明せられたり。而して、余は被告人の面前に於て之を證明す」

此のことは、勿論、證言が公判に附する爲の準備手續の訊問に於て録取される場合に特に必要なくとである。

8、警官に對し其の爲したる人、死體又は物の検査の結果に關して訊問を爲す場合には、常に證據に依り、警官が検査し且其の検査の結果に付て證言する人、死體又は物が事件に於ける問題の人、死體又は物なることを證明することを要する。

9、此の目的の爲には、警官の許に死體又は物を運んだ者を訊問して其の證言を得ることを要し、又、警官が生存者を検査した場合に於て、被検査者と事件に於ける問題の人との同一性が問題と爲つたときは、其の同一性は、被検査者が裁判所に出頭可能の場合には之を現實に裁判所に出頭せしめ、之に反し、出頭不能の場合には被検査者を警官の許に同行した人の證言に依り、疑問の餘地のない迄に之を證明することを要する。

10、特殊の事情に依り醫者の證言の得られない場合には、死亡の事實、症狀、外觀、傷等の詳細を非専門家の目撃證人の證言に依り可及的正確に明瞭ならしめることを要する。斯かる事實は形式的證據力を有しない單なる報告に基いて裁判所が之を推定することは許されない。警官は常に其の目撃せることを證明する爲に證人と爲り得る。

A

死體に付て死因調査の結果毒殺の嫌疑を生せる事件に於て醫者の證人に對して爲さるべき質問

1、……即ち……の最後の居住者の死體を検査しましたか。検査されたとすれば、其の時の模様は如何でしたか。

2、何が死因と考へますか。御意見に對する理由をお示し下さる。

3、死體に暴行に因る外傷を認めましたか。認められたとすれば、其の外傷の模様をお述べ下さる。

4、死體を詳細に検査して何等かの異状を認めましたか。認められたとすれば、其の異状の模様をお述べ下さる。

5、異状の原因は病氣と考へますか、中毒と考へますか、それとも亦、其の他にあるものと考へますか。

6、中毒とすれば其の毒物の種類は何と考へますか。

7、施用された毒物の種類に付て意見を發表しましたか。

8、死體に……に因る毒殺の場合に通常現れる以外の病的症狀を認めました。認められたとすれば、其の症狀の模様をお述べ下さる。

9、本件に於てお認めになつた死後症狀と類似の死後症狀を生ずる病氣を御存じですか。

10、其の病氣の死後症狀は如何なる點に於て本件に於てお認めになつた死後症狀と相異して居りますか。

- 11、生前に於ける其の病氣の症状は如何ですか。
- 12、本件に於て、毒物は発見されずとも……に因る中毒の場合に通常生ずる死後症状がありますか。
- 13、御舉示の症状は死亡後胃の中に自然に發生する變化の結果と云ふことはありませんか。
- 14、胃、腸の状態は嘔吐や下痢をしたものと思はれますか、思はれませんか。
- 15、……に因る中毒の通常の症状はどんなですか。
- 16、右の毒物攝取と之に因る中毒症状發生迄の通常の時間はどの位ですか。
- 17、……は一般に何時間位で人命を奪ひますか。
- 18、胃、腸(若くは其の他の臓器)の中にあつたものは化學検査官 (Chemical Examiner) に送付しましたか。
- 19、胃(若くは其の他の臓器)の中にあつたものは死體から取出して直に貴方の面前で封印されましたか。
- 20、夫等のものを入れた容器はどんな物で又封にはどんな印が押してありましたか。
- 21、化學検査官から報告書を受取りましたか。受取られたとすれば、只今其の報告書が提出出来ま
すか。
- 22、(成年の婦人の場合) 子宮の状態は如何でしたか。

B

毒殺被疑事件に於て非専門家の證人に對して爲さるべき質問

- 1、……即ち……の最後の居住者を知つて居りますか。御存じならば、其の病中及其の以前に同人と會つたことがありますか。
- 2、同人の症状はどんな症状でしたか。
- 3、同人は問題の發作を起す以前は健康でしたか。
- 4、問題の症状は突然現れたのですか。
- 5、最後の飲食と問題の症状の發現迄はどの位の時間がありましたか。
- 6、問題の症状の發現と死亡迄はどの位の時間がありましたか。
- 7、最後の食事はどんな物でしたか。
- 8、其の食事を……と共にした者がありますか。
- 9、其の食事を共にした者で、被害者と同一症状を呈して苦んだ者がありますか。
- 10、……は是迄に同種の發作に苦んだ者がありますか。
- 11、嘔吐が起りましたか。
- 12、下痢をしましたか。
- 13、胃痛を訴へましたか。

- 14、……は酷く渴を訴へましたか。
- 15、同人は元気が無く爲りましたか。
- 16、同人は頭痛又は眩暈を訴へましたか。
- 17、同人は手足の自由を喪つた様子でしたか。
- 18、同人は昏睡しましたか。
- 19、同人は譫語を云ひましたか。
- 20、痙攣を起しましたか。
- 21、同人は口の中で特殊の味のことを訴へましたか。
- 22、同人は其の食物又は飲物中に特殊の味のものを感じた様子でしたか。
- 23、同人は痙攣と痙攣の間で感覚は持つて居ましたか。
- 24、同人は口や咽喉が焼付くとか、びり／＼痛むとか或は手足が痺れるとか、びり／＼痛むとか訴へましたか。

C

死體に付て死因調査の結果、死因が傷害若くは打撃なることの嫌疑を生ぜる事件に於て、醫者の證人に對して爲さるべき質問、

- 1、……即ち……の最後の居住者の死體を検査しましたか。検査されたとすれば、其の時の模様は

如何でしたか。

- 2、何が死因と考へますか。御意見に對する理由をお述べ下さる。
- 3、死體に暴行に因る外傷を認めましたか。お認めに爲つたとすれば、其の外傷の模様をお述べ下さる。
- 4、夫等の傷害は死亡前に加へられたものと考へますか、それとも、死亡後に加へられたものと考へますか。御意見に對する理由をお述べ下さる。
- 5、死體の内臓を検査しましたか。其の際不自然の症状をお認めでしたら其の模様をお述べ下さる。
- 6、……と云ふ御意見だとすると、それが死因だったのでですか。どうしてそれが直接の死因と云ふことが判るのですか。
- 7、そうだとすれば、被害者に此の病氣がなかつたとするも、被害者は右傷害が致命傷と爲り死亡したであらうと云ふお考ですか。
- 8、死體に病氣の症状を認めましたか。
- 9、被害者が其の病氣に罹つて居たことが被害者の蒙つた傷害の恢復の妨と爲つたと信じますか。
- 10、夫等の傷害は之を全體として見て（若くは傷害中の何れか一つを取上げて見て）一般に生命に直接の危険のあるものですか。

- 11、夫等の傷害は腕力に依つて生ぜしめられたものですか、それとも、兇器に依つて生ぜしめられたものですか。
- 12、傷の中に異物を認めませんでしたか。
- 13、傷は如何なる種類の兇器に依り加へられたものですか。
- 14、傷害は現に貴方の面前にある兇器（證第……號）に依り加へ得るものですか。
- 15、被害者は左様な傷害を受けて後も（被害者が歩いたと推定される距離）歩いたり、口を利いたり排出するものですか。
- 16、化學的方法又は其の他の方法を以て現に貴方の面前にある（兇器、衣類其の他の物件にある）汚染（證第……號）を検査しましたか。
- 17、夫等の汚染は血痕と信じますか。
- 18、被害者は受傷後何時間位して死亡したものと考へますか。
- 19、傷は何處の方向に付て居ますか。被害者を基準として加害當時に於ける加害者の位置を推定することが出来ますか。
- 20、左様な傷を自分で自分の身體に付けることが出来ますか。
- 21、傷の正確な方向をお述べ下さる。
- 22、傷の模様では鐵砲は被害者の間近で發射されたものと思はれますか、それとも、離れた所で發

射されたものと思はれますか。

23、傷の中にスラッグ (slug)、ビュレット (bullet)、ワツディング (wadding) 等を認めましたか、それとも、……は貫通して傷の中には残つては居ませんでしたか。

25、彈丸の入口と出口とを貴方が間違へるやうなことが有り得ると考へますか。

D

死體に付て死因調査の結果嬰兒殺の嫌疑を生ぜる事件に於て醫者の證人に對して爲さるべき質問、

- 1、何年何月何日地方警察署長より送附せられた男の嬰兒若くは女の嬰兒の死體を検査しましたか。検査されたとすれば、其の時の模様は如何でしたか。
- 2、其の嬰兒は完全に生きて生れたか、不完全状態で生れたか、それとも、死んで生れたかを云へますか。御意見に對する理由をお述べ下さる。
- 3、何が死因と考へますか。御意見に對する理由をお述べ下さる。
- 4、本件嬰兒を胎兒 (uterine age) とする説はどう思ひますか。御意見に對する理由をお述べ下さる。
- 5、本件嬰兒を完全なる胎中發育を遂げた獨立人 (extra uterine age) とする説はどう思ひますか。御意見に對する理由をお述べ下さる。
- 6、外部的に暴行の痕跡若くは其の他の不自然の症狀を認めましたか。お認めに爲つたとすれば、

其の模様を正確にお述べ下さう。

7、死體の内臓を検査して何等かの病的若くは不自然の症状を認めましたか。お認めに爲つたとすれば、其の模様を正確にお述べ下さう。

8、お認めに爲つた傷害は死亡前に加へられたものと思ひますか、それとも、死亡後に加へられたものと思ひますか。御意見に對する理由をお述べ下さう。

9、夫等の傷害が何で加へられたかを云へますか。御意見に對する理由をお述べ下さう。

10、夫等の傷害は不慮の災難に因り生じたものと思ひますか、思ひませんか。御意見に對する理由をお述べ下さう。

11、嬰兒は完全に呼吸しましたか、不完全な呼吸をしましたか、それとも全然呼吸をしませんでしたか。

12、……即ち嬰兒の母親と稱する人の身體を検査しましたか。検査されたとすれば、同人には最近子供を産んだと推定すべき節がありましたか。同人が子供を産んだ大體の事が云へますが。御意見に對する理由をお述べ下さう。

E

絞殺 (Hanging or Strangulation) 被疑事件に於て醫者の證人に對して爲さるべき質問、

1、……即ち……の最後の居住者の死體を検査しましたか。検査されたとすれば、其の時の模様は

如何でしたか。

2、何が死因と考へますか。御意見に對する理由をお述べ下さう。

3、死體に暴行に因る外傷を認めましたか。

4、死體の内臓検査の際に何等か不自然の症状を認めましたか。

5、死體を御覽に爲つた際には首の周りに綱若くは之に類する物がありましたか。

6、お認めに爲つた痕跡(痕跡が複數の場合は複數とする)は死亡前に出来たものか、死亡後に出来たものか判りますか。

7、被害者は如何なる種類の物で絞殺 (hanged or strangled) されたものと思へますか。

8、お認めに爲つた痕跡は現に貴方の面前にある綱其の他の物件(證第……號)で絞めて出来得るものですか。

9、此の綱は死體の重みに堪へ得ると思ひますか。

10、お説のやうな傷害を生ぜしめるには酷い暴行が必要と思はれますか。

F

死因調査の結果溺死の嫌疑を生ぜしめる事件に於て醫者の證人に對して爲さるべき質問、

1、……即ち……の最後の居住者の死體を検査しましたか。検査されたとすれば、其の時の模様は如何でしたか。

- 2、何が死因と考へますか。御意見に對する理由をお述べ下さい。
- 3、死體には暴行に因る外傷がありましたか。ありしとすれば、其の模様をお述べ下さい。
- 4、死體を詳細に検査してお認めに爲つた不自然の症状がありましたらそれをお述べ下さい。
- 5、被害者の頭髮に雑草や麥藁杯の異物が着いて居たり、被害者が夫等の物を掴んで居たり、氣管に夫等の物が吸込まれて居たり或は又死體のその他の箇所にも夫等の物が着いて居たりしませんでしたか。
- 6、胃には水が溜まつて居ましたか。

G

強姦事件に於て醫者の證人に對して爲さるべき質問、

- 1、……の身體検査をしましたか。検査されたとすれば、其の検査は強姦されたと稱せらる日より幾日後にされたのですか。其の時の模様をお述べ下さい。
- 2、陰門又は其の附近に暴行の痕跡を認めましたか。
- 3、夫等の傷は強姦行爲に依り出來得るものですか。
- 4、處女膜は裂けて居ましたか。
- 5、右婦人の身體検査の結果尙其の他に暴行の痕跡を認めましたか。
- 6、右婦人は春機發動期は過ぎて居ましたか。

- 7、右婦人の大體の年齢が云へますか。
- 8、右婦人は強い、健康な婦人と認めましたか、それとも弱くて強姦に際しては逆も抵抗杯の出來ない婦人と認めましたか。

- 9、被告人の身體検査をしましたか。
- 10、被告人の身體に何等かの暴行の痕跡を認めましたか。
- 11、被告人は性病に罹つて居ましたか。
- 12、右婦人が被告人と同種の性病又は其の他の性病に罹つて居ることを認めましたか。
- 13、右婦人の身體検査をされた時は、同人が性病に感染せりとすれば、其の症状の顯れるに充分なる期間が経過して居りましたか。
- 14、被告人は大體何日頃から右性病に罹つて居るのが判りますか。
- 15、右婦人は大體何日頃から右性病に罹つて居るのか判りますか。
- 16、先に貴方の許に送られ現在は裁判所にある此の汚染のある物件（證第……號）を検査しましたか。

- 17、検査の結果はどうですか。
- 18、強姦は行はれたと思ひますか、それとも、行はれなかつたと思ひますか。御意見に對する理由をお述べ下さい。

心神喪失の疑ある場合に於て醫者の證人に對して爲さるべき質問、

- 1、……を検査しましたか。
- 2、検査は、それが同人が一時本心に復せる中間期間の検査に墮することを回避する爲に、場合を異にして數回やつて見ましたか。
- 3、同人は自分のことは自分で出來ると考へますか。
- 4、同人は精神不健全者 (unsound mind) 即ち知的精神病者 (intellectually insane) と考へますか。
- 5、知的精神病者とすれば、其の精神上の疾患は精神全體の疾患と考へますか、それとも、精神の一部疾患と考へますか。
- 6、同人は宣誓の意義を理解し得ると考へますか。
- 7、同人は現在の状態で普通法裁判所に於て證言する能力を有すと考へますか。
- 8、同人は起訴に係る犯罪に於て辯解する能力を有すと考へますか。
- 9、同人は本件發生以前、其の友人仲間で如何なる取扱を受けて居たか (犯人「Imbecile」、低能「imbecile」其の他等かの精神上の缺陷者とされて居たか否か) を調べて見ましたか。
- 10、貴方の確め得られる範圍で、同人の従前の性質の一般的特徴はどんなでありましたか。
- 11、同人は是迄に心神喪失に陥つたことがある模様ですか。

- 12、同人は犯的妄想、に陥り易いですか。
- 13、陥り易いとすれば、其の犯的妄想の一般的性質はどんなものですか。犯的妄想は危険なものですか。危険のないものですか。犯的妄想はどうした場合に起るのですか。
- 14、左様な犯的妄想が起訴に係る犯罪を犯す原因と爲つたものと考へられますか。
- 15、同人の氣の狂つた原因が判りますか。御意見では其の原因は先天的のものですか、偶發的のものですか。
- 16、偶發的のものとするれば、それは突發したものと思はれますか、それとも、徐々に起つたものと思はれますか。
- 17、被告人の狂氣を遺傳的のものとするれば、何等かの理由がありますか。理由ありとの御意見ならば、其の理由及意見に關係ある總ての事項、例へば、被告人の親若くは親族に氣狂の居ること、被告人の心神喪失の發作を誘發した原因、被告人が最初に其の發作に襲はれた時の年齢及其の發作の類型に關する事項を列擧して下さい。
- 18、被告人の狂氣には伴ひの狂氣と疑ふべき節がありますか。左様な節があるとの御意見ならば其の理由をお述べ下さい。
- 19、被告人の狂氣は被告人の犯罪實行後に生じたもの若くは犯罪の實行に因り生じたものとする認めることが出來ますか。御意見をお述べ下さい。

20、本件犯罪を被告人に其の行爲の責を負はしめることを得る本心恢復中に犯されたものと認むべき何等かの理由がありますか。左様な理由があるならば、右の本心恢復期間の長さほどの位と思はれますか。それとま亦反對に、被告人の状態は被告人に法律上の責任を全的に免れしめるが如き状態であつたと思ひますか。

21、被告人は現在殺人狂若くは自殺犯の徴候を示して居ますか。又御存じの範圍で被告人は是迄に左様な徴候を示したことがありましたですか。

22、被告人の現在の状態からして被告人は之を精神病院に監禁することが絶対に必要と考へますか。

23、被告人が自己の生命若くは他人の財産に危害を及ぼすことを防止するには、絶えず適當に監督すれば、被告人は之を精神病院に監禁せずとも充分と考へますか。

I

墮胎（印度刑法第三百十二條第三百十六條）事件に於て醫者の證人に對して爲さるべき質問、

- 1、……の身體検査をしましたか。検査されたとすれば、其の時期及其の時の模様をお述べ下さい。
- 2、墮胎の事實があつたとお考へですか、なかつたとお考へですか。御意見に對する理由をお述べ下さい。

3、墮胎は如何なる方法で行はれたとお考へですか。腔から直接無理矢理に出して下さるか、外部から間接の力を加へて下さるか、それとも、墮胎薬を内服して下さるか。御意見に對する理由をお述べ下さい。

4、……と云ふ薬品を使用したと云ふことに爲つて居ますが、右薬品を内服した場合に生ずる症状及効果をお述べ下さい。右薬品を内服した場合に生ずるものとお考へですか。

5、本件墮胎の行はれたと云ふ當時右婦人が妊娠して居たか否か確言出来ますか。御意見に對する理由をお述べ下さい。

6、胎兒を見ましたか。御覽に爲つたとすれば、右婦人は妊娠何月に達して居たとお考へですか。

J

重傷 (Grievous Hurt) 事件に於て醫者の證人に對して爲さるべき質問、

- 1、……を検査しましたか。検査されたとすれば、其の時の模様をお述べ下さい。
- 2、お認めに爲つた暴行の痕跡を詳細にお話し下さい。
- 3、其の傷は如何なる方法で加へられたものとお考へですか。兇器に依り加へられたものとするば、其の兇器の種類は如何なるものとお考へですか。
- 4、其の傷は只今貴方に示した兇器（證第……號）に依り付け得べきものとお考へですか。
- 5、傷の方向はどうでしたか。被害者を基準として其の傷を加へる當時の加害者の位置を推測出来

ますか。

6、左様な傷を自分で自分の身體に付けることが出来ますか。

7、右の傷は印度刑法第三百二十條に列擧され居る重傷に該當するとお考へですか。該當すると云ふ御意見ならば其の何れに該當しますか。御意見に對する理由をお述べ下さるか。

8、被害者は現在生命の危険はないとお考へですか。

9、傷は……に依つて加へられたと云ふことですが、右の傷は左様な方法で加へ得べきものですか。

10、只今貴方に示した（兇器、衣類其の他の物の上にある）汚染（證第……號）を化學的方法又は其の他の方法で検査しましたか。

11、右汚染は血痕とお考へですか。

司法資料の第二六號
（七）
情況證據の原理

正

誤

表

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|----------------------------|-----------------------|--------|------------------|-------------|--------|-----------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|
| 頁 | 二一 | 二九 | 二八 | 二六 | 二五 | 二二 | 一九 | 一八 | 一七 | 一四 | 一三 | 一二 | 九 | 二 |
| 行 | 二 | 八 | 六 | 五 | 四 | 一 | 七 | 九 | 三 | 〇 | 〇 | 五 | 九 | 七 |
| 誤 | ウイ ル | 前 警 視 總 監 故 | 單 純 指 紋 法 | 本 當 | 2 で す る | 確 率 性 | 訊 問 | 科 學 的 機 械 | と し て | 分 縁 に も | 悪 く 之 を | 認 む べ き | 得 る に | 用 語 性 を |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|----------------------------|-----------------------|--------|------------------|-------------|--------|-----------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|
| 頁 | 三二 | 四七 | 四六 | 四二 | 四〇 | 三九 | 三七 | 三四 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三二 | 三 |
| 行 | 一〇 | 一三 | 一三 | 一五 | 一一 | 一〇 | 二 | 五 | 一六 | 一五 | 一三 | 一三 | 一〇 | 三 |
| 正 | ウ イ ル ス | 前 警 視 總 監 故 | 一 部 指 紋 法 | 本 書 | 上 下 す る | 確 實 性 | 設 問 | 科 學 的 機 械 | を し て | 外 縁 に も | 悉 く 之 を | 悲 む べ き | 得 る に | 用 語 法 を |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|--------|---------|-------------|-------------|-----------------------------|----|-----|---------|---------|---------|---------|----|
| 頁 | 三二 | 四七 | 四六 | 四二 | 四〇 | 三九 | 三七 | 三四 | 三三 | 三三 | 三三 | 三二 | 三 |
| 行 | 一〇 | 一三 | 一三 | 一五 | 一一 | 一〇 | 二 | 五 | 一六 | 一五 | 一三 | 一三 | 三 |
| 誤 | 幸 で あ る | 性 間 | Preuves | 43Geo. III. | (本書、四二四頁參照) | (本書、成法上の推定に關する一五七頁乃至一六七頁參照) | 右法 | 正義も | Preuves | Preuves | Preuves | traduit | 索聯 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|--------|---------|-------------|---------------|-----------------------------|----|------|---------|---------|---------|---------|----|
| 頁 | 三二 | 四七 | 四六 | 四二 | 四〇 | 三九 | 三七 | 三四 | 三三 | 三三 | 三三 | 三二 | 三 |
| 行 | 一〇 | 一三 | 一三 | 一五 | 一一 | 一〇 | 二 | 五 | 一六 | 一五 | 一三 | 一三 | 三 |
| 正 | 至 當 で あ る | 性 向 | Preuves | 43Geo. III. | (本書下卷、一九三頁參照) | (本書、成法上の推定に關する一八四頁乃至一九七頁參照) | 古法 | 正義上も | Preuves | Preuves | Preuves | traduit | 索聯 |

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|----|----|---------------------|-----------------------|
| 四九 | 一一 | 至四〇〇頁に載録してある | 乃至一六六頁に載録してある |
| 五一 | 一七 | やう互に陪審の | やうに互に陪審に對するものである |
| 五四 | 一六 | ものであると | 要因ではない |
| 五五 | 一三 | 要目ではない | 誠に強力 |
| 五五 | 二 | 殊に強力 | 他面に於ては絶對的に |
| 五五 | 六 | 他面に於ては…… | 〔……、本書下卷二二九頁乃至二三九頁參照〕 |
| 五六 | 一一 | 〔……、本書四五二頁乃至四六〇頁參照〕 | 〔……、本書三三四頁參照〕 |
| 五六 | 九 | Monlon, 詳論參照 | Monlon, 詳論參照 |
| 五七 | 四 | 事物關係と | 事物關係を |
| 五八 | 三 | 前非、 | 前兆、 |
| 五八 | 五 | 〔……、本書三七頁參照〕 | 〔……、本書四四頁參照〕 |
| 五九 | 一 | 〔……、本書二八頁參照〕 | 〔……、本書三四頁參照〕 |
| 六一 | 七 | 爲シタル事實 | 有シタル事實 |
| 六一 | 一 | 調査ヲ爲シ | 調査ヲ爲シ |
| 六三 | 一五 | 其ノ言渡ニ於テ | 其ノ前後ニ於テ |
| 六四 | 一三 | 牽連 | 裏付 |
| 六四 | 一九 | 牽連 | 裏付 |
| 六四 | 二 | 哲理 | 推理 |
| 六六 | 二 | 云ヒタル時ハ | 云ヒタリト語りタル時ハ |
| 六七 | 一 | 合理的根存スル | 合理的根據存スル |
| 六七 | 二 | 同者ノ勸誘ヲ爲シ | 同志の勸誘ヲ爲シ |
| 六七 | 四 | 爲シタル者ヲ通ラス | 爲シタル者ヲ知ラス |
| 六八 | 二 | 權利若クハ慣習カ創 | 權利若クハ慣習カ創 |
| 六八 | 五 | 説 | 設 |
| 六八 | 六 | 被告人ノ前ニ爲シタル行爲 | 被告人ノ前ニ犯シタル罪 |
| 六八 | 八 | 當該被告人ノ前科 | 被告人ノ當該前科 |
| 六九 | 二 | 目的ヲ爲シ | 目的ヲ有シ |
| 七〇 | 一 | 甲ノ爲言明 | 甲ノ右言明 |
| 七〇 | 一 | 爲サシムルコトナリ | 爲サシムルコトナク |
| 七〇 | 一 | 負傷以前 | 負傷以外 |
| 七〇 | 一 | 精神的行爲の特意 | 精神的行爲の特徴 |
| 七〇 | 一 | 精神的行爲の特意は對して亦 | 精神的行爲の特徴は對しても亦 |
| 七〇 | 一 | 誘因と容り易い | 誘因と爲り易い |

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|----|----|---------------------------------|-----------------------------------|
| 七五 | 三 | 自己の行爲を支配する | 自己の行爲を支配する |
| 七六 | 一七 | 犯罪の起る場合 | 犯罪の起る場合 |
| 七七 | 八 | 薄弱な事件を | 又時には被害者 |
| 七七 | 二 | 又時は被害者 | 既に説明したところ |
| 七九 | 〃 | 既に説明したところ | 〔……、本書一六〇頁乃至一六七頁參照〕 |
| 八〇 | 四 | 他人より損害を | 他人より損害を |
| 八一 | 一五 | 拒否すべからざる | 拒否すべからざる |
| 八一 | 八 | 殺人犯であつた | 殺人狂であつた |
| 八一 | 二 | 犯罪の動機なくと | 犯罪の動機なりと |
| 八一 | 一三 | 積極的證據に係り | 積極的證據に依り |
| 八一 | 一八 | 〔……、此事件は本書四〇六頁乃至四一四頁に詳細に記載してある〕 | 〔……、此事件は本書下卷一七三頁乃至一八二頁に詳細に記載してある〕 |
| 八四 | 一四 | 事物通常の過程 | 事物通常の過程 |
| 八四 | 一五 | 頭蓋を殴打する | 頭蓋を殴打する |
| 八四 | 二一 | 殴打することか、 | 殴打することか、 |
| 八五 | 一 | 結果ではないが | 結果ではない |
| 八五 | 二〇 | 死者被害者 | 死亡被害者 |
| 八五 | 四 | 官長殺、 | 管長殺、 |
| 八六 | 八 | クロムウエルに曰く | クロムウエル曰く |
| 八六 | 九 | 輕微な犯罪 | 輕微な犯罪 |
| 八七 | 一 | 些細な事 | 些細な事 |
| 八七 | 四 | ベークンが左に | ベークンが上に |
| 八七 | 五 | 如何に輕微なる | 如何に輕微なる |
| 八七 | 七 | ブラット裁判所 | ブラット裁判所 |
| 八七 | 七 | 證言する者漫然と | 證言する者は漫然と |
| 八七 | 七 | 後行に爲も | 後行々爲も |
| 八七 | 八 | 〔……、本書三八六頁乃至三八八頁〕 | 〔……、本書下卷一四九頁乃至一五二頁〕 |
| 八七 | 二 | 〔……、本書一三七頁乃至一三八頁〕 | 〔……、本書一六一頁乃至一六二頁〕 |
| 八七 | 一 | 〔……、本書三九二頁參照及……、本書八二頁〕 | 〔……、本書下卷一五七頁參照及……、本書九七頁〕 |
| 八七 | 一 | 〔……、本書四〇六頁……〕 | 〔……、本書下卷一七三頁……〕 |
| 八七 | 六 | 一週間告知して、 | 一週間告知して、 |
| 八七 | 六 | 證明シタル場合、 | 證明セラレタル場合 |

| 頁 | 行 | 誤 | 正 | 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|------------------------------|--------------------|-----|----|---|---|
| 一六四 | 五 | 殊に珍らしい | 誠に珍らしい | 一七三 | 四 | v. Donnell, 本書三九〇頁。 Rex v. Palmer, Gurney's S. H. Rep. 及本書四〇六頁 | Donnell, 本書下卷一五四頁。 Rex v. Palmer, Gurney's S. H. Rep. 及本書下卷一七三頁 |
| 一六六 | 四 | 同日限の | 同日附の | 一七三 | 四 | [...] Rex v. Cook, [...] 本書三五五頁。 Reg. v. Good, [...] Reg. v. Schneider, [...] 本書三五五頁。 Rex v. Grippen, 本書四六七頁乃至四七九頁] | [...] Rex v. Cook, [...] 本書下卷一一一頁乃至一二二頁。 Reg. v. Good, [...] Reg. v. Schneider, [...] 本書下卷一一二頁。 Rex v. Grippen, 本書下卷二四八頁乃至二六四頁] |
| 一六八 | 一三 | アルタム卿 | アルタム卿 | 一七五 | 一六 | [...] 及 Rex v. Donnell, 本書三九六頁 | [...] 及 Rex v. Donnell, 本書下卷一六一頁 |
| 一七〇 | 七 | 乃至四〇〇頁、... | 乃乃至一六六頁、... | 一七六 | 一〇 | 被告人と一諸に | 被告人と一諸に |
| 一七一 | 九 | 洗滌したので | 洗滌したので | | 一一 | 被告人と一諸に | 被告人と一諸に |
| 一七二 | 二五 | 證據湮滅 | 證據湮滅 | | | | |
| 一七三 | 二五 | (Rex v. Donnell, 本書三九六頁。 Rex | (Rex v. Donnell, 本 | | | | |

| 頁 | 行 | 誤 | 正 | 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|---------------|---------------|-----|----|-------------|--------------|
| 一七六 | 一四 | フリーマンと一諸に | フリーマンと一緒に | 二〇〇 | 一三 | 缺水路で | 缺水外總て |
| 一七八 | 一五 | ピストルの置いてあ | ピストルが置いてあつ | 二〇二 | 四 | 「...、本書一八五頁 | 「...、本書二一七頁乃 |
| 一七九 | 一三 | 復活するに付て | 復活するに付て | 二〇四 | 一六 | 右骨折は | 右骨折は |
| 一八〇 | 九 | 「...、本書三〇五頁 | 「...、本書下卷五二頁 | 二〇五 | 一三 | 豫審の決定する | 陪審の決定する |
| 一八五 | 一一 | 「...と對照すべきである | 「...と對照すべきである | 二〇六 | 一四 | カッサマ人で | カッサマ人で |
| 一八七 | 一二 | と云ふには | と云ふことは | 二〇七 | 一五 | 會議に行つた後 | 會議に行つた後 |
| 一八八 | 七 | と云ふには | と云ふことは | 二〇八 | 一〇 | 結論の正確 | 結論の正確性 |
| 一八九 | 一六 | 欠欠し居るや | 欠欠し居るや | 二〇九 | 八 | コッテンハム卿 | コッテンハム卿 |
| 一九一 | 二 | 被告の抱ける | 被告の抱ける | | | | |
| 一九三 | 六 | 供しなくなつた | 供されなくなつた | | | | |
| 一九四 | 一〇 | 被告に對し、 | 被告に對し、 | | | | |
| 一九七 | 九 | 前婚の無効と | 前婚の無効を | | | | |
| 一九八 | 二 | (本書三八頁參照) | (本書四五頁參照) | | | | |
| 二〇〇 | 一三 | 定備しなれば、 | 完備しなれば、 | | | | |
| | 三 | 其の人として | 其の人をして | | | | |

| 頁 | 行 | 誤 | 正 | 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|---------------------------------|-----------------------------------|-----|----|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 二二〇 | 四 | 「分析は、至らしめる一日を數日置きに數日……、本書四六〇頁」 | 「分析師は、至らしめる一因を數日置きに數回……、本書下卷二二九頁」 | 二二二 | 八 | 寢て居て 寢床で 座に出る迄 被告人に二階に寢る | 寢て居て 寢床で 庭に出る迄 被告人は二階に寢る |
| 二二〇 | 二 | 「……、本書四六〇頁」 | 「……、本書下卷二二九頁」 | 二二二 | 一六 | 被告人に二階に寢る | 被告人は二階に寢る |
| 二二〇 | 一三 | 「……、本書四六〇頁」 | 「……、本書下卷二二九頁」 | 二二二 | 一 | 一部の | 部分的の |
| 二二〇 | 二 | 「分析師は、至らしめる一日を數日置きに數日……、本書四六〇頁」 | 「分析師は、至らしめる一因を數日置きに數回……、本書下卷二二九頁」 | 二二二 | 一 | 育従することなく、 | 盲従することなく、 |
| 二二〇 | 二 | 「分析師は、至らしめる一日を數日置きに數日……、本書四六〇頁」 | 「分析師は、至らしめる一因を數日置きに數回……、本書下卷二二九頁」 | 二二二 | 一 | 「罪證」の語に付ては | 「罪證」の語に付ては本 |
| 二二〇 | 二 | 「分析師は、至らしめる一日を數日置きに數日……、本書四六〇頁」 | 「分析師は、至らしめる一因を數日置きに數回……、本書下卷二二九頁」 | 二二二 | 一 | 本書三三七頁参照。 | 書下卷八九頁参照。 |
| 二二〇 | 二 | 「分析師は、至らしめる一日を數日置きに數日……、本書四六〇頁」 | 「分析師は、至らしめる一因を數日置きに數回……、本書下卷二二九頁」 | 二二二 | 一 | 死因に關する説 | 死因に關する説 |
| 二二〇 | 一六 | 寢て居た。 | 寢て居た。 | 二二二 | 四 | 因り | 固り |
| 二二〇 | 一六 | 寢室には | 寢室には | 二二二 | 四 | 起された | 起訴された |
| 二二〇 | 一六 | 持に燵とソファ | 特に燵とソファ | 二二二 | 四 | 甚だ多い。 | 甚だ多い。 |
| 二二〇 | 一六 | が漏れて | が濡れて | 二二二 | 四 | 無用のことと思はれる | 無用のことと思はれる |
| 二二〇 | 一六 | 寢間衣を | 寢間衣を | 二二二 | 四 | 閃光に依り | 閃光に依り |
| 二二〇 | 一六 | 繩に残つて | 繩に残つて | 二二二 | 四 | 實見して見たところ | 實見して見たところ |
| 二二〇 | 一六 | 寢室の夜具 | 寢室の夜具 | 二二二 | 四 | ……」 | ……」 |
| 二二〇 | 一六 | 寢て居た | 寢て居た | 二二二 | 四 | ……」 | ……」 |
| 二二〇 | 一六 | 視ける業であつた | 視ける程であつた | 二二二 | 四 | ……」 | ……」 |
| 二二〇 | 一六 | 證言に依れば外部傷害 | 外部傷害の | 二二二 | 四 | ……」 | ……」 |
| 二二〇 | 一六 | 害の | 害の | 二二二 | 四 | ……」 | ……」 |
| 二二〇 | 一六 | 其の生職を | 其の生命を | 二二二 | 四 | ……」 | ……」 |
| 二二〇 | 一六 | 全言し、 | 公言し、 | 二二二 | 四 | ……」 | ……」 |

| 頁 | 行 | 誤 | 正 | 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|-----------------|------------------|-----|---|----------------------|-----------------------|
| 二二九 | 一四 | 鐵砲の閃光が | 鐵砲の閃光が | 二四九 | 二 | Another アルフレット・フト | Another アルフレット・ストラ |
| 二二九 | 一四 | 餘程の不注意者 | 餘程の不注意者 | 二四九 | 三 | ラットン | ラットン |
| 二二九 | 一四 | 兼ねるやうなものあり、 | 兼ねるやうなものあり、 | 二四九 | 三 | 擴大寫眞に | 擴大寫眞は |
| 二二九 | 一四 | 大きな黒字 | 大きな黒字 | 二四九 | 三 | 逮捕された | 逮捕されて |
| 二二九 | 一四 | 赤不在證明 | 赤不在證明 | 二四九 | 三 | 一致する同數 | 一致する同數 |
| 二二九 | 一四 | 赤無罪と爲つた。 | 亦無罪と爲つた。 | 二四九 | 三 | 確定したる | 確定し得る |
| 二二九 | 一四 | 原告の良體には | 原告の身體には | 二四九 | 三 | 命がられたる | 命ぜられたる |
| 二二九 | 一四 | 財産を窺竊せんと | 財産を窺竊せんと | 二四九 | 三 | 指紋の存する | 指印の存する |
| 二二九 | 一四 | 駐在したることある | 駐在したることある | 二四九 | 三 | 指紋以前の | 指紋以外の |
| 二二九 | 一四 | Stonery-General | Attorney-General | 二四九 | 三 | 氏の證人は | 此の證人は |
| 二二九 | 一四 | 因り不能であるが、 | 固り不能であるが、 | 二四九 | 三 | 反抗訊問が | 反對訊問が |
| 二二九 | 一四 | ……、本書四四四頁 | ……、本書下卷二一八 | 二四九 | 三 | 氏の證人は | 此の證人は |
| 二二九 | 一四 | 乃至四四七頁参照 | 頁乃至二二二頁参照 | 二四九 | 三 | 氏の證人に | 此の證人に |
| 二二九 | 一四 | サー・エドワード | サー・エドワード・ヘ | 二四九 | 三 | ……、本書一七九頁 | ……、本書二二〇頁參 |
| 二二九 | 一四 | ド・ヘンリー | ンリー | 二四九 | 三 | 参照 | 照 |
| 二二九 | 一四 | 「法と題する | 「と題する | 二四九 | 三 | 裁判さるべき事件と | 裁判さるべき事件と |
| 二二九 | 一四 | 其の表面は | 其の表面には | 二四九 | 三 | 指紋の専門家 | 指紋の専門家 |
| 二二九 | 一四 | 排別状態 | 排別状態 | 二四九 | 三 | 大陸の専門家 | 大陸の専門家 |
| 二二九 | 一四 | あると事實 | あると云ふ事實 | 二四九 | 三 | ……」 | ……」 |

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|------------|--------------|
| 二五八 | 一五 | 指紋蒐集の圖を | 指紋蒐集の因を |
| 二六〇 | 四 | 交又點に依り | 分又點に依り |
| 〃 | 五 | 稱するものと | 稱するものを |
| 〃 | 二 | 腹合紋 | 複合紋 |
| 〃 | 一三 | に從ひ、 | に從ひ、 |
| 二六二 | 七 | 其の他罪件 | 其の他罪體 |
| 〃 | 二 | アレンと稱する異人 | アレンと稱する黒人が |
| 〃 | 一三 | 巡回裁判に | 巡回裁判に |
| 二六三 | 六 | 被告の住居 | 被告人の住居 |
| 〃 | 一 | 心神耗弱者 | 心神耗弱者 |
| 二六四 | 四 | ウエルスポーレに | ウエルスポーンに |
| 二六五 | 六 | 非常に奇麗な | 非常に綺麗な |
| 〃 | 九 | 包は褪せて | 色は褪せて |
| 二六九 | 九 | ウアウイツク | ウオアウイツク |
| 〃 | 一 | 當死體に | 尙死體に |
| 二七〇 | 八 | 死體なりや否やを | 死體なりや否やと |
| 〃 | 一四 | 二十四日發生した | 二十四日に發生した |
| 〃 | 九 | 封印を | 封印と |
| 〃 | 一四 | (……、本書二五九頁 | (……、本書三〇八頁乃 |
| 〃 | 九 | 乃至二六二頁参照) | 至三一二頁参照) |
| 〃 | 一三 | 告發された件の | 告發された。件の |
| 〃 | 一 | 理性の要請 | 理性の要請 |
| 〃 | 二 | 排別状態に於て、 | 排別状態に於て、 |
| 〃 | 一 | 犯罪現場 | 犯罪現場の |
| 〃 | 一六 | 「バック・ホース」 | 「バック・ホース」 |
| 〃 | 五 | 被告人に懸かつた | 被告人に懸かつた。 |
| 〃 | 六 | 所に抜けて居る | 所々抜けて居る |
| 〃 | 二 | 靴と足跡の上に | 靴を足跡の上に |
| 〃 | 一 | 取られないので、 | 取られないで、 |
| 〃 | 一六 | (……、本書三百一頁 | (……、本書下卷四八頁 |
| 〃 | 一 | 乃至三〇六頁参照、 | 乃至五三三頁参照、……、 |
| 〃 | 一 | ……、本書三〇〇頁 | 本書下卷四六頁乃至四 |
| 〃 | 一 | 及三〇一頁参照) | 八頁参照) |
| 〃 | 一 | 「と繰返し」 | 「と繰返し」 |
| 〃 | 一 | 以外に辯解も | 以外には何等の辯解も |
| 〃 | 一 | メーエンクの文は | メーエンクの父は |
| 〃 | 一 | (本書三五二頁乃至 | (本書下卷一〇八頁乃 |
| 〃 | 一 | 三五六頁参照) | 至一一三頁参照) |
| 〃 | 一 | 品性及柄に付て | 品質及柄に付て |
| 〃 | 一 | 嬰兒殺人事件 | 嬰兒殺事件 |
| 〃 | 一 | (……、及本書一〇七 | (……、及本書一二五頁 |

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---------------------|------------------------|
| 二八五 | 七 | 件(男の面)に付いて | 乃至二二六頁参照) |
| 二八八 | 八 | 民法學者 | 羅馬法學者 |
| 二八九 | 一 | 右文書なる場合 | 古文書なる場合 |
| 〃 | 九 | デンマン卿 | デンマン卿 |
| 〃 | 一 | 右文書の場合 | 古文書の場合 |
| 二九一 | 四 | 最高裁判所 | 高等裁判所 |
| 二九三 | 一 | 方法が賢明なる | 方法が賢明なる |
| 二九四 | 一 | コールクツヂ判事 | コールリツヂ判事 |
| 〃 | 一 | Rajamani | Rajamani |
| 二九五 | 二 | 盜品の近頃占有 | 盜品の近時占有 |
| 二九七 | 四 | 單なる鑑定に | 單なる鑑定は |
| 〃 | 一 | 特名權設定證書 | 抵當權設定證書 |
| 二九八 | 三 | ゲービーに於て | ゲービーに於て |
| 〃 | 一 | 立會證人としこの | 立會證人としての |
| 二九九 | 一 | 部分玆に最初の | 部分玆に最初の |
| 〃 | 一 | (本書四四七頁及四 | (本書下卷二二二頁乃 |
| 〃 | 一 | 四八頁参照) | 至二二三頁参照) |
| 〃 | 一 | 否曲誤現して | 歪曲誤現して |
| 三〇一 | 一 | 傾け判決 | 傾けた判決 |
| 三〇二 | 一 | 一揃の文書中に、 | 一揃の文書中、 |
| 三〇三 | 一 | 〔……、Howe v. Ba- | 〔……、Howe v. Buck- |
| 〃 | 一 | ckhard, 本書四四七 | hard, 本書下卷二二 |
| 〃 | 一 | 頁及四四八頁 Cre- | 一頁乃至二三三頁 |
| 〃 | 一 | swell v. Jackson, 本 | (Cresswell v. Jackson, |
| 〃 | 一 | 書二五二頁……〕 | 本書二九八頁乃至二九 |
| 〃 | 一 | Storney | 九頁……〕 |
| 〃 | 一 | 〔Reg. v. Humphre- | 〔Reg. v. Humphreys… |
| 〃 | 一 | ys……、本書二五九 | ……、本書三〇八頁乃至 |
| 〃 | 一 | 頁乃至二六二頁参照 | 三一二頁参照……〕 |
| 〃 | 一 | (……、本書一四〇頁 | (……、本書一六四頁參 |
| 〃 | 一 | 参照) | 照) |
| 〃 | 一 | 商法研究學 | 書法研究學 |
| 〃 | 一 | 此の裁判所は | 此の裁判所は |
| 〃 | 一 | (……、本書四四七頁 | (……、本書下卷二二二 |
| 〃 | 一 | 及四四八頁) | 頁乃至二二三頁) |
| 〃 | 一 | 一致せざる事實を | 一致せざる事實を |
| 〃 | 一 | エヂンバラ | エヂンバラ |
| 〃 | 一 | チャールス一世 | チャールス一世 |
| 〃 | 一 | 本特許は | 本特許は |

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---------------------|---------------------|
| 三〇九 | 三 | ハミルトン侯爵の保官に | ハミルトン侯爵の保管に |
| 三一〇 | 二 | 地圖出版せる | 地圖を出版せる |
| 三一〇 | 二 | 千七百七年 | 千七百七年 |
| 三一〇 | 二 | インキに | 古代インキに |
| 三一〇 | 二 | 必強の要素 | 必須の要素 |
| 三一〇 | 二 | 時間の長きを | 時間の長きを |
| 三一〇 | 二 | (Rex v. Thornton, 本 | (Rex v. Thornton, 本 |
| 三一〇 | 二 | 書三〇一頁乃至三〇六頁参照) | 書下卷四八頁乃至五三頁参照) |
| 三一〇 | 二 | (……)本書四〇六頁 | (……)本書下卷一七三 |
| 三一〇 | 二 | 乃至四一四頁及 | 頁乃至一八二頁及 |
| 三一〇 | 二 | 本書三七六頁乃至三八二頁参照) | 本書下卷一三七頁乃至一四六頁参照) |
| 三一〇 | 二 | Clerkin Reg. | Clerkin Reg. |

| 號數 | 年月 | 司法資料表題 |
|------|-------|--|
| 第一號 | 大正二〇 | 定型ナル犯罪ノ調査(賭博編) |
| 第二號 | 〇一 | 第二回國際少年保護會議議事録 |
| 第三號 | 〇一 | 國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録 |
| 第四號 | 〇二 | 米國ノ家庭裁判所 |
| 第五號 | 〇三 | 獨逸ニ於ケル検事局及司法警察 |
| 第六號 | 〇四 | 米國ニ於ケル少年裁判所ト社會 |
| 第七號 | 〇五 | 第二回國際少年保護會議提出報告書第一集 |
| 第八號 | 〇六 | 英國及ラエリスノ警察 |
| 第九號 | 〇七 | 復讐ニ關スル佛國法令 |
| 第一〇號 | 〇八 | 獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程 |
| 第一一號 | 〇九 | 佛國戰時家賃法伊國小作契約法 |
| 第一二號 | 一〇 | 英國ノ判事及ますた論 |
| 第一三號 | 一一 | 英佛ノ辯護士法制 |
| 第一四號 | 一二 | 獨逸ノ辯護士法制 |
| 第一五號 | 一三 | 獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告 |
| 第一六號 | 一四 | 辯護士倫理 |
| 第一七號 | 一五 | 獨逸國調停法草案及同理由書 |
| 第一八號 | 一六 | 英國監獄制度 |
| 第一九號 | 一七 | 獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文 |
| 第一九號 | 大正三、四 | 獨逸國少年裁判所法草案及同理由書 |
| 第二〇號 | 〇三、五 | 市加古少年裁判所ノ研究 |
| 第二一號 | 〇三、五 | 勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案 |
| 第二二號 | 〇三、六 | 獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況 |
| 第二三號 | 〇三、六 | 戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観 |
| 第二四號 | 〇三、七 | 獨逸國經營協議會法及關係法令集 |
| 第二五號 | 〇三、七 | 獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観 |
| 第二六號 | 〇三、八 | 獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況 |
| 第二七號 | 〇三、八 | 短期自由刑論 |
| 第二八號 | 〇三、九 | 西班牙國假釋放ニ關スル法令集 |
| 第二九號 | 〇三、九 | 獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制 |
| 第三〇號 | 〇三、一〇 | 獨逸國勞働裁判所法草案及理由書 |
| 第三一號 | 〇三、一〇 | 獨逸國少年裁判所法 |
| 第三二號 | 〇三、一〇 | 司法制度改良論 |
| 第三三號 | 〇三、一〇 | 獨逸新經濟法 |
| 第三四號 | 〇三、一〇 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部) |

| | | | |
|------------|---|------------|---|
| 第三五號 大正三、三 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 改約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之 部) | 第四九號 大正三、七 | 米國ノ刑罰制度 |
| 第三六號 〃 三、一 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 改約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諾威 之部) | 第五〇號 〃 三、八 | 獨逸國民訴訟改正律令 |
| 第三七號 〃 三、一 | 英國ニ於ケル略式刑事手續及寸こつ とらんとニ於ケル刑事手續 | 第五一號 〃 三、八 | 英國裁判所構成論(三、下級裁判所 ノ部 其一、治安裁判所) |
| 第三八號 〃 三、二 | 佛國借家借地法 | 第五二號 〃 三、九 | 英國裁判所構成論(四、下級裁判所 ノ部 其二、州裁判所及検屍官裁判 所ノ組織) |
| 第三九號 〃 三、二 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 改約ニ關スル立法例(英國、加奈陀 之部) | 第五三號 〃 三、九 | 英國裁判所構成論(五、中央審トシ テノ英國高等法院ノ組織及權限) |
| 第四〇號 〃 三、三 | 佛國監獄制度及同職員令 | 第五四號 〃 三、〇 | 佛國商事裁判制度 |
| 第四一號 〃 三、三 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 改約ニ關スル立法例(南亞之部) | 第五五號 〃 三、〇 | 獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑 事手續ニ關スル法令 |
| 第四二號 〃 三、四 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 改約ニ關スル立法例(澳洲之部) | 第五六號 〃 三、二 | 英國裁判所構成論(六、地方審トシ テノ英國高等法院及其他ノ上級裁判 所ノ組織) |
| 第四三號 〃 三、四 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 改約ニ關スル立法例(米國之部) | 第五七號 〃 三、二 | 獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛 國勞務法正文 |
| 第四四號 〃 三、五 | 英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴 制度 | 第五八號 〃 三、二 | 米國少年裁判法 |
| 第四五號 〃 三、五 | 英國裁判所構成論(一、英國裁判官 ノ地位(附)南法行政機關) | 第五九號 〃 三、三 | 英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケ ル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲 裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ 關係) |
| 第四六號 〃 三、六 | 英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケ ル起訴官廳及辯護士ノ地位) | 第六〇號 〃 三、一 | 不定期刑言渡ノ制度 |
| 第四七號 〃 三、六 | 瑞西辯護士法 | 第六一號 〃 三、一 | 改善不能性犯人ノ處遇 |
| 第四八號 〃 三、七 | 露西亞事情 | 第六二號 〃 三、二 | 英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於 ケル訴訟記録 |

| | | | |
|------------|---|------------|---|
| 第六四號 大正四、三 | 獨逸國後見制度(前編) | 第八〇號 大正四、三 | 刑罰ニ關スル制度(其二) |
| 第六五號 〃 四、三 | 獨逸國後見制度(後編) | 第八一號 〃 四、一 | 北米合衆國ノ刑事裁判(其一) |
| 第六六號 〃 四、四 | 刑ノ執行猶豫制度 | 第八二號 〃 四、二 | 北米合衆國裁判制度(二、カリホル ニヤ州ノ裁判制度) |
| 第六七號 〃 四、四 | 假釋放 | 第八三號 〃 四、三 | 北米合衆國ノ刑事裁判(其二) |
| 第六八號 〃 四、五 | 國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行 刑上ノ累進制度、宣誓セサル體人ノ 處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議 議事録 | 第八四號 〃 四、四 | 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書 (各論) |
| 第六九號 〃 四、五 | 諸國ノ刑法草案 | 第八五號 〃 四、五 | 陪審制度視察報告書集(附)がるそ 人教授述陪審制度論 |
| 第七〇號 〃 四、六 | 英國司法警察論 | 第八六號 〃 四、五 | 刑罰に關する制度(其三) |
| 第七一號 〃 四、六 | 英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑 法上ノ處遇 | 第八七號 〃 四、六 | 正義と貧民(其一) |
| 第七二號 〃 四、七 | 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所 ノ實務(第一篇) | 第八八號 〃 四、七 | 正義と貧民(其二) |
| 第七三號 〃 四、七 | 英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關 スル省取調委員會報告書(附)金山 檢事宇野判事視察報告書 | 第八九號 〃 四、七 | 刑罰に關する制度(其四) |
| 第七四號 〃 四、八 | 漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所 | 第九〇號 〃 四、八 | 刑罰に關する制度(其五) |
| 第七五號 〃 四、八 | 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所 ノ實務(第二篇) | 第九一號 〃 四、九 | 英國に於ける警察裁判所 |
| 第七六號 〃 四、九 | 獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢 事鈴木判事視察報告書 | 第九二號 〃 四、九 | 司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所 ノ實務(第三篇) |
| 第七七號 〃 四、九 | 刑罰ニ關スル制度(其一) | 第九三號 〃 四、九 | 刑罰に關する制度(其六)完 |
| 第七八號 〃 四、〇 | 佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政 治、行政及び司法制度の概観) | 第九四號 〃 四、〇 | 英國陪審の組織資格選定召集等ニ關 する省取調委員會報告書 第二卷 (其一) |
| 第七九號 〃 四、一 | 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書 (總則篇) | 九五號 〃 四、〇 | 諸外國に於ける辯護士制度概観 |
| | | 九六號 〃 四、一 | 歐羅巴諸國に於ける上訴制度 |
| | | 九七號 〃 四、一 | 佛國裁判制度 第一(治安裁判所の 組織及權限) |

| | | | |
|-------------|-------------------------------------|--------------|---|
| 第九八號 大正二、三 | 佛國裁判制度、地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限 | 第一一五號 昭和三、八 | チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(總則篇) |
| 第九九號 〃 二、三 | 國際行刑會議報告書集(一) | 第一一六號 〃 三、九 | 米國の勞働法制(上) |
| 第一〇〇號 昭和三、一 | 國際行刑會議報告書集(二) | 第一一七號 〃 三、九 | 米國の勞働法制(下) |
| 第一〇一號 〃 三、一 | 公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一) | 第一一八號 〃 三、一〇 | 刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案) |
| 第一〇二號 〃 三、二 | 公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二) | 第一一九號 〃 三、一〇 | チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(各論篇) |
| 第一〇三號 〃 三、二 | 英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一) | 第一二〇號 〃 三、二 | 佛國陪審に於ける發問の方式とその判例 |
| 第一〇四號 〃 三、三 | 司法ニ關スル法制 | 第一二一號 〃 三、二 | 賭博に關する調査 |
| 第一〇五號 〃 三、三 | 司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇) | 第一二二號 〃 三、三 | 佛國の檢察制度 |
| 第一〇六號 〃 三、四 | 司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完 | 第一二三號 〃 三、三 | フレデリック・バイウオータリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二) |
| 第一〇七號 〃 三、四 | 保安處分 | 第一二四號 〃 三、一 | 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇) |
| 第一〇八號 〃 三、五 | 陪審裁判所に於ける發問(總則篇) | 第一二五號 〃 三、二 | 大逆罪に關する比較法制資料 |
| 第一〇九號 〃 三、五 | 陪審裁判所に於ける發問(各論篇) | 第一二六號 〃 三、三 | 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇) |
| 第一一〇號 〃 三、六 | ケート・ウエプスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一) | 第一二七號 〃 三、四 | 刑法改正に關する比較法制資料(前篇) |
| 第一一一號 〃 三、六 | 單獨判官と司法官制 | 第一二八號 〃 三、五 | 刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇) |
| 第一一二號 〃 三、七 | 國際行刑會議報告書集(三) | 第一二九號 〃 三、六 | 佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令 |
| 第一一三號 〃 三、七 | 國際行刑會議報告書集(四) | 第一三〇號 〃 三、七 | 米國裁判所の組織及び訴訟手續 |
| 第一一四號 〃 三、八 | 佛國刑事裁判所の組織及び司法警察 | | |

| | | | |
|--------------|-----------------------------------|--------------|------------------------------|
| 第一三一號 昭和三、九 | ソワイエツト露西亞の法制(前篇) | 第一五一號 〃 五、四 | 德川禁令考後案(第二帙) |
| 第一三二號 〃 三、一〇 | ソワイエツト露西亞の法制(後篇) | 第一五二號 〃 五、五 | 佛國民商事裁判管轄 |
| 第一三三號 〃 三、二 | 限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇 | 第一五三號 〃 五、六 | 佛蘭西に於ける檢事の職務 |
| 第一三四號 〃 三、二 | 一九二七年伊太利刑法豫備草案 | 第一五四號 〃 五、七 | 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案 |
| 第一三五號 〃 三、二 | 治安判事論 | 第一五五號 〃 五、八 | 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書 |
| 第一三六號 〃 四、一 | 各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究 | 第一五六號 〃 五、九 | 國際行刑會議報告書集 五 |
| 第一三七號 〃 四、二 | 刑の量定(前篇) | 第一五七號 〃 五、一〇 | 國際行刑會議報告書集 六 |
| 第一三八號 〃 四、三 | 刑の量定(後篇) | 第一五八號 〃 五、二 | 國際行刑會議報告書集 七 |
| 第一三九號 〃 四、四 | 佛に於ける家族制の變遷 | 第一五九號 〃 五、三 | 德川禁令考後案(第三帙) |
| 第一四〇號 〃 四、五 | 陪審裁判手續に關する問(前篇) | 第一六〇號 〃 六、一 | 少年保護司指針 |
| 第一四一號 〃 四、六 | 陪審裁判手續に關する問(後篇) | 第一六一號 〃 六、二 | 米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査 |
| 第一四二號 〃 四、七 | 德川禁令考後案(第一帙) | 第一六二號 〃 六、五 | 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇) |
| 第一四三號 〃 四、八 | 獨逸司法制度(前篇) | 第一六三號 〃 六、七 | 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇) |
| 第一四四號 〃 四、九 | 獨逸司法制度(後篇) | 第一六四號 〃 六、八 | 佛國司法制度(前篇) |
| 第一四五號 〃 四、一〇 | ソワイエツト露西亞民法(前篇) | 第一六五號 〃 六、九 | 佛國司法制度(後篇) |
| 第一四六號 〃 四、二 | ソワイエツト露西亞民法(後篇) | 第一六六號 〃 六、一〇 | 德川禁令考後案(第四帙) |
| 第一四七號 〃 四、三 | アメリカ合衆國に於ける少年裁判所 | 第一六七號 〃 七、一 | 支那歷代刑事法制的思想(上卷) |
| 第一四八號 〃 五、一 | ソワイエツト露西亞刑法 | 第一六八號 〃 七、二 | 支那歷代刑事法制的思想(下卷) |
| 第一四九號 〃 五、二 | ソワイエツト露西亞裁判所構成法刑 | | |
| 第一五〇號 〃 五、三 | 英米獨佛の手形法及小切手法 | | |

| | | |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 第一六九號 | 昭和七、四 | 司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案) |
| 第一七〇號 | 七、六 | 德川禁令考(第一帙) |
| 第一七一號 | 七、八 | 刑事事件集(附)刑事事件起按小手引 |
| 第一七二號 | 七、一〇 | ソヴィエト法の理論 |
| 第一七三號 | 七、三 | 德川禁令考(第二帙) |
| 第一七四號 | 八、三 | 德川禁令考(第三帙) |
| 第一七五號 | 八、五 | 民事事務修習の案 |
| 第一七六號 | 八、八 | 德川禁令考(第四帙) |
| 第一七七號 | 八、九 | 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(一) |
| 第一七八號 | 八、一〇 | 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(二) |
| 第一七九號 | 八、二 | 捜査事務に就て |
| 第一八〇號 | 八、三 | 德川禁令考(第五帙) |
| 第一八一號 | 九、一 | 獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年) |
| 第一八二號 | 九、二 | 犯罪生物學原論 |
| 第一八三號 | 九、四 | 德川禁令考(第六帙) |
| 第一八四號 | 九、五 | ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣 の覺書) |
| 第一八五號 | 九、七 | プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂 |
| 第一八六號 | 九、八 | 英國に於ける裁判と警察 |
| 第一八七號 | 九、九 | 德川民事慣例集(人事の部) |

| | | |
|-------|--------|--|
| 第一八八號 | 昭和九、一〇 | 一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポイランド改正刑法 及ポイランド違警罪法 |
| 第一八九號 | 九、二 | 取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察 |
| 第一九〇號 | 九、三 | 米國ユタ州に於ける不定期刑言渡 宣告猶豫及假釋放に關する調査 |
| 第一九一號 | 一〇、一 | 一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附錄重要附屬法令) |
| 第一九二號 | 一〇、二 | 德川民事慣例集(動産の部) |
| 第一九三號 | 一〇、三 | 獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法 |
| 第一九四號 | 一〇、四 | 一九二八年スペイン刑法 |
| 第一九五號 | 一〇、五 | ポイランド新民事訴訟法(一九三三 年) |
| 第一九六號 | 一〇、六 | 獨逸刑法提要(上) |
| 第一九七號 | 一〇、七 | ソヴィエト・ロシアは犯罪を克服 する |
| 第一九八號 | 一〇、八 | 伊太利刑法典 |
| 第一九九號 | 一〇、九 | 伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條 |
| 第二〇〇號 | 一〇、一〇 | 一九二二年 第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事錄 |
| 第二〇一號 | 一〇、一〇 | 一九二二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に於ける審査委員會會議記 録 |

| | | |
|-------|--------|---|
| 第二〇二號 | 昭和一〇、二 | 中華民國刑法・刑事訴訟法 |
| 第二〇三號 | 一〇、三 | ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法 |
| 第二〇四號 | 二、一 | 獨逸刑法提要(中) |
| 第二〇五號 | 二、一 | 德川民事慣例集 不動産の部(上) |
| 第二〇六號 | 二、二 | 佛國刑事訴訟法 |
| 第二〇七號 | 二、三 | 伊太利刑法典報告 |
| 第二〇八號 | 二、三 | 伊太利刑事訴訟法典報告 |
| 第二〇九號 | 二、四 | 佛國民事訴訟法改正草案 |
| 第二一〇號 | 二、四 | 米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て抽出したる指紋の定着方 法(獨逸司法省指紋採取規程 並指紋分類規程及同規程附表) |
| 第二一一號 | 二、五 | ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部) |
| 第二一二號 | 二、五 | 英國の刑事裁判 |
| 第二一三號 | 二、六 | 德川民事慣例集 不動産ノ部(下) |
| 第二一四號 | 二、六 | 個人主義的國家概念と法人國家 |
| 第二一五號 | 二、七 | 獨逸刑法提要(下) |
| 第二一六號 | 二、八 | 德川民事慣例集 訴訟ノ部 |
| 第二一七號 | 二、九 | ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度改正について |
| 第二一八號 | 二、一〇 | 新獨逸刑法に對する國民社會主義的 綱領(第一部) |
| 第二一九號 | 二、二 | 民事司法の疾患外三篇 |

| | | |
|-------|--------|--|
| 第二二〇號 | 昭和一二、二 | 刑事政策(犯罪學を基礎とする) |
| 第二二二號 | 一二、三 | 德川裁判事例(刑事ノ部) |
| 第二二三號 | 一二、三 | 一九三〇年獨逸國株式會社及 株式會社法草案並に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令 |
| 第二二四號 | 一二、一 | 一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並に刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書 |
| 第二二五號 | 一二、三 | 獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨 逸辯護士法條文 |
| 第二二六號 | 一二、三 | 佛國法學通論 |
| 第二二七號 | 一二、四 | 初等英法教科書 |
| 第二二八號 | 一二、四 | フランス、ドイツ及イギリスに於け る裁判所と刑事 |
| 第二二九號 | 一二、五 | 第十一回國際刑法及び監獄會議關係 論文集 |
| 第二三〇號 | 一二、六 | 滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新 刑事訴訟法典同草案 |
| 第二三一號 | 一二、七 | 獨逸刑事判決の作成 |
| 第二三二號 | 一二、八 | 新法律學の基本問題 |
| 第二三三號 | 一二、九 | 清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小 山豊太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件 記録 |
| 第二三四號 | 一二、一〇 | 滿洲帝國民法典 |
| 第二三五號 | 一二、二 | 將來の獨逸刑法(總則) |
| 第二三六號 | 一二、三 | 滿洲帝國商事法規 |

| | | | |
|-------------|---|-------------|--------------------------------------|
| 第二三六號 昭和二、一 | 將來の獨逸刑法(各則)上 刑法委員會事業報告 | 第二五四號 昭和四、六 | 將來の獨逸刑事訴訟手續(上) 刑事訴訟法委員會報告 |
| 第二三七號 一、二 | 滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法 | 第二五五號 一四、七 | 裁判官による契約の修正 |
| 第二三八號 一、三 | 將來の獨逸刑法(各則)下 刑法委員會事業報告 | 第二五六號 一四、八 | 將來の獨逸刑事訴訟手續(中) 刑事訴訟法委員會報告 |
| 第二三九號 一、四 | 一九三七年獨逸株式法理由書 | 第二五七號 一四、九 | 間諜行爲 |
| 第二四〇號 一、五 | 法律家たるの適性に就て(法律家特 に判事の職務に就ての心理學的考 察) | 第二五八號 一四、一〇 | 佛蘭西刑法典 (附)獨逸裁判所構成法・刑事訴訟法 中改正法文 |
| 第二四一號 一、六 | 一九三七年獨逸國司法官候補指導者 會議錄 | 第二五九號 一四、二 | 裁判所構成法註釋 並裁判所構成法議事速記録 |
| 第二四二號 一、八 | 株式會社貸借對照表論(上) | 第二六〇號 一四、二 | 將來の獨逸刑事訴訟手續(下) 刑事訴訟法委員會報告 |
| 第二四三號 一、八 | 株式會社貸借對照表論(下) | 第二六一號 一四、三 | スイス債務法 |
| 第二四四號 一、九 | 獨逸に於ける試補養成上の諸問題 | 第二六二號 一五、一 | 瑞西聯邦統一新刑法典 |
| 第二四五號 一、一〇 | 戰爭と犯罪 | 第二六三號 一五、二 | 獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際 |
| 第二四六號 一、二 | 一般除罪への逃避及び獨逸大審院と 利益法學 | 第二六四號 一五、三 | 獨逸に於ける價格關係の 諸問題(其一) |
| 第二四七號 一、一 | イエーナに於ける檢事並に刑事裁判 官の刑事法講習、外法曹教育に關す る論文三篇 | 第二六五號 一五、四 | 民事訴訟に於ける證據法上の根本問 題 |
| 第二四八號 一、二 | 商標法 | 第二六六號 一五、五 | 情況證據の原理(上) |
| 第二四九號 一、三 | 商標に關する法律の史的基礎 | 第二六七號 一五、五 | 戰爭と犯罪 |
| 第二五〇號 一、三 | 保險關係論集 | 第二六八號 一五、七 | 伊太利民事訴訟法豫備草案報告 |
| 第二五一號 一、四 | 評議の秘密 | 第二六九號 一五、八 | 各國現行行刑制度 |
| 第二五二號 一、五 | 社會と監獄 | 第二七〇號 一六、六 | 中華民國臨時政府民法親族相續編修 正案 |
| 第二五三號 一、六 | 豫審の問題 | | |

第二七一號 昭和二、六 ホー(編)司法精神病學綱要(上)
第二七二號 昭和二、九 情況證據の原理(下)

14 5

54

Vertical text on the right page, possibly bleed-through or a stamp.

終

日本標準規格A列五號